

規制改革推進に関する答申（案）  
～コロナ後に向けた成長の「起動」～

令和4年5月27日

規制改革推進会議

I	総論	1
1.	はじめに	1
2.	基本的な方向性	1
3.	審議経過等	6
4.	本答申の実現に向けて	7
5.	次のステップへ	7
II	各個別分野における規制改革の推進	8
1.	分野横断的な新たな取組	8
(1)	多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し	8
ア	建設業における技術者の資格要件の見直し	9
イ	下水道分野における技術者の資格要件の見直し	10
ウ	水道分野における技術者の資格要件の見直し	10
エ	プログラム医療機器（S a M D）の開発に関する医療機器等総括製造販売責任者の資格要件の見直し	10
(2)	ローカルルールの見直し	11
ア	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減	11
イ	農地転用許可制度における運用のばらつきの解消	13
ウ	地方公共団体等と事業者の間の手続における「ローカルルール」の解消	14
(3)	規制改革関連制度の連携	14
2.	スタートアップ・イノベーション	16
(1)	スタートアップに関する規制・制度見直し	16
ア	法人設立手続の迅速化・負担軽減	16
イ	エクイティの柔軟な活用を可能とする制度見直し	18
ウ	経営者保証制度に関する取組	18
エ	事業成長担保権の創設・整備について	18
オ	新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備	18
カ	海外人材の活躍に資する制度見直し	19
(2)	常駐・専任規制等の見直し	19
・	生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し	19
(3)	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化（スマート保安に向けた規制見直し	20
(4)	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	20
(5)	デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備	21
(6)	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	22
(7)	M a a S 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びG T F S - J P の普及・促進	24
(8)	電力データ活用による新たな付加価値創造	25
(9)	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	25

(10) D Xを通じたタクシーの利便性向上 .....	26
(11) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方.....	27
ア 電波の有効利用 .....	27
イ デジタル時代における放送制度の在り方について .....	27
(12) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について.....	29
(13) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進 .....	30
(14) 美容師の養成の在り方 .....	32
(15) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項 .....	33
・ 資金移動業者の口座への賃金支払 .....	33
<b>3. 人への投資</b> .....	34
(1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育 .....	34
ア 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育 .....	35
イ 外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現.....	36
(2) グローバルなイノベーションを育む高等教育.....	39
ア イノベーションの芽を育む大学設置基準等 .....	39
イ 社会変革を促す新しい学究を支える環境整備.....	41
(3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し .....	41
ア 労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し .....	41
イ 既存の各種制度の活用・拡充 .....	42
(4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進.....	43
ア 職務等に関する労働契約関係の明確化.....	43
イ 多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援 .....	44
ウ 求職者等のニーズに応える職業関連情報の提供.....	45
エ 産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援.....	45
(5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組 .....	46
ア 雇用仲介制度の見直し .....	47
イ 求職者等のニーズに応える職業選択関連情報の提供.....	47
(6) 育児休業の取得促進.....	47
(7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上） .....	48
(8) 養育費の確保に向けた取組.....	49
(9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方.....	51
(10) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項 .....	51
・ 大学等における多様なリカレント講座の開発促進 .....	51
<b>4. 医療・介護・感染症対策</b> .....	52
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化.....	52
ア 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備 .....	53
イ 新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備.....	54
(2) 医療D Xの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実） .....	54
ア オンライン診療・服薬指導の更なる推進 .....	54

イ	電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人確認の円滑化	57
ウ	患者のための医薬品アクセスの円滑化	58
エ	家庭用医療機器において兆候を検出した疾病名の表示	59
オ	医療機器等の広告規制の見直し	59
(3)	医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮	60
ア	薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）	60
イ	医療人材の不足を踏まえたタスクシフト／タスクシェアの推進	61
ウ	地域医療構想調整会議の透明性の向上等	61
エ	社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化	62
オ	医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等	62
(4)	質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進	63
ア	プログラム医療機器（SaMD）に関する承認審査等の見直し	63
イ	プログラム医療機器（SaMD）の開発に関する医療機器製造業規制等の見直し	64
ウ	創薬等に向けた医療データの利活用の促進	64
エ	治験の円滑化	65
(5)	利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築	65
ア	特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化	66
イ	特別養護老人ホームにおける施設内の医療サービス改善	66
ウ	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減【再掲】	67
(6)	その他	68
	・ サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し	68
<b>5.</b>	<b>地域産業活性化</b>	<b>69</b>
(1)	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	70
(2)	地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進	71
ア	地方における住宅宿泊管理業の担い手確保	71
イ	申請手続の簡素化・オンライン化の推進等	71
(3)	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	72
(4)	農地利用の最適化の推進	73
(5)	農業用施設の建設に係る規制の見直し	74
(6)	農地の違反転用等の課題	75
(7)	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	77
(8)	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	78
(9)	畜舎に関する規制の見直し	80
(10)	林業の成長産業化に向けた改革の推進	81
ア	森林経営管理制度	81
イ	国産材の利活用	82
ウ	高性能林業機械の導入促進	83
(11)	改正漁業法の制度運用（資源管理）	85
(12)	漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	86

(13) 水産流通適正化法の制度運用等.....	89
<b>6. デジタル基盤.....</b>	<b>91</b>
(1) 社会のデジタル化の基盤整備.....	91
ア 5G等の普及拡大に向けた取組.....	91
イ インターネットバンキングの利用促進.....	93
ウ 企業の会計業務におけるデータ流通の促進.....	94
エ 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化.....	96
オ 船荷証券の電子化.....	97
カ 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化.....	97
キ 自筆証書遺言制度のデジタル化.....	99
ク 株主総会資料のオンライン提供の拡大.....	100
(2) 行政手続デジタル化の基盤整備.....	101
ア 共通基盤の整備.....	101
イ 情報連携基盤の整備.....	103
ウ 情報システム調達を通じたデジタル化の推進.....	104
(3) 行政手続のオンライン化の推進.....	105
ア 行政手続のオンライン化の推進.....	105
イ 性質上オンライン化が適当でないとされた手続の検証.....	107
ウ 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化.....	108
(4) 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進.....	112
(5) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進.....	113
・ オンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進.....	113
(6) 司法手続におけるデジタル化の推進.....	123
ア 民事訴訟手続のデジタル化.....	123
イ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化.....	124
ウ 刑事手続のデジタル化.....	126
(参考資料1).....	128
規制改革推進会議委員及び専門委員名簿.....	128
(参考資料2).....	130
規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過.....	130

## I 総論

### 1. はじめに

規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置されて以降、令和2年7月2日、令和3年6月1日にそれぞれ審議の結果の取りまとめを行っている。

本答申は、前回の取りまとめ以降、約10か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を取りまとめたものである。

### 2. 基本的な方向性

#### (1) 規制改革推進会議の役割

政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるための検討を行っている。こうした中で、規制改革推進会議の役割は、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応し、個別具体的な規制・制度を見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していくことである。

成長が好循環の起爆剤となるためには生産性向上が不可欠である。生産性向上の制約要因となる規制・制度について、イノベーションの進展も含めて、その時々を経済社会の状況に応じて不断の見直しを行うことが必要である。特に、デジタル時代の経済社会の変化は予想が困難で劇的かつ急激なため、そうした目まぐるしく大きな変化を素早く察知し、適切かつ柔軟に対応することが必要であり、特定の技術・手段などを求める画一的で「事前型の規制・制度」から、技術中立的でリスクベース・ゴールベースの柔軟な『事後型の規制・制度』への見直しを進めていかなければならない。すなわち、そのような事後型の規制体系への見直しを通じて、新しい技術の登場やその活用、イノベーションの社会実装を促進し、付加価値の高い新製品・新サービスの創出と市場への浸透による、新たな成長産業を創出していくべきである。

また、旧態依然とした規制・制度を見直し、「場所」や「対面・目視」などの物理的な制約や非効率的な手順・作業から人々を開放するとともに、既に一部の分野において人間の能力を上回っているデジタル技術等を活用し、事業活動の生産性向上や消費者の利便性を向上させることにより、「人」が生み出すことのできる付加価値や活躍の機会を増やしていくべきである。同時に、社会のデジタル化や知識経済化が急速に進展する中で、「無形資産」の重要性もますます高まってきており、研究開発などのイノベーション活動に必要な不可欠な人的資本への投資を積極的に行っていかなければ、我が国の国際競争力を高めることはできない。

これらの目的を果たすためには、単に規制・制度を形式的に見直すだけでなく、改革の成果が国民に浸透する段階まで見据えて取り組んでいかなければならない。現場の声を拾い上げるとともに、現場まで改革の成果を届ける双方向の「コミュニケーション」により、国の規制・制度の見直しだけでなく、自治体の現場での運用、民

間のルール・慣習などを含め、改革を実行していく。

これまで、本会議では、イノベーションの社会実装に向けた FinTech（フィンテック）やモビリティの分野に関する規制や慣行の見直し、農業者や漁業者が出荷先を自由に選べるようにするための制度や慣行の見直し、産業医の常駐・兼務規制の見直しなどに取り組んできた。また、デジタルに関しては、行政手続等に関して、押印を義務付ける手続、書面の作成・提出等を求める手続、対面や出頭を求める手続などの見直しを進め、行政手続において約 99%の押印義務の廃止、オンライン化されていない行政手続の約 98%を令和 7 年までのオンライン化方針、オンライン診療・服薬指導に関する新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置の恒久化、オンライン教育に関する規制・制度の見直しなどを実現してきた。このように本会議では、現場のニーズに即した個別具体的な改革に取り組むとともに、それらの改革事項のフォローアップを丁寧に行い、規制所管省庁による確実な実行・実施を求めてきた。

## （２）分野横断的な新たな取組

会議では、分野横断的な新たな取組として、資格要件の在り方やローカルルールの見直し、規制改革関連制度の連携に関する実施事項を本答申に盛り込んだ。具体的には、次のとおりである。

### ◆地方の人手不足や「人」の活躍に資する資格要件の見直し

技術者や士業等の資格取得については、試験や学歴・実務経験等が要件として定められている場合が多い。これらの要件は、受験資格として実務経験を求めつつ学歴によって必要な実務経験年数が異なるものや、試験ではなく学歴と実務経験によって資格を取得できるが、大卒・高卒等の学歴や卒業した学科によって必要となる実務経験年数が異なるものなどに類型化することができる。

卒業人数が限られている指定学科卒者の採用が中小企業にとっては困難であることに加え、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者や他業種から中途採用した人材のキャリア形成の妨げになっているとの指摘がある。その他、指定学科の卒業者と指定学科以外の卒業者に大きな差はないとの意見もある。さらに、フリーランスや兼業・副業等も含め、働き方の多様化により、有資格者の雇用環境も変化してきている。

また、ここでいう「学歴」については、様々な資格において、文部科学省所管の学校教育法における大学(院)・短大・高等専門学校（いわゆる高専）を念頭に制度が設計されており、これ以外の教育施設であるいわゆる「省庁大学校」などは含まれていないケースもある。地域によっては、資格が指定する学科を置く大学等が所在していないこともあり、こうした取扱いの差についても、地域の実情も踏まえ、行政の縦割りを超えた検討を進めていかなければならない。

こうした資格要件には、制度の制定当初は一定の合理性があったと考えられるが、技術の進展、雇用形態の変化、地方や中小企業の人手不足、「人」の活躍といった観点など、その時々を経済社会の変化を踏まえ、不断の見直しが求められる。業界や資格によって資格を取り巻く状況やその取得要件は様々であるところ、横串で一気通

貫の見直しを行うことは困難な側面もあると考えられるが、学歴によって差を設けることについて必ずしも合理的かつ明確な理由がないものについて、本会議における先行的取組を横展開しつつ、分野横断的に一つ一つ見直していくことが必要である。

◆事業者等の負担軽減を図るためのローカルルールの見直し

各種様式や法令の解釈・運用に地域ごとのばらつきが存在し、これが国民や事業者の負担になっているという、いわゆる「ローカルルール」の問題が指摘されている。

地域ごとのばらつきについては、企業活動・形態の広域化・多様化の進展に加え、コロナ禍を契機とした社会全体のデジタル化の要請と相まって、特に地方公共団体ごとに異なる書式・様式等の課題がこれまで以上に顕在化してきている。

また、行政手続上の書式・様式等の違いだけでなく、各種制度の運用面のばらつきの問題も指摘されている。特に、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルールは、地方公共団体の行政区域を超える事業活動を行う企業等にとって負担になるだけでなく、各種制度や行政に対する不公平感や不信感を助長することにもつながりかねない。

国と地方の役割分担の中で、「最後は自治体判断」であることを前提とする結果、かえって国民・事業者の負担が増大し、利便性が損なわれることがあっては本末転倒である。分権化すべきは政策であって、書式・様式等の業務の細目ではない。運用面のばらつきについても、法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例について、制度周知を徹底するなど、その解消を図っていかねばならない。

こうしたローカルルールについては、企業活動の広域化や行政手続のデジタル化の進展も踏まえ、手続様式の標準化、法令解釈や法令の趣旨を踏まえた運用の適正化・精緻化といった必要な措置を講じていく必要がある。地方自治を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するため、先行事例を横展開し、国として分野横断的に検討していくべきである。

◆規制改革関連制度の連携による国民・事業者目線での支援・推進体制の構築

規制改革の推進に当たり、例えば、デジタル分野についてはデジタル改革、規制改革、そして行政改革の共通指針として「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（以下「デジタル原則」という。）」が令和3年12月に策定されたところであり、当該デジタル原則に基づいて取り組む「横断的な課題の検討・実行」というトップダウンの取組と、これまでも規制改革・行政改革ホットラインなどの仕組みを通じて取り組んできた、国民の声や要望に基づき集中的に議論する「個別具体的な規制・制度の見直し」というボトムアップを車の両輪として進めていくことが望ましい。その際、横断的な見直しの過程で固有の事情等が明らかになった個別課題を、規制改革推進会議の各ワーキング・グループにおける専門的な調査審議の場にタスクアウトする。また、これまで規制改革推進会議が先行して取り組んできた横断的な取



組を加速するとともに、個別規制の見直しの過程で明らかになった横断的課題をデジタル臨時行政調査会にフィードバックし、一括見直しにつなげていく。このように両会議間でタスクアウトとフィードバックを柔軟に行いながら連動していくことが改革を進める上で重要である。

その上で、政府はデジタル臨時行政調査会やサンドボックス制度、国家戦略特区制度等を始め、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んできているところである。また、スタートアップが新たな事業に挑戦する際の規制に関する法務サポートや相談対応など、現場の規制改革ニーズを吸い上げるスキームも存在している。しかしながら、国民やスタートアップを含む事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっているとの声もある。

特に、スタートアップにとっては迅速なビジネス展開が生き残りの鍵である。このため、海外で活用されている技術や展開されているビジネスモデルが、日本では規制により禁止されている、又は適法か否かが不明確であるという場合に、組織のリソースが必ずしも十分でないスタートアップに対してビジネス展開のためのリーガルサポートや法務情報の提供を行ったり、あるいは当該規制の見直しを迅速に実現するなど、政府の支援・推進体制が不可欠である。

また、各種の規制改革制度について、利用者目線での運用や各制度間での連携が十分でない場合、国民・事業者の負担や利便性低下につながるだけでなく、個別の取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれがあるほか、人的リソースが限られている中で規制改革を担当する事務局や規制所管省庁における改革推進の足枷にもなりかねない。

このため、スタートアップを核とした規制改革を推進する観点からも、規制改革関係府省庁の連携を図る場を設置するなど、各府省にまたがる規制改革関係部局や窓口の連携強化を図ることが必要である。連携に当たっては、引き続き好事例の横展開・情報共有を進めていくことはもとより、国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備を一層推進し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築すべきである。

なお、グリーン分野については、2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けた再生可能エネルギーの適切な導入拡大のために、規制改革推進会議とは別の枠組みである「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、規制改革に関する議論が行われることとされており、会議としても同タスクフォースの取組を注視しているところである。

### **(3) 改革の重点分野**

今後、我が国の生産性向上、成長産業・分野を考えたときに、①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資、③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化（農林水産、観光等）、⑤デジタル基盤の5つの重点分野が鍵となる。

第一に、スタートアップ・イノベーションは新たな需要・消費を創出するとともに

大きな雇用を生み出し、いつの時代においても経済成長の原動力である。古い規制・制度が新産業の創出や新技術の活用、新しいビジネスモデルやサービスの展開を阻害することがあってはならず、イノベーションに対応した規制・制度体系への移行が求められる。特に今日においては、自動運転、新型モビリティ、FinTech（フィンテック）、プラットフォーム型ビジネスなど、新しいテクノロジーを活用したビジネスやサービスが次々と登場してきている。規制・制度が本来目指していた目的とビジネス機会の両立を図りながら、今後の成長が最も期待されるスタートアップやイノベーションを強力に後押しする規制・制度改革を進めていくことが、我が国経済の持続的成長や雇用の創出にとって極めて重要である。

第二に、「人」への投資である。今般の感染症拡大下においてオンライン教育やリモートワークを含めた働き方の課題が浮き彫りになったところであり、一層強力に規制・制度改革を進めていかなければならない分野である。また、現在世界では、人的資本を重視し、新たな成長につなげていく「新しい資本主義」を模索する動きが進んでいる。我が国においても、少子高齢化に伴い労働力人口が減少する中で、就業機会を増やししながら、誰もが活躍できる社会を実現し、安心して子育てを行うことのできる環境整備も含め柔軟で多様な働き方を実現するとともに、大学等の教育現場における創意工夫を阻害する規制・制度を大胆に見直していくことにより、イノベーションの源泉である質の高い教育を確保していくことが不可欠である。また、後述する常駐・専任規制の見直しは、リモート・オンラインや兼務といった働き方を可能にするものであり、「人」ができることを増やす観点からも取り組む必要がある。

第三に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の中で課題が再認識された医療・介護・感染症対策分野である。これまで、オンライン診療・服薬指導に関する新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置の恒久化など、医療・介護に関する規制改革に取り組んできているが、自宅を始め身近な場所で受診や薬剤・医薬品受取、健康管理が可能となる環境の整備や、医療・介護職員の負担軽減・処遇改善とより専門能力を生かした業務に集中できる方策の検討、プログラム医療機器（Software as a Medical Device）の開発・実装や革新的な創薬の推進など、引き続き様々な課題が残されている。地域の高齢者などを含め、全国どこでも全ての国民が先進的で個人に最適化された医療・介護サービスを利用できる、患者本位・利用者本位の医療・介護制度の構築を進めていくため、デジタル技術の最大活用を始め医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）・介護DXを加速させていく必要がある。

第四に、地域産業活性化である。特に、農林水産の分野における規制改革は長年わたって取り組まれてきたが、依然として多くの課題が残されており、農林水産の所得向上や成長産業化も含め、地域を支える観光等とともに、人手不足や高齢化に対応する観点からも今後も精力的に規制・制度改革を進めていかなければならない分野である。また、中小企業の労働生産性、特にサービス産業の労働生産性は低く、プロセス・イノベーションなどを通じて、生産性向上に取り組まなければならない分野である。

第五に、デジタル基盤である。人の付加価値向上や生産性の向上を推進していく上

で、DXは、その重要な共通基盤となるものであり、分野横断的に推進していくことが不可欠と考えられる。新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の経済社会は大きなダメージを受けた一方で、本会議が取り組んできた押印・書面・対面に関する規制・制度の見直しの進展とともに、国民・産業界の意識が劇的に変化し、遅々として進まなかったデジタル化が急速に進むなど、社会の変化の兆しが表れている。これを契機に、デジタル基盤の整備が立ち遅れる地方も含め、デジタルをデフォルトにし、デジタル田園都市国家の実現を目指す。そして、誰一人取り残されないよう、我が国の基盤となるDXを一気呵成に推し進めるために、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進していく必要がある。本会議としても、デジタル臨時行政調査会と連携して、押印・書面・対面・常駐規制の見直しに取り組み、行政手続のオンライン化・利用率の引上げ、ベース・レジストリの整備・連携やキャッシュレス化の推進、司法、金融、建設等の個別分野のデジタル化、5Gの普及・拡大に取り組み、デジタル基盤の整備を推進する。

### **3. 審議経過等**

#### **(1) 審議経過**

会議は、令和3年8月23日に第11回規制改革推進会議を開催し、議長の互選等を行うとともに、デジタル、経済活性化、子育て・教育・働き方、医療・介護、農林水産の5つの分野に対応したワーキング・グループを設置し、今期の活動を本格的に開始した。なお、今期の活動では全ての会議をオンラインで開催した。

また、同年12月22日の第12回規制改革推進会議においては、前述したとおり、規制改革の基本的な方向性を打ち出すとともに、同年8月から約4か月間の規制・制度改革の審議に基づき、当面取り組むべき規制改革事項について中間取りまとめを行った。さらに、この規制改革の方向性に沿って、ワーキング・グループを改組するとともに、ワーキング・グループの機動性を高める観点から、よりスピーディーに規制改革を進めていく「ファストトラックプロセス」を検討手法として正式に位置付け積極的に活用していくこととし、審議体制の整備を行った。

#### **(2) 規制改革実施計画のフォローアップ**

これまでの規制改革のフォローアップとして、規制改革実施計画に定められた事項の実施状況に関する精査と評価を行った。

重要性の高い事項について各ワーキング・グループにおいて審議を行ってきたほか、令和3年6月の規制改革実施計画及び以前の規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況について令和3年度末時点のフォローアップを網羅的に行い、各ワーキング・グループにおいて報告内容の評価を行ったところであり、本評価に基づき、重点的にフォローアップが必要な事項を速やかに選定することが必要である。

#### **(3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付**

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、

広く国民の声をお伺いして改革に結び付けるため、従来の「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日より「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を開設した。過去の年間受付数を大幅に上回る提案を受け付ける状況となったことから受付を一時停止していたが、令和3年8月23日に受付を再開した。

ホットラインに寄せられた案件は、規制所管府省に検討要請を行い、その回答をホームページで公表している。また、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項ごとに整理し、各ワーキング・グループにおいて、更に精査・検討を要する事項を厳選して議論を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

#### 4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

#### 5. 次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースがしばしばみられる。

決定事項が骨抜きにならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないか等、会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、KPI等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいく必要がある。

## II 各個別分野における規制改革の推進

### 1. 分野横断的な新たな取組

#### (1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

##### <基本的考え方>

日本の建設業では、高齢化の進行により将来における担い手不足が懸念されており、特に地方部において、技術者の担い手確保・育成が課題となっている。これは建設会社などの民間セクターに限ったことではなく、下水道や水道といったインフラを管理している公的セクターにおいても同様の問題を抱えている。また、公的セクターでは、地方公共団体の技術職員が数年程度の周期で異動することが一般的であるため、資格取得のために長期間の実務経験を求める現行の制度では、専門的な技術者を育成することが難しいという課題が聞かれた。

このような中、技術者に求められる資格要件として、学歴に応じて必要となる実務経験年数に差異を設けていることで技術者の確保・育成の足かせになっていることを始め、資格要件の見直しを求める声が存在する。

具体的には、建設業に関して、建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、技術検定を受検しない場合、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要であるが、中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒の人材を採用することは難しく、指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長すぎるとの声が寄せられている。

下水道分野に関しては、高卒と大卒とで差異を設ける必要はあまりないのではないかという声や、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士のみならず、技術士補や施工管理技士などの国家資格を取得した場合にも実務経験年数の緩和を望む声などが下水道事業者である一部の地方公共団体から寄せられている。

水道分野に関しても施工管理技士などの国家資格を有する人材の活用策の検討のほか、水道の布設工事監督者の資格取得に必要な実務経験年数として、高卒と大卒とで差異を設ける必要はあまりないのではないかと、下水道の制度を参考に土木等に関する経験年数を加味できるようにしてほしいなどの声が水道事業者である一部の地方公共団体から寄せられている。

資格要件を設定したのは、日本の人口が増えていた昭和時代であり、今の時代背景は当時から変化している。また、情報技術が進展し様々な情報に容易にアクセスできるようになっている今日においては、必ずしも大学などの教育機関などでの座学を求めずとも、自ら必要な技術に関する知識を習得することは一定程度容易になっていることも考えられ、どのような年齢でも多くの方にチャンスがある、非常に多様でフェアな社会の実現のためにも、合理的な資格要件への見直しが求められる。

これらの見直しに当たっては、施工・管理の場面も含めてデジタル技術の一層の利活用を通じた生産性向上が期待される今日において、知識と経験のそれぞれ

において技術者として備えるべきものが何であるかを整理し、学歴に応じた実務経験年数の差異の見直しや実務経験の内容評価などを通じて、資格取得や受検の要件の合理化を検討することが重要である。

さらに、試験だけでは習得することのできない知見の共有や他の職員からの技術継承等のために実務経験が重要であることは言うまでもなく、少子高齢化時代における人材確保に取り組む上では、実務経験年数の単純な短縮を始めとする資格要件等の合理化のみならず、技術者の配置・専任の在り方やデジタル技術の活用による業務支援などを始めとする総合的な施策についての検討を行うことも重要である。

なお、水道分野の見直しに当たっては、法令の改正に応じて、その規定を参酌し条例で要件を定めることとされている全ての地方公共団体において水道条例の改正を行う必要があるため、地方公共団体の事務負担が最小となるように留意する必要がある。あわせて、水道法（昭和32年法律第177号）第12条及び第19条に規定する政令で定める資格を改正する場合に、水道事業者である地方公共団体が、政令と同じ資格を希望している場合には、当該地方公共団体の条例で政令と同じ資格を定める必要がなくなるよう、その規定方法について検討することが望ましい。

また、医療分野においても、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）により医療機器の製造販売業者に配置することが求められている医療機器等総括製造販売責任者の資格要件として、大学等で物理学、化学等の専門課程を修了したこと等の学歴要件等が定められている。他方、社会実装が急速に進んでいるSaMDの開発においては、ソフトウェア開発経験者等の多様な人材が関わるようになってきているものの、現行の当該資格要件では、例えばソフトウェア開発に関する専門性を有した人材を医療機器等総括製造販売責任者として配置することが難しいとの指摘があり、SaMDの性質も踏まえ、実態に即して医療機器等総括製造販売責任者を配置できるよう、資格要件を見直す必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

### ア 建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

## イ 下水道分野における技術者の資格要件の見直し

【令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

国土交通省は、人口減少や過疎化が進んでいる地域を始めとした全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することかできないかどうか留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行う。

## ウ 水道分野における技術者の資格要件の見直し

【令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、遅くとも水道法改正に併せて措置】

厚生労働省は、全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、以下の①から③までの点に留意して検討を行い、遅くとも水道法改正のタイミングで必要な制度の見直しを行う。

- ① 水道における布設工事監督者の資格要件について、下水道における資格要件制度を参考に、関連するインフラ経験年数を加味できるかどうかについて検討を行うとともに、水道の工事に関する実務経験として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異が今日において合理的であるかという観点から検討を行う。
- ② 水道における水道技術管理者の資格要件について、水道技術管理者に求められる実務経験年数として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異の根拠について、資格取得に必要な各種の実務経験年数が今日において合理的であるかという観点から検討を行うほか、これらの見直しに当たって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う登録講習の課程（学科15日、実務15日）を修了した場合、最大で10年以上の実務経験が不要となることとの整合性についても比較考量の上、検討を行う。
- ③ 既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することかできないかどうか留意して検討を行う。

## エ プログラム医療機器（SaMD）の開発に関する医療機器等総括製造販売責任者の資格要件の見直し

【引き続き検討を進め、令和4年度結論】

厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMDの適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件とし

て定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。

## (2) ローカルルールの見直し

会議では、各種様式や制度運用に地域ごとのばらつきがあり、事業者等の負担になっていること、いわゆる「ローカルルール」の問題について、各ワーキング・グループにおいて調査審議を行ってきた。

例えば、介護分野における事業者の申請手続等の事業者が地方公共団体に対して行う手続については、デジタル化の遅れに加え、地方公共団体ごとに異なる様々な書式・様式等に係る対応が事業者の大きな負担となっている。様式が統一されれば、事業者等の利便性が向上する一方、単なる書類の様式については、一般に、統一化・標準化を推し進めることによって地方自治の本旨が損なわれる懸念は小さいと考えられる。国・地方が連携し、手続のデジタル化とともに、ローカルルールの見直しに向け対応策を講ずるべきである。

地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ取組を進める必要があるが、分権化すべきは政策であって、書類の様式等の業務の細目ではない。このため、例えば、省令等により国が定める様式を使用して手続を行うこととし、事業者等にとって負担となっている項目については地方公共団体独自の様式を廃止することも検討すべきではないか。

また、こうした手続上の書式や様式等の違いだけでなく、各種制度の運用面のばらつきについても指摘がなされている。法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例などは、地方公共団体の行政区域を超える事業活動を行う事業者等にとって負担になるだけでなく、各種制度への不公平感や不信感を助長することにもつながる。

このようなローカルルールについては、社会のデジタル化が進展するなかで、従来以上に課題となっている。また、地方公共団体にとってもデジタル技術を活用して定型的な業務を効率化していくことは喫緊の課題となっている。こうした中、地方自治を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するため、先行事例を横展開し、国として分野横断的な視点で検討していくべきである。

なお、事業者が行う手続だけでなく、住民（個人）が行う手続についても、システム、データベース等の整備を行う際には同様の考慮を行い利用者及び地方公共団体等の双方にとって合理的な行政手続につながるような整備を行うことが求められる。

以上の観点から今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### ア 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

- 【a, b, e, f : 令和4年度措置、  
c : (前段) 令和7年度措置、(後段) 令和4年度上期措置、  
d : 令和7年度措置】

### <基本的考え方>



深刻化している介護人材の不足や処遇の状況を踏まえ、10年先、20年先をも見据えつつ、必要な人に必要な介護サービスを提供し続けられる持続的な介護制度を構築する必要がある。この点、介護サービス利用者のケアに直接関わらない事務業務等の負担を抑制し、限られた介護人材が利用者のケアに集中できる環境を整えることが重要である。このような観点から、介護事業者による地方公共団体に対する各種申請・届出等における書類の様式や提出方法等に係るローカルルールを解消すること等により事務負担を削減し、介護職員が利用者に向き合える時間を拡充させる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法（平成9年法律第123号）の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

- b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。
- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、な

お従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

- d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの特典を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

## イ 農地転用許可制度における運用のばらつきの解消

【令和4年度措置】

### <基本的考え方>

農地転用許可の手続全般については、一部の都道府県・指定市町村において、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルール（新たに取得した農地は3年以上耕作しなければならない、近隣土地所有者の同意書を一律に添付しなければならない等）が確認されているほか、法令上許容される範囲で独自基準を定めている都道府県・指定市町村においても、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第3項の規定上、審査基準を公にしなければならないとされているところ、当該審査基準が公表されていないといった不適正な運用が確認されている。農地転用許可制度に係る不適正なローカルルールや運用のばらつきを解消するためには、制度周知を徹底し、その浸透を図ることが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地方公共団

体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。

## ウ 地方公共団体等と事業者の間の手続における「ローカルルール」の解消 ＜基本的考え方＞

事業者が地方公共団体に対して行う手続については、事業者の活動が地方公共団体の区域に限定されないことが一般的であるため、地方公共団体ごとに書式・様式等が異なることや、手続に関する細かいルールが異なり、その必要性が事業者には理解できない「ローカルルール」が存在すること等がオンライン化の遅れと相まって事業者の大きな負担となっている。

地方公共団体の創意工夫により、地域の実情を踏まえた政策立案が重要であることは論をまたないが、実質的な判断に関係のない様式や手続のルールがバラバラである必要はない。可能な限り具体的に共通ルールを定めるなど手続を標準化した上で、形式審査について、入力支援等の仕組みによって可能な限り機械処理するシステムを規制所管府省が提供することは、事業者等のメリットになるだけでなく、地方公共団体にとっても、業務の効率化やデジタル化による業務の高度化など多くのメリットがある。

こうしたことを踏まえ、規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続について、デジタル化を推進する前提として、介護分野における取組なども参考にしつつ、「ローカルルール」を可能な限り解消すべきである。

## ＜実施事項＞

規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続であって年間1万件以上であるものについて、6.(3)「行政手続のオンライン化の推進」等により、「ローカルルール」の見直し(標準化)・デジタル化に一体的に取り組む。

## (3) 規制改革関連制度の連携

【a, b : 令和4年措置】

## ＜基本的考え方＞

政府においては、規制改革の推進に当たって、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んできているところである。

他方で、国民やスタートアップを含む事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっている側面も否定できず、国民・事業者の負担や利便性低下につながるだけでなく、個別の取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれがある。さらに、人的リソースが限られている中で規制改革を担当する事務局や規制所管省庁における改革推進の足枷にもなりかねない。

利用者目線での運用や各規制改革関連制度間での連携を進め、迅速に規制・制度改革を行うための政府の推進体制が不可欠である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める。連携に当たっては、特に、好事例の横展開・情報共有や、国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備を一層推進することにより、規制改革プロセスの迅速化、検討項目等の重複排除による効率化、利用者側の利便性向上や負担軽減、各規制改革制度の利用促進などに取り組み、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する。
- b 経済産業省は、規制改革について知見を有する弁護士で構成する「スタートアップ新市場創出タスクフォース」により、新市場の創出や新事業の挑戦に取り組むスタートアップにとって障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行うなどスタートアップのための規制対応に関する助言や規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度等の企業単位の規制改革制度の利活用を促進することに加えて、他の規制改革制度を活用する方が適切な場合には、国家戦略特区や規制改革推進会議における審議等につなげることによって事業者の取組を政府横断的に応援する体制を整備する。

## 2. スタートアップ・イノベーション

世界中で新型コロナウイルス変異株が依然として猛威を振るい、我が国の経済社会にも大きなダメージをもたらしている中、新たな需要・消費を創出するとともに、大きな雇用を生み出すスタートアップ・イノベーションは、日本経済を再活性化させる上での原動力であり、今後の成長が最も期待される成長戦略の柱である。

特に、デジタル時代の経済社会の変化は予想が困難で劇的かつ急激なため、そうした目まぐるしく大きな変化を素早く察知し、適切かつ柔軟に対応することが必要であり、これまで当たり前とされてきた古い規制・制度が新産業の創出や新技術の活用、イノベーションによって生まれる新しいビジネスモデルやサービスの展開を阻害することがあってはならない。このため、従前の規制・制度そのものを迅速かつ不断に見直していくことで、我が国経済の持続的成長や雇用創出を強力に後押ししていくことが極めて重要である。

あわせて、急速な少子高齢化が進行する我が国においては、新産業・既存の産業を問わず、あらゆる産業分野で活躍する「人」への投資も一体的に推進し、「人」が生み出すことのできる付加価値や活躍の機会を増やしていくことで、事業活動の生産性を向上し、成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していかなければならない。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### (1) スタートアップに関する規制・制度見直し

#### <基本的考え方>

我が国の経済の持続的成長にとって、新たな技術やビジネスモデルを活用した商品・サービスの展開に挑戦するスタートアップは、イノベーションの担い手として、新たな需要・消費の創出とともに、大きな雇用を生み出す原動力となるものである。

コロナ後の経済システムの再構築を踏まえたグローバルな競争の中で、我が国において、スタートアップのさらなる創出・成長を実現するためには、多様なポテンシャルを持った者が、スピード感をもって積極的に起業し、適宜適切に成長の機会を得て自律的に経営資源を充実していくことができる、スタートアップフレンドリーな環境整備が求められる。

かかる環境の整備においては、起業に係る諸手続や、投資・融資に代表される資金調達のほか、公共部門からの積極的な事業機会の提供や、海外からの起業家の活躍促進など、様々な観点・場面における規制・制度上の課題に対して、総合的な見直しを迅速に進めていく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

##### ア 法人設立手続の迅速化・負担軽減

【a：実態調査については令和4年度、評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については遅くとも令和6年度、

- b：令和4年度上期、c：可能なものから順次措置、  
d：令和4年度から取組を開始し、遅くとも令和6年度までに措置】
- a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- b また、法務省は、上記と並行して、以下の現在の実務における改善も速やかに実施する。
- ・ 定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料としては当該株式会社の議決権数上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第3項参照）等をもって足りるものとする運用を全国統一的に実施する。
  - ・ 株式会社発起設立時の出資に係る払込みの時期について、設立時発行株式に関する事項が定められている定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面の同意があった日前に払込みがあったものであっても、発起人又は設立時取締役（発起人からの受領権限の委任がある場合に限る。）の口座に払い込まれているなど当該設立に際して出資されたものと認められるものについては、設立登記申請の4週間前など近接した時期のものであれば、出資に係る払込みがあったものと認めることとする。
- c 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、デジタル臨時行政調査会が提示したデジタル原則における「デジタル完結・自動化原則」を踏まえ、デジタル庁及び内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）と連携し、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続について、費用対効果も踏まえながら、行政機関内部の人による審査や判断の自動化を含むエンドツーエンドのデジタル完結に取り組む。
- d 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、上記cの取組に当たり、デジタル庁と連携しつつ、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続の審査や判断における具体的な基準や業務フロー等の把握、審査や判断に必要なデータの洗い出し、それらを踏まえた手続の自動化が可能な申請・届出の類型化、自動化の仕組みの検討等、デジタル技術を活用した行政機関内部の審査や判断の自動化のために必要な調査・検討を実施する。

## イ エクイティの柔軟な活用を可能とする制度見直し

【令和4年度措置】

経済産業省は、スタートアップの成長に向けたファイナンス環境を実現するため、経済団体、関係省庁と連携して、エクイティの柔軟な活用が可能な制度整備に関する課題や方策等について、検討し、結論を得る。

## ウ 経営者保証制度に関する取組

【令和4年度措置】

金融庁、経済産業省及び財務省は、起業関心層が考える失敗時のリスクとして経営者保証を抱えることが挙げられていることを踏まえ、官民金融機関、信用保証協会において経営者保証を徴求しない創業融資を促進する措置を講ずる。また、現在、官民金融機関、信用保証協会における経営者保証に依存しない融資の取組状況を公表しており、引き続き当該取組状況をフォローアップしつつ、新規融資において、経営者への規律付けに留意した上で、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた措置を講ずる。

例えば、財務省及び経済産業省は、日本政策金融公庫の取組として、①経営者保証免除特例制度の活用を促すため、融資の相談があった場合には、必ず同特例制度の基準を満たすかどうか事業者に伝える現行の運用の継続、②信用保証協会に倣った経営者保証を徴求しない具体的基準の率先した提示を行うように促す。

また、経済産業省は、信用保証制度における経営者保証を不要とする取扱いの基準について、中小企業・金融機関の双方に対して、説明の仕方を工夫した上での周知を行う。

## エ 事業成長担保権の創設・整備について

【引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

金融庁及び法務省は、資金提供・調達の充実がスタートアップや事業の成長・促進における喫緊の課題であることを認識・把握し、融資における新たな選択肢として不動産担保によらない成長資金の提供への利活用が期待される、「事業成長担保権」を始めとした事業全体を担保とする制度について、相互に積極的に連携して検討を進め、早期に一定の結論を得る。

なお、事業全体を担保とする制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。

## オ 新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備

【令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

経済産業省及び内閣府（C S T I）は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップなどによる新技術・製品の開発を促進するべく、中小企業

技術革新制度（S B I R）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすることについて、検討を開始し、結論を得る。

## カ 海外人材の活躍に資する制度見直し

【a：令和4年度措置、b：継続的に措置】

- a 法務省、経済産業省及び内閣府は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。
- b 法人設立手続における英語対応については、法務省によるこれまでの自動翻訳システム整備の検討などを踏まえつつ、法人設立関連手続の申請ガイド、書式見本等（記載例、様式）の周知、厚生労働省による社会保険・労働保険手続のガイドの周知の取組や、英語対応可能な社会保険労務士の業務代行が一層推進されるような環境整備などについて、引き続き、内閣府（対日直接投資推進室）は、対日直接投資推進会議においてフォローアップを行う。

## (2) 常駐・専任規制等の見直し

- ・ 生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【a：令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置、  
b：措置済み】

### <基本的考え方>

建設業においては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、各工事現場等に技術者の配置が義務付けられている。しかしながら、多くの事業者で技術者の確保や育成が課題となっており、工事の規模・種別を問わず一律に規制することは、生産性向上の妨げとなっているとの指摘もある。

I C Tの進展により、現場にいなくとも映像・音声を通じて、リアルタイムで現場の状況把握や現場にいる者との意思疎通が可能となっている状況を踏まえると、配置・専任要件については安全性に留意しつつも必要な見直しが図られるべきである。また、感染症対策の観点から例外的に認められているテレワークについても、職務従事に問題がないことが確認できているのであれば、速やかに恒久化の措置が図られるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任



要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

- b 国土交通省は、昨今のデジタル技術の利活用の進展を踏まえて、可能なものから早期に、技術者をどのように配置すべきかなどの配置・兼務に係る考え方や営業所専任技術者・経營業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知するなどの対応を行う。

### (3) 電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化（スマート保安に向けた規制見直し

【措置済み】

#### <基本的考え方>

近年、産業保安分野において、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた保安規制の見直しが必要である。見直しに当たっては、従来の制度をデジタル技術の活用を前提として、テクノロジーの活用で高度な保安を確保できる事業者の手续や検査の在り方を見直すことが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

経済産業省は、電力、都市ガス及び高圧ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者（以下「高度保安事業者」という。）については、行政の適切な監査・監督の下で、画一的な個別・事前規制から、事業者の保安力に応じたリスクベースの柔軟な規制体系へ移行する。具体的には、高度保安事業者について、①許可・事前届出から事後届出・記録保存への変更、②自主検査への移行（類似の公的検査の廃止）、③検査手法や時期の柔軟化（定期検査から常時監視へなど）、④検査記録の提出義務の廃止（記録保存化）など、手続・検査に係る規制を見直す。これらの見直しについて、産業構造審議会での結論を踏まえ、令和4年の通常国会に関連法案を提出する。

### (4) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

【令和4年度中に結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

身の回りのあらゆる電気製品には、無線LANやBluetoothなどの無線機器が搭載されるようになっている。全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるSociety 5.0の実現に向け、今後、IoT技術は一層発展し、無線機器の利用は今以上に拡大することが予想される。

他方で、我が国で無線LANやBluetooth等の無線機器を流通させるためには、機種ごとに、製造事業者が、「技術基準適合証明」、いわゆる「技適」を取得

する必要がある。海外で認証を受けた無線機器も、別途、我が国の認証を受ける必要があるところ、認証に係る試験項目の中には、海外と同等又は類似のものがあり、認証に係る試験の一部を省略できるものもあると考えられる。

今後、世界中で無線機器の利用が拡大していく中で、我が国製造事業者の費用負担削減という観点とともに、開かれた日本のマーケットにおいて、我が国の消費者が引き続き最先端の無線機器を利用できる環境を確保する観点からも、日本独自の認証基準を維持することの必要性及び相当性は検証されるべきであり、可能な限り、国際基準に調和させていくことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

総務省は、令和4年3月に立ち上げた「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において、日本と欧米における認証に必要な技術基準、試験項目、測定法等の差異を特定し、欧米基準の試験データの活用等による認証の効率化について検討を行う。具体的には、スタートアップ等の中小製造事業者や、海外の製造事業者等の様々な立場の意見も聴取した上で、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性についても検証し、欧米との調和を踏まえた、無線LAN等の技術基準適合証明等の見直しを行う。その際、海外で認証済みの一定の無線機器について、我が国の認証における試験を省略して使用可能にすることを含めた検討も行う。また、総務省は、登録証明機関によって認証結果が異なることがないように、試験項目や測定法を含む認証手続のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。

## (5) デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備

【令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置】

### ＜基本的考え方＞

セキュリティトークンとは、一般に、ブロックチェーン技術等を用いて有価証券をデジタル化したものである。デジタル化による取引の迅速化、コスト削減による販売単位の小口化などの利点を指摘する声もあり、現在は不動産投資を中心に取組事例が見られるが、今後はインフラ資産など投資対象の多様化や、投資家層の拡大への期待も寄せられている。

一方、セキュリティトークンが積極的に利用・活用されていくためには、投資家保護を確保した上で、より多くの投資家が市場に参加することが望ましい。係る投資家に対してセキュリティトークンの売買を通じた投資機会を提供するべく、流通（セカンダリー）市場の確立が重要となる。

我が国においては、有価証券は、取引所のほか、PTS（私設取引システム）、店頭において流通することが想定されるが、それぞれの枠組みは、現状において必ずしもセキュリティトークンの特性や機能を前提としたものとは言い難い。今後、セキュリティトークンのポテンシャルを十分に発揮するためには、デジタル

技術の発展も踏まえた流通市場のルールの整理を行い、セキュリティトークンを積極的に利用・活用できるための環境整備が求められる。

なお、セキュリティトークンについては世界的に普及していく可能性も想定されるところであり、我が国がセキュリティトークンの発行・流通において国際的に遅れることのないよう、スピード感を持った環境整備が求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

金融庁は、セキュリティトークンの流通（セカンダリー）市場について、我が国において国際的に遅れることなく環境整備を図るべく、投資家保護を確保しつつ、PTS（私設取引システム）該当性の明確化や、セキュリティトークンの特性・機能を踏まえたルールの合理的・柔軟な運用に向けて、関係自主規制団体の参加を求めることにより、ニーズ把握並びに規制及び自主規制の整合性確保を図りつつ、金融審議会での検討を進める。検討に当たっては、セキュリティトークンが進展を続けるデジタル技術を活用して投資対象や投資家の裾野を広げ得るものであることを踏まえ、また、セキュリティトークンの利用・活用を目指す関係者から幅広く情報収集を行い、検討結果に基づいて法令改正や監督指針改正等必要な措置を行うとともに、関係者への周知を行う。

### (6) デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

【a：令和4年度内に法案提出・令和4年度措置、  
b：（前段）令和4年内結論、（後段）令和5年内結論、  
c, d：令和4年内結論、】

### ＜基本的考え方＞

デジタル化・ネットワーク化による流通環境、消費動向及び創作環境の変化、グローバルなプラットフォームサービスの台頭を受け、コンテンツはデータ収集や消費者の囲い込みツールとしての性質を付与されるなど、データ駆動型経済を発展させるための中間財としての価値を併せ持つようになってきている。また、魅力あるコンテンツをソフトパワーとして活用することは、我が国が世界においてプレゼンスや影響力を維持し続けるためにも極めて有効な手段である。この際には、魅力あるコンテンツが多く創作されるようにするため、適切な対価還元の様相が整備されることは必須である。

良質なコンテンツの持続的な創造や既存のコンテンツの活用を促進する上では、過去コンテンツ、UGC（User Generated Content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた膨大かつ多種多様な著作物等について、利用円滑化による取引コストの低減と権利者への適切な対価還元を両立することが欠かせない。令和4年1月1日には著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が施行され、放送番組のインターネット同時配信等に係る取引コス

トを抜本的に軽減させることが可能となったが、今後もデジタル化・ネットワーク化が進展していき、WEB3.0の時代におけるコンテンツの一層の利用が見込まれることも鑑みれば、これからのコンテンツ市場において必要とされるのは、放送分野における同時配信等に限らないオンデマンドでの配信や過去の放送番組のアーカイブも含めて、特定のコンテンツや流通経路、クリエイターに限らず、ニーズのあるあらゆる分野を念頭におき、拡大集中許諾制度を基にしたWEB3.0の時代に相応する権利処理、利活用推進の制度の整備である。このような制度整備に加え、デジタルで一元的に完結する手続を目指して整備することにより、コンテンツの利用を推進しつつ、対価還元も増加する適切な利活用推進の枠組みを整備していく必要がある。

このためには、権利者・利用者双方のニーズを踏まえ、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を構築するとともに、それが実際にひろく活用される制度となるよう運用・広報を行っていく必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 文化庁は、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、①いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの構築の検討、③集中管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化）、⑤UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を実現すべく、具体的な措置を検討し、令和5年通常国会に著作権法（昭和45年法律第48号）の改正法案を提出し、所要の措置を講ずる。
- b 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、持続的に存続するためのビジネスモデルを検討した上で、ニーズのある全ての分野のデータベースとの接続を行うことに加え、ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものにしつつ、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む）ができる機能の確立方策について検討し、結論を得る。その際、関係府省庁は、府省庁横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベー

スとの連携についても検討する。さらに、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、結論を得る。

- c 文化庁は、分野を横断する一元的な窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一元的に完結する手続きを目指して、検討し、結論を得る。その際、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がされておらず、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作権者不明等の著作物等に係る拡大集中許諾や裁定制度を含めて検討する。
- d 総務省は、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現」を促進するために、欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、検討し、結論を得る。

## (7) M a a S 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びG T F S - J P の普及・促進

【a：工程表は措置済み、  
G T F S - J P の活用可能性に関しては令和4年度検討・結論、  
b：令和4年度措置】

### <基本的考え方>

路線網が複雑で路線の改廃・ダイヤ改正も多い路線バスの情報が、経路検索サービスに掲載され、複数のバス事業者の路線、鉄道等のバス以外の交通手段も併せたシームレスな案内が可能になれば、移動者の利便性向上につながる。

その手段として、停留所、路線、時刻表などの情報を受渡しするための共通フォーマットの利用が考えられるが、バス事業において、その普及は必ずしも進んでいない。

国土交通省は、バス事業に係る許認可申請のオンライン化に取り組んでいるところ、バスにおける共通フォーマットであるG T F S - J P (General Transit Feed Specification Japan：標準的なバス情報フォーマット)の許認可申請への活用が可能になれば、バス事業者の申請の負担が軽減される可能性がある。また、G T F S - J P の導入は、地域住民や旅行者の移動の利便性向上につながるM a a S (Mobility as a Service) の推進にも寄与しうる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 国土交通省は、バス事業に係る許認可申請のオンライン化に向け、バス事業者(一般旅客自動車運送事業者)の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の簡素化(B P R : Business Process Re-engineering)を実現するための工

程表を定めるとともに、バス事業者が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、G T F S - J P の活用可能性を検討する。

- b 国土交通省は、M a a S 推進も見据え、G T F S - J P の果たす役割が大きいことに鑑み、その普及が進んでいる地域における取組などから得られる知見について、引き続き地方公共団体やバス事業者に広く周知する。

## (8) 電力データ活用による新たな付加価値創造

【措置済み】

### <基本的考え方>

中長期的な観点から、A I ・ I o T 等の新技術による新たな電力ビジネスの創出など、電力業界に限らず他産業との連携の必要性が高まっている。データ利活用の観点からは、需要家の電力使用量など電力データの利活用によって、地方公共団体の防災計画や避難計画の高度化、高齢者の見守り、商圈分析など、幅広い分野における新たな付加価値の創造が期待されている。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

経済産業省は、令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法（昭和39年法律第170号）の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを利活用したい事業者等による取組を着実に進めるための環境を整備する。制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策の観点とデータ利用者のユーザビリティの観点に留意しながら検討を行う。

## (9) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

【a, b : 令和4年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置、  
c : 令和5年度できるだけ早期に結論】

### <基本的考え方>

コロナ禍により、ライフスタイルのありようが大きく様変わりし、多頻度・小口の配送（宅配）が堅調な伸びを示していることに加え、こうした需要の高まりを受けて、発注後、即時に顧客に配送するクイックコマースも登場し、その利用機会も増加している。

その一方で、運転者を始めとした物流業界における将来的な人手不足が懸念される中、人流・物流に及ぼす課題への対応に、一刻の猶予もない。

国土交通省は、従来の規制体系にとらわれず、事業者や個人の主体的な創意工夫を引き出し、新たなビジネスや働く機会を創出する観点から、「経済の血液」とも例えられる物流の末端たるラストワンマイル配送を、持続的かつ強靱なエコシステムとするべく、輸送の安全性の確保等に十分配慮しつつ、規制・制度の見直しに引き続き取り組むべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- b 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- c 令和 3 年 9 月 1 日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成 15 年 2 月 14 日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。）に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和 4 年度に実施する現行通達の運用状況（事故や法令違反の状況等）のモニタリング結果や先に実施したラストワンマイル配送のニーズ調査の結果等を踏まえ、必要な措置について検討し、結論を得る。

## (10) DX を通じたタクシーの利便性向上

【a, b : 令和 4 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

コロナ禍が継続し、人の移動が減少していることにより、タクシー事業は継続的に厳しい状況に置かれている。「新しい生活様式」に対応しつつ、利用者の利便を向上する観点から、これまでタクシー事業における ICT の活用について様々な取組が行われてきたが、更なる効率化の観点からも、日々の業務の一層の DX を進めることで、持続可能なタクシー事業への転換を支援していくことが重要である。

国土交通省は、利用者の利便性向上及びタクシー事業者の業務効率化に資する方策として、ソフトメーターの導入に加え、需給に応じた変動運賃制度に関する制度設計を進めることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 国土交通省は、ソフトメーターの導入に当たって、令和 3 年 10 月から 11 月にかけて行った実証実験の結果に基づき、ソフトメーターの規格策定に必要な事項について、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」等で指摘された課題等を含め、検討する。その際、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、利用者から運賃を収受するに当たって十分な正確性を確保することを前提として、ソフトメーターの導入を通じてタクシー事業全体の DX 化

が進められるよう、配車アプリ事業者等の参画も得て検討を進めていくこととし、検討の結果を踏まえて、速やかにソフトメーターの規格を決定し、措置する。

- b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、令和3年10月から12月にかけて行った実証実験の結果に基づき、利用者ニーズや運用上の課題への対応について検討し結論を得、できるものから措置する。なお、その検討に当たっては、公共交通機関に求められる妥当性に引き続き配慮するとともに、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ制度設計を行う。

## (11) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

### ア 電波の有効利用

【a：令和4年度措置、b：令和4年結論】

#### <基本的考え方>

電波は有限希少な国民共有の財産であり、Society 5.0を実現するための不可欠なインフラである。DXが進展する中、IoTや自動走行、遠隔診療等、あらゆるものがインターネットに繋がる社会において、基盤である電波の有効利用は、我が国の成長に直結する重要な課題となっている。

こうした状況下、総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を立ち上げ、令和4年3月に、諸外国におけるオークション方式等のメリットやデメリットとされている事項への対応策等について、1次取りまとめを行い公表した。今後、これを踏まえ、我が国における新たな携帯電話用周波数の割当方式について検討し、令和4年夏を目途に結論を出す予定であるが、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点から、透明性の高い、実効的な仕組みを整備し、これを不断に見直していくことが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

- a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の技術検証等を踏まえ、本格運用を早期に実現する。
- b 総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和4年3月に取りまとめた、諸外国における電波オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を踏まえ、経済的価値を一層反映した、電波の有効利用に資する新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討し、令和4年中に結論を得、必要な対応を進める。

### イ デジタル時代における放送制度の在り方について

【a：(①、②) 令和4年7月検討・結論、

(③) 令和4年8月検討開始、令和6年度結論、

b：(前段、①、②前段) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、



法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、  
(後段(①、②以外)、②後段) 令和4年度検討開始、  
令和5年結論、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ、  
c: 令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置】

### ＜基本的考え方＞

デジタル化を受けて放送と通信の融合が進展する中、人口減少や若者を中心としたテレビ離れ、インターネット広告の急成長によりテレビ広告がその後塵を拝している現状や、国内外での動画配信プラットフォームサービス等の台頭、既に一部放送事業者の経営の持続可能性に疑義が生じている状況を鑑みるに、放送事業者の経営環境は今後も更に加速度的に厳しさを増していくと予想される。このような中、コスト面で大きな負担を負う放送事業者が、多様かつ良質なコンテンツ制作に注力できる環境を整備するには、その経営の自由度を高め、通信が主戦場となってきた場合も含めて十分に採り得る選択肢を増やす必要がある。放送ネットワークインフラの将来像について、民間放送事業者やNHKを始めとする関係者間で認識を共有し、その維持・更新に要するコスト負担の軽減につながる具体的な方策を「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」及びその下で開催されている「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における議論も踏まえて検討・措置していくなど、放送ネットワークインフラの効率的な維持・更新が可能となる環境の整備が求められる。

あわせて、講じた措置を実効性のあるものとするためには、放送を取り巻く市場環境の現状と予測に関する認識の共有や、コーポレートガバナンスの強化に資する措置等、放送事業者の行動を促す取組も実施していかなければならない。放送事業者の経営基盤強化に関する進捗状況をフォローアップし、必要な取組を絶えず検証していくことも重要だろう。

この上で、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送ネットワークインフラの維持の社会的コストを最小化しつつ、オンラインでの放送事業者を介した質の高いコンテンツ配信が進むように、必要な取組を加速化させる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

a ① 総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。

② その際、人口動態等が収益にもたらす影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人等のコストの高

止まり防止策、技術革新に対応できるガバナンスの整備を含めた具体的方策についても検討する。NHKと民間放送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。

③ 上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。

- b 総務省は、上記を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の意義の変化を捉えて、現代において必要とされる放送の役割を定めつつ、地上波に限られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。

① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。

② 放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的な評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。

- c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。

## (12) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について

【令和5年通常国会を目途に法案提出】

### <基本的考え方>

紛争当事者の企業同士が同一国に存在しない場合など、国際的な商事紛争を解決する手段として、「国際調停」が注目を集め、その活性化を図ることが国際的な潮流となっている中、日本では法制度の環境整備の遅れが課題となっている。

調停は、仲裁と並んで訴訟の提起を伴わない裁判外紛争解決手続であることから、特に国際的な商事紛争においては、訴訟を提起した場合と比較して、時間や費用等のコスト、訴訟制度や言語の壁の問題を考慮して利用されることが多い。

一方で、国際性のない紛争に関しても、調停による和解合意を有用な紛争解決手段として機能させるため、執行力を付与する必要性は高いとの指摘、裁判外紛争解決手続の活性化の観点から執行力を求める声があり、近時その声が更に高まっている状況等も踏まえると、我が国において定着しつつある認証紛争解決手続の枠組みにおいて執行力を付与するとの政策判断をすることもあり得るとの指摘もある。

このような状況を踏まえ、国際的な紛争と国際性のない紛争の双方について、日本でも調停による和解合意への執行力の付与に向けて、法務省の法制審議会仲裁法制部会で議論が行われ、令和4年2月、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が決定され、法務大臣に答申されたところである。

引き続き、我が国経済の持続的成長を後押しし、国際競争力を向上させるためにも、日本企業等が紛争を迅速かつ適切に解決できるよう、所要の環境整備に取り組むべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

法務省は、国際的な商事紛争の解決手段として注目を集める国際調停の活性化及び国内における裁判外紛争解決手続の利用の促進・活性化の観点から、裁判外の調停により成立した国際性を有する和解合意及び認証紛争解決手続において成立した和解合意について、裁判所の執行決定により執行力を付与し得る制度の創設等に向けて、令和5年通常国会を目途に、必要な法案を提出する。

## (13) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進

【a, b：令和4年度検討・結論・措置】

### ＜基本的考え方＞

国内のマンションストック数は約675万戸（令和2年末時点）であり、そのうち築40年超の分譲マンションは現在の約103万戸から10年後には約2.2倍の約232万戸、20年後には約3.9倍の約405万戸と、今後、高経年マンションが急増することが見込まれている。一方、国土交通省の調査等により判明しているマンションの建替えの実績は263件、その他、マンション敷地売却事業に基づく買受計画の認定を受けたものは14件、うちマンションの除却に至ったものは3件にとどまっており（令和3年4月1日時点。大規模な地震による被災マンションに関するものを除く。）、老朽化したマンションの再生が円滑に進んでいるとは言い難い状況にある。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、令和3年3月、老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた論点を整理するため、法律研究者、都市計画研究者、マンション建替え・管理に関する団体等からなる区分所有法制研究会に、法務省及び国土交通省が参加し、同年9月から論点整理が

開始されている。また、令和4年4月1日に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）」が全面施行されたところである。

一方で、急増する高経年マンションの再生のためには、現在の取組だけでなく、更なる見直しを先手、先手で打つことが必要不可欠であることは言うまでもなく、法務省と国土交通省の密接な連携の下で、新たな制度設計の検討が求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

a 法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」（令和3年3月立上げ）において、引き続き、区分所有法制の見直しに向けた論点整理を進め、令和4年度中できるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。なお、今後の論点整理及び取りまとめに当たっては、以下の①～③の点に留意すること。

① 一定の要件を設定して建替え決議割合を引き下げること検討するに当たっては、平成14年の区分所有法改正前に規定されていた「費用の過分性要件」が、費用が過分であるか否かの判断が難しいために削除された経緯があるように、抽象的な要件を設定してしまうと、かえって建替えが円滑に進まないおそれがあることを踏まえること。

② 区分所有建物である分譲マンションは、一般に多くの区分所有者が存在することから、区分所有権は、戸建ての建物所有権とは異なる団体的制約を受け得るものであること。

③ 決議要件が緩和された場合、確かに、これまでよりも多くの非賛成者に対して、売渡し請求を行い、早期に「売渡し請求に必要な売買代金」を支払う必要が生じるため、「その費用を誰が負担できるか、又はスムーズに資金を確保できるか」などの課題は生じうるが、それはファイナンスの問題に過ぎず、これまでの「決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大する」という建替え決議要件の緩和のデメリットに関する主張の妥当性については、「社会的・経済的コスト」の意味するところが必ずしも明らかでないことにより解釈の混乱や誤解をもたらすおそれがあるため、改めて検討すること。その際、建替え決議の時点では反対していても、決議成立後に、催告手続などを経て、売渡し請求まで進まずに賛成に回る場合があることから、非賛成者の数と売渡し請求対象者の数は必ずしも同一ではない点にも留意すること。

b あわせて、法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」において、以下の①～③についても論点整理を進め、令和4年度中できるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。

① 建替え決議がされた場合でも区分所有建物の専有部分の賃借権は存続することで、建替え工事の円滑かつ早期の実施を阻害しているとの課題を踏ま

え、賃借人への適切な補償の在り方を検討するなど、賃借人の利益保護を図ることを前提にしつつも、建替え決議がされた場合に専有部分に係る賃貸借契約を円滑に終了させるための仕組みについて論点整理を行うこと。

② 共用部分の変更に係る決議の要件の緩和について、区分所有建物の長寿命化の促進にも資するという観点を加味して論点整理を行うこと。

③ 事業性を見込めないために建替えを行うことができない区分所有建物も存在すると考えられることから、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を、一定の多数決で行うことを可能とする仕組みについて論点整理を行うこと。

#### (14) 美容師の養成の在り方

【a：(前段) 措置済み、(後段) 令和5年度上期措置、  
b：(前段) 令和4年度上期措置、(後段) 令和4年度以降順次措置】

##### <基本的考え方>

我が国の美容技術・おもてなしは世界トップレベルとも称される一方で、美容師国家試験の合格者数は、過去15年で約24%も減少している現状がある。未来の担い手を今後とも惹きつけるためにも、美容師の養成の在り方が、時代の変化や消費者の求めるニーズに合致したものとなっているか、不断の検証が求められている。

とりわけ、その中でも重要な役割を果たしている「国家試験(実技試験)」と「養成段階の知識技能の取得」について、厚生労働省は、現場の声に真摯に耳を傾けるとともに、関係者の有機的な連携を求めつつ、制度の見直しに不断に取り組むことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

a 厚生労働省は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、美容師国家試験の実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。また、「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験科目について、今後も問うべき科目とすべきか令和5年度の早期に整理する。

b 厚生労働省は、都道府県を通じ、美容師養成施設に対し、実務実習において一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から取組を進める。

(15) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

・ 資金移動業者の口座への賃金支払

厚生労働省が技術的又は実務的に実現可能性の乏しい要件や、コストが莫大になるような要件設定がされることにより、サービスを望む労働者の選択肢を狭めることがないよう留意しつつ検討することを確認し、令和元年6月の規制改革実施計画では、「令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置（資金保全の仕組みの実現が前提）」と記載されていたことを踏まえ、令和4年度できる限り早期の制度化に向けて、引き続き労働政策審議会での検討状況を注視していくこととした。

### 3. 人への投資

人への投資ワーキング・グループでは、期初の方針に基づき、「個々の児童・生徒等に最適な学びを提供する環境整備」、「多様で柔軟な働き方・自律的なキャリア形成に向けた環境整備」、「安心な子育ての実現に向けた環境整備」という視点の下、効果の高い規制改革について議論を行った。

社会の人への投資を促進し、経済成長を支えるためには、学修者主体教育への転換を目指し、デジタルを前提とした、初等・中等・高等教育の各段階における社会に開かれた個に応じた学びの実現やイノベーションを促進する環境作りが求められる。また、労働時間制度や雇用仲介制度、職業訓練・能力開発に関する制度について、労使双方にとって有益な、新しい時代にふさわしいものに見直す必要がある。さらに、養育費の確保や保育等の充実に向けた取組を進めることにより、安心して子育てをできる環境を実現することも必要である。

以上の観点から今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

#### (1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育

##### <基本的考え方>

GIGAスクール構想の前倒しにより小学校・中学校での1人1台端末の整備が進んだ。これにより、全国95%以上の学校で非常時に1人1台端末の持帰り学習を行う環境整備が行われている等、コロナ禍など非常時に登校できない場合の地域差のない学びの保障に向けた取組は進捗している。一方で、平常時の1人1台端末の持帰り等、家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できる環境作りや、日常授業の中でのICT活用・ICT教育の充実、特にデジタル活用を前提とした個別最適な学びを実現するための制度や教育現場の取組については、引き続き実現に向けて具体的な措置を講ずる必要がある。

初等・中等教育における学びの質を高めるためには、資質を備えた教員による指導が行われる環境作りが必要である。そのために、まずは文部科学省において教員の質の確保に関する議論を迅速かつ十分に行った上で、特別免許状教員を含む相当免許状を有する教員や豊富な知識・経験を有する学校外の社会人による社会に開かれた質の高い教育が全国で保障されるよう努力する必要がある。

あわせて、誰一人取り残されない教育を実現するために、不登校児童生徒・病気療養児によるオンラインを活用した学習を出席扱いできる制度の活用促進や、特別支援教育に関わる教員の専門性向上、オンラインも含めたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等のこどもやこどもを支える大人をサポートする専門人材の活用促進等についても、取組を強化していく必要がある。また、学校現場の実態に寄り添った出席取扱いの在り方についても検討を続ける必要がある。

VUCA (Volatility・Uncertainty・Complexity・Ambiguity: 先行きが不透明で、将来の予測が困難である状態)の時代を生きるこどもたちが社会で通用する学びを身に付けていくためには、対面とオンラインの二項対立から脱し、様々な要素

を柔軟に組み合わせた個別最適な教育を実現していかなければならない。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

### ア 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育

【a, j：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

b, d, e, h, i：令和4年度措置

c, f：措置済み、

g：令和4年度調査開始、令和5年度調査結果取りまとめ及び措置】

- a 文部科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対面・書面を前提とした一斉授業型の教育から、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるよう検討する。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等専門人材のオンラインも含めた活用促進について、必要な検討を行う。
- b 文部科学省は、都道府県の設置認可に係る審査の基準等により、私立学校の新設を実質的に認めない運用がなされている等の事例について調査し実態把握を行うとともに、むやみに新規参入を妨げる等の不適切な運用が行われないよう、必要に応じて改善を促す。あわせて、学校法人の経営判断をサポートできるよう、経営困難校等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図る。
- c 文部科学省は、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを作成する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。
- d 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう支援するとともに、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持帰り等により家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できるよう、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうか住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。
- e 文部科学省は、デジタル時代を踏まえた個に応じた学びを推進するため、授業で1人1台端末が活用されるよう必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がないか調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するために必要な施策を検討・実施する。



- f 文部科学省は、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱いに地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできるかどうかが生きている地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。
- g 文部科学省は、個に応じた学びを実現する手段の一つであり、令和4年度から開始する予定の授業時数特例校制度について、令和4年度導入後の実施状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、個に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。
- h 文部科学省は、令和4年度より必修化された「情報Ⅰ」及び令和5年度より開設される「情報Ⅱ」について、住んでいる地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実技指導・実習実施状況（使用するプログラミング言語を含む。）、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度・教員のフィードバックを調査し公表するとともに、「情報Ⅰ」を担当する教員等の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。
- i 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図る。
- j 文部科学省は、地方移住等に伴う区域外就学制度の特例的な活用に関して、事例等の把握に取り組むとともに、二地域居住等により住所の存する市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合における、オンラインでの授業参加も含む学びの保障の在り方について、児童生徒の状況等を踏まえた上で、検討する。

## イ 外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現

【a, c～i, n：令和4年度措置、

b, k, l：措置済み、

j：令和3年度中調査結果公表済及び検討開始、結論を得次第速やかに措置、

m：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 文部科学省は、教員の量と質とはトレードオフの関係にあるという指摘がある中、教育の質の確保に向けた方策を検討し、教育の質の確保に必要な教員の資質について早急に結論を得た上で、当該資質を備えた教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を含めて検討し実現させる。特に、教員資格認定試験の試験区分の拡大や実務経験を加味した一部試験の免

除など、普通免許状を持たない社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しを検討・実施する。

- b 文部科学省は、「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」（令和3年5月11日文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）を踏まえ、特別免許状制度の運用の実態について調査するとともに、都道府県教育委員会が、同指針を踏まえ、特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行するよう必要な指導を行う。また、既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮について同指針を踏まえ必要な指導を行う。
- c 文部科学省は、教員の任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるように、これまでの特別免許状授与実績にとらわれない積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、特別免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準の透明化を促進する。また、任命権者ごとに学校種ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。
- d 文部科学省は、「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）」により、国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準を定めていないと回答した都道府県が6、授与基準そのものを定めていない都道府県が4存在することを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準が策定されている状況の確保に向け、必要な指導を行う。
- e 文部科学省は、「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）」により、特別免許状の授与基準を誰でも確認できるようHP等で公表していないと回答した都道府県が37に上ることを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準を誰でも確認できるようHP等で公表されている状況の確保に向け、必要な指導を行う。あわせて、教員不足や教員採用試験受験者の減少が続く中、特別免許状制度が広く国民の知るところとなるよう、効果的な広報活動を検討し、周知を行うとともに、教育に関心があり知識・経験等を有する社会人に対する特別免許状活用を通じた積極的な採用活動の実施を推奨する。
- f 文部科学省は、小学校の特別免許状について、現在の教科ごとの免許状では学校現場の実情を反映しておらず外部人材の活用が難しい状況を改善するため、全教科で授与される普通免許状・臨時免許状と同等な扱いとなるよう、授与を受けようとする者の専門的知識経験等を踏まえ全教科での発行も可能となるような運用の見直し・明確化を始め、各学校における特別免許状の活用促進を図る。

- g 文部科学省は、中学校・高等学校における免許外教科担任の許可件数が高い水準で推移している中、相当免許主義にのっとった運用が確保されるようにするため、これまでに発行実績のある教科だけでなく、幅広い教科で特別免許状が発行されるよう、任命権者ごとに教科ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。
- h 文部科学省は、中学校・高等学校の一部教科において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許外担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況（同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。）を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。
- i 文部科学省は、特別支援学級の教員を含めた特別支援教育に関わる教員の専門性を向上させるため、特別支援教育を担う教員の養成等の在り方やその方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- j 文部科学省は、教員不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向けて有効な取組事例の収集を行うとともに、産休代替・育休代替を含む教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポーター人材バンク」の活用を促進するほか、特別免許状等による外部人材の登用や普通免許状を保持する新卒者の入職を促進するために必要な方策を検討し、具体的施策を実施する。
- k 文部科学省は、学校における働き方改革に留意しつつ、教員の複数校指導が可能である旨広く周知し、制度の活用を促進する。
- l 文部科学省は、特に民間においてもICT人材の需給がひっ迫している中、ICTに関する十分な知識を持って情報教育を行える教員を円滑に採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条は「教育に関する職」以外との兼職兼業を禁止してはならず、また、「教育に関する職」以外との兼職兼業について、営利企業との兼業を含め、一般の地方公務員と同様に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条により任命権者の判断で行うことが可能であること、パートタイムの会計年度任用職員として任用する場合には、兼職兼業の許可を要しないことを広く周知するとともに、好事例を周知して優秀なICT人材の確保を促進する。
- m 文部科学省は、スクールロイヤー人材の更なる活用促進を図り、また、教育的視点を踏まえた対応が一層充実し、こどもの最善の利益が実現されるよう、教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会とスクールロイヤーとで共通理解を図っておくべき事項について広く周知するとともに、児童生徒の学びや発達を支えるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用事業やスクールロイヤー等の専門人材の活用について、オンラインの活用状

況の地域別の定量的なデータを収集・効果を検証し、翌年度以降の活用促進を図るために必要な検討を行う。

- n 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、非常勤講師を含む外部人材活用を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。

## (2) グローバルなイノベーションを育む高等教育

### <基本的考え方>

コロナ禍を契機に全国で取組が進展したオンラインを活用した授業は、もはや対面授業の代替物としての非常時の学修保障の手段ではなく、高等教育における学修者を中心とする学びを深めるための選択肢の一つとなっている。メタバースやVR (Virtual Reality) 等の新技術の活用を含むオンラインも活用した質の高い授業開発が模索されている中で、各大学の授業や研究におけるイノベーションの芽を育て、高等教育が学修者や社会の求める学問を提供できる環境作りが求められる。そのためには、特例への申請や特例承認後の各種手続を課すことがイノベーションに取り組む大学にとって負担をかけることを十分認識した上で、現行の、設備要件を始めとするハード面の質保証を重視した大学設置基準を、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にする等により、各大学の創意工夫を妨げないような基準へと見直す必要がある。

あわせて、社会変革を促すようなイノベーションを大学から発信できるよう、学部の再編に大学が取り組みやすい環境を整備する等新陳代謝を高めるとともに、各大学が自主的に教育の質を向上させる取組を促進する。また、学修者が安心して学びに集中できるよう、対面・オンラインの手段に関わらない学修環境の整備を推進する。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

#### ア イノベーションの芽を育む大学設置基準等

【a, d～j：令和4年度措置、

b：令和5年度以降検討開始、結論を得次第速やかに措置、

c：(前段) 令和4年度措置、(後段) 令和5年度以降措置】

- a 文部科学省は、現状の大学設置基準におけるハード面での質保証について、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にすることで、大学のイノベーションを促進するなど、学修者本位の学びを実現する観点から見直しを行うとともに、経営困難大学等が学校法人運営からの撤退や学校再編に

よる再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図り、学校法人の経営判断をサポートする体制を整える。

- b 文部科学省は、大学教育の実践において、メタバースやVR等の新技術の活用を含むオンラインも活用した授業開発が進む中で、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した、学部段階から様々な授業形態の長所を融合した質の高い教育を実現するため、現行の大学設置基準に定められた、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる卒業単位への算入上限について、削除の可否や上限の対象とすべき授業の態様を含め、在り方を検討する。
- c 文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる60単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいように、手続きコストを最低限にするとともに、審査結果の予見可能性を高める制度設計とする。あわせて、特例での実績を把握し、bに定める検討に活用する。
- d 文部科学省は、大学に最低限必要な施設設備等に関する規定、校地・校舎の面積に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるよう、大学設置基準の見直しを実施するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）できることを周知する。
- e 文部科学省は、現行の紙の本や黙読・自学自習を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・commonsとして整備できることや、学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）したり、電子書籍・文献・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・地方公共団体等との共同設置を含めた整備を行ったりすることが可能であることを周知する。
- f 文部科学省は、今後リカレント教育による社会人入学や学修者主体の教育の浸透による科目等履修生・聴講生の受入れ、国際交流の活性化による留学生受入れが増加すると予測される中で、現在の厳密な定員管理の在り方について見直しを検討する。その際、現在の厳密な定員管理の要求が、特に都市部の一部大学への過度な学生の集中を避け大学教育の多様化を担保する役割を持つことに十分留意した上で、定員管理制度の見直しが、学修者主体の教育の実現による実質的な大学教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容も踏まえて適切に検討する。
- g 文部科学省は、専任教員数について、多様な働き方・価値観が広がり、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、TA (Teaching Assistant)、SA (Student Assistant) 及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、大学設置基準の専任教員の基準について見直す。

- h 文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るため、卒業要件としての修業年限の規定を見直し、修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化する方向で大学設置基準の見直しを行う。
- i 文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者本位の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするため、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものでなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができることを、大学関係者を通じて学生が知り実際に活用できるよう周知する。
- j 文部科学省は、学修者本位の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部事務局やキャリアセンターといった大学職員組織が中心となって教員とともに学生を支援する仕組みについて、優良事例を横展開するなどにより、各大学の取組を推進していくことを検討する。

## イ 社会変革を促す新しい学究を支える環境整備

【a～c：令和4年度措置】

- a 文部科学省は、大学が提供する教育の質の評価について、認証評価制度等既存の枠組みについて、外部からの調査を通じた受動的な評価にとどまらず、各大学が能動的に教学マネジメントを行い、対面・オンラインの手段にかかわらず、質の高い教育に取り組むと同時に質の低い授業の改善を行う取組を推進する。
- b 文部科学省は、大学等における授業の実施に当たり、対面・オンラインの手段にかかわらず、学生が実質的な学修及び学修に必要な交流を得られるような取組を要請するよう周知する。特に、教員及びTA、SA等教育補助者によるオフィスアワー等の学修支援は、学生が支援を求めやすくなるよう、オンラインでの実施を含め、取組を推奨するとともに、教員と学生の双方向性ある対話も含め、新たな取組の促進の観点から、オンライン活用のガイドラインを策定する。
- c 文部科学省は、社会変革を促すようなイノベーションを大学から発信できるよう、既存の学部の再編に大学が取り組みやすい環境を整備する。特に、学部ごとに異なる校舎面積・専任教員数については、デジタル活用や成長分野に対応した基準になるよう見直す。

## (3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し

### ア 労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し

- 【a：令和4年度中に検討・結論、結論を得次第速やかに措置、  
b：令和4年度検討開始】

### <基本的考え方>

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により、罰則付きの時間外労働の上限規制や高度プロフェッショナル制度が設けられ、働く方がその健康を確保しつつ、ワークライフバランスの実現を図り、能力を有効に発揮することができる労働環境整備が進められているところであるが、裁量労働制については、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的、創造的に働くことを可能とする制度であるものの、対象業務の範囲や労働者の裁量と健康を確保する方策等について課題が指摘されている。

現在、厚生労働省では裁量労働制実態調査の結果を踏まえて制度の見直しに関する検討が行われているが、その際、上記の労働環境整備の趣旨を踏まえれば、裁量労働制だけでなく、それ以外の労働時間制度も含めて、その在り方について広く検討することが求められる。

また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、事業場単位で労使協定等を締結することとされ、届出等も原則「事業場単位」で行われているが、本社主導で人事制度を検討・運用する企業もある中、「本社一括届出」が可能とされている手続は就業規則や 36 協定等に限定されている。また、各種届出は電子申請が可能とされているものの利用率が低く、より企業の利便性を高める必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進するため、「これからの労働時間制度に関する検討会」における議論を加速し、令和 4 年度中に一定の結論を得る。その際、裁量労働制については、健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方等を含めた検討を行うとともに、労働者の柔軟な働き方や健康確保の観点を含め、裁量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう十分留意して検討を進める。同検討会における結論を踏まえ、裁量労働制を含む労働時間制度の見直しに関し、必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労使協定等に関わる届出等の手続について、労使慣行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、「本社一括届出」の対象手続の拡大等、より企業の利便性を高める方策を検討し、必要な措置を講ずる。

### イ 既存の各種制度の活用・拡充

【令和 4 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

従来型の「日本型雇用制度」といわれる就業形態のもとでは、新卒一括採用を前提として、OJT等による企業内中心の人材育成が広く行われてきたが、社会環境の急速な変化に伴い雇用をめぐる環境も大きく変化していく中で、人材育成の在り方も多様化してきている。従来の企業により提供される研修等だけでなく、

個人が主体的に取り組む能力開発もより行いやすくする必要があり、その手段として、大学等の教育機関や副業・兼業を活用することが考えられる。

社会人が働きながら外部の教育機関で学び・学び直しを行うためには、その時間を確保できるようにすることが必要であり、そのためには、時間や場所の有効活用が可能となるテレワークの更なる普及、長時間労働の是正やフレックスタイム制といった労働時間制度及び教育訓練休暇制度の活用、また、選択的週休3日制度の活用・拡充などの環境整備を進めることが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

厚生労働省は、労働者のキャリア形成に向けた自律的・主体的な活動を支援する観点も踏まえ、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、好事例を周知するとともに、これらの制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示される方策を検討し、必要な措置を講ずる。

## (4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進

### ア 職務等に関する労働契約関係の明確化

【令和4年度中に検討、結論を得次第速やかに措置】

#### ＜基本的考え方＞

これまでの「日本型雇用制度」のもとでは、使用者の命令による職務の変更や転勤が基本となるメンバーシップ型の雇用形態が大勢を占めてきたが、社会環境の変化に伴い雇用形態も多様化する中、我が国においても予め職務等が限定された、いわゆるジョブ型の雇用形態を取り入れる企業も見られるようになってきている。

ジョブ型雇用において行われる、職務ごとに求められる能力・スキルや職務に対する賃金の明確化と、その内容の契約等への明示といった取組は、従業員の企業へのエンゲージメントを高めて、その関係強化に資するものでもあり、このような観点も踏まえて、企業におけるジョブ型雇用の実践を促進することは、個人の自律的・主体的なキャリア形成の実現に資すると考えられる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

厚生労働省は、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会においては、職務や勤務地を限定するなど多様な働き方を取り入れる企業が出てきているといった雇用をめぐる状況の変化も視野に入れ、個人の自律的なキャリア形成に資する予見可能性の向上等の観点から、労使双方にとって望ましい形で労働契約関係の明確化が図られるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。



## イ 多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援

【a：令和4年措置、b：令和4年度措置、c、d：令和4年度検討開始】

### ＜基本的考え方＞

今後、更なる職業人生の長期化が見込まれる中、働き手である個人が、自身の長期的なキャリア形成について主体的に考え、取り組むことができるようにする環境整備が重要となっている。

個人の学び・学び直しの意欲を高め、自律的・主体的なキャリア形成につなげるためには、企業において従業員に求められる能力・スキルが明確化され、また、個人が身に付けた能力・スキルが適切に評価されることが必要である。

また、個人が長期的なキャリア形成について検討し、意思決定するに当たり、適切なキャリアコンサルティングを受けることは大変重要であり、キャリアコンサルタントに求められる役割は今後より重要となってくる。そのため、キャリアコンサルタント全体の質の向上を図り、職業人生の様々なステージにおいてキャリアコンサルティングが活用されるようにする環境整備が必要である。

さらに、雇用保険制度において実施している教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援するものであるが、今後、個人が継続的な学び・学び直しを行うことを一層支援する観点などを踏まえ、制度がより使いやすいものとなるよう必要な措置について検討する必要がある。

加えて、現在、国により行われている能力開発やキャリア形成支援に関する各種制度は、雇用保険制度が基盤となっており、非正規雇用やフリーランス、起業を志す人など雇用保険の被保険者とならない働き方を選択する人が支援の対象となっていない。働き方が多様化する中で、これらの多様な働き手への支援について、現行制度の枠にとらわれず広くその在り方を検討することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、個人の能力開発・キャリア形成の目標が明確となるよう、各企業で職務に必要な能力・スキル等が明確化されることを求めるとともに、個人の学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価を行うことが望ましい旨を示した社会人の職業に関する学び・学び直しを促進するためのガイドラインを策定し、企業におけるこれらの取組を推進する。
- b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を実施しているところ、個人が自身の長期的なキャリアパスについてのビジョンを持てるようなキャリアコンサルティングが着実に実施され、企業における活用が普及するよう、必要な措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、教育訓練給付制度について、雇用保険制度で実施している趣旨や給付の効果、受給者のニーズ等を踏まえ、必要な検証・検討を行う。
- d 厚生労働省は、これまで雇用保険制度においてキャリア形成支援施策を行っ

てきたが、多様な働き方が普及する中、フリーランス等雇用保険に加入できない働き方を選択する人が支援策の対象とならない制度上の限界を踏まえ、多様な働き手に対するキャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討を行う。

## ウ 求職者等のニーズに応える職業関連情報の提供

【令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動等を支援する Web サイトとして令和2年3月に開設された「job tag」（職業情報提供サイト（日本版 O-NET））では、まだ就業経験のない方や再就職先を探している方が、現在就ける職業にはどのようなものがあるか、また、その職業で一般的に行われている仕事の内容や求められるスキル・知識はどのようなものか調べることができるになっている。さらに、そのスキルや知識を身に付けるために必要な訓練に関する情報を検索することが可能となっているが、現在提供されている情報は十分なものとは言えない状況である。そのため、求職者等のサイト利用者にとっての実用性が高まり、更なる利用につながるよう、各職業に必要とされるスキル・知識に応じた訓練情報の充実を図る必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

厚生労働省は、個人の現在の能力と、これから就こうとする職務に必要とされる能力に応じた教育訓練が受けられるよう、job tag において、民間企業が無料で提供しているデジタル関連の講座情報等を検索可能とするなど、各利用者の学び・学び直しにつながる実効性のある機能拡充について検討し、実施する。

## エ 産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援

【a～c：令和4年度措置】

### ＜基本的考え方＞

現在政府全体で取り組まれているリカレント教育の推進について、これを総合的・効果的に進めるため、関係省庁による連携が図られているところであるが、行政・企業・大学等により実際に提供されるリカレント教育がより実効性のあるものとなるよう、更なる連携強化を目指す必要がある。

これに関し、令和4年3月に改正された職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、公的な職業訓練について大学を含む教育訓練実施機関、都道府県労働局等の関係者間で協議する都道府県単位の協議会の仕組みが法定化されたところであるが、この協議会については、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現のための基盤となり、ひいては新しい雇用の創出につながることも期待される。

また、コロナ禍における雇用維持の一手段として在籍型出向の活用が図られているが、在籍型出向のメリットとしては、個人の能力開発やキャリアアップの効果も挙げられていることから、これを個人の能力開発に資する機会として活用することも考えられる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、リカレント教育を総合的かつ効果的に推進するため、関係施策が産業界のニーズを踏まえてより実効性のあるものとなるよう、引き続き更なる連携強化を図る。
- b 厚生労働省は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）において、労使団体やリカレント教育を行う大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会の設置について定めたところであるが、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。
- c 厚生労働省は、在籍型出向が個人の能力開発・キャリア形成に資することを踏まえて、引き続き、送り出し企業の負担軽減のための支援や地域在籍型出向等支援協議会などの取組を実施し、地域ごとの人材ニーズを踏まえた在籍型出向を促進する。

## (5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組

### ＜基本的考え方＞

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）において、いわゆる雇用仲介サービスとして、雇用関係の成立をあっせんする「職業紹介」と、求人者又は求職者の依頼を受け情報提供を行う「募集情報等提供」が定義されているが、雇用形態や人々の職業キャリアに対する意識の多様化、ICTやグローバル化の進展、利活用できるデータ量の増加、データの分析技術の進歩、といった近年顕著となった事態の影響を受け、雇用仲介のサービス内容についても、急速な変化・多様化が見られ、職業紹介・募集情報等提供のいずれの定義にも当てはまらない新たな雇用仲介サービスが増加してきている。

このような変化・多様化は、利用者の利便性を高めるために進められてきたものであるが、同時に、求職者等が安心してサービスを利用できるようにすること、また、有益なイノベーションを阻害しないようにすることにも留意すべきである。そのため、実態に即したルール整備を行うとともに、求職者の職業選択に資する情報提供の充実に向けて官民連携した取組を行うことが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

## ア 雇用仲介制度の見直し

【a, c : 措置済み、b, d : 令和4年度措置】

- a 厚生労働省は、職業安定法（昭和22年法律第141号）における「募集情報等提供」に該当しない雇用仲介サービスについて、法的位置付けを明確にする。この際、ICTを活用したサービスの進化が早いことを踏まえ、過剰な規制とならず有益なイノベーションを阻害しないよう留意しつつ、求人者・求職者が安心してサービスを利用できる制度となるよう見直しを行う。
- b 厚生労働省は、求職者がそれぞれの事情に応じて、適切なサービスを選択できるようにするため、令和4年3月に改正された職業安定法に基づき多様化する雇用仲介サービスの情報を正確に把握して、求職者に提供するとともに、優良な事業者が広く認知される方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、雇用仲介サービス事業者に、求職者等からの苦情に対応するために必要な体制の整備を義務付けるなど、求職者の保護を徹底するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、フリーランス等を対象とした雇用以外の仕事を仲介するサービスについて、雇用仲介サービスに類似する内容のものがあることに鑑み、雇用以外の仕事を仲介する事業者も、雇用仲介事業者に適用されるルールに倣って業務が行えるよう、丁寧な周知を行う。

## イ 求職者等のニーズに応える職業選択関連情報の提供

【令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

厚生労働省は、job tag について、個人や民間企業等の意見や要望も踏まえ、賃金情報など求職者の職業選択に資する労働市場に関する情報の提供を強化する方策や民間の雇用仲介事業者との連携・協力の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

## (6) 育児休業の取得促進

【a, c : 措置済み、

b, e : 改正育児・介護休業法施行後の実態を令和5年度秋に調査開始し、結果を得次第検討開始、  
d, f : 令和4年度措置】

### <基本的考え方>

政府は、男性の育児休業取得率を2020年までに13%、2025年までに30%とすることを目標としているところ、2020年における男性の育児休業取得率は12.65%と目標に近い実績を残したものの、2025年の政府目標を達成するためには、引き続き、出産・育児等による従業員の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することが必要である。

このような観点から、今後も各事業者が男性の育児休業取得率を公表し見える化を行うことや、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑

な職場復帰による継続就労を支援すること、また、一部に理解が浸透していない育児休業取得について周知を行うことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、育児休業の取得期間の調査頻度について必要な見直しを行う。
- b 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、その実施の前後における育児休業の取得状況及び育児休業を取得しない理由の変化等に関して把握・分析を行う。
- c 厚生労働省は、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、各企業において確実かつ円滑に実施されるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の積極的な周知を行う。
- d 厚生労働省は、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認等に関する好事例の提供や、各企業の課題を踏まえた効果的な手法の提案を行い、中小企業の状況や課題に応じた支援を行う。
- e 令和4年10月から導入される「産後パパ育休」について、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となるが、厚生労働省は、それにより育児休業の取得状況等にどのような影響があったか、把握・分析を行う。
- f 厚生労働省は、仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例に関して、既に実績を上げている企業だけではなく、実績を上げようと前向きな取組を行っている企業の好事例についても情報収集して公表するよう検討を行う。

## (7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

【a：令和4年度検討・結論、

b：令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

保育所等は、我が国が直面している少子高齢化の中、共働き世帯等における就労継続を実現し、労働力人口の減少を抑制する上で必要不可欠なものであるが、保育所等の円滑な運営を阻害せずに、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応

できるよう保育士を確保する必要がある。同時に、保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、令和3年4月に制度の見直しが行われた短時間保育士の活用について、制度見直し後の短時間保育士の活用状況を把握し、必要な対応について検討を行い、結論を得る。
- b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。

### (8) 養育費の確保に向けた取組

- 【a：令和5年の通常国会を目途に法案提出、  
b, c：令和4年度検討・結論、  
d：令和4年度以降継続的に措置、  
e～g：引き続き措置】

### ＜基本的考え方＞

子どもの貧困対策においては、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があるが、特にひとり親家庭については、貧困率が相対的に高い水準にあるなど、生活の状況が厳しく、親子ともに多くの困難に直面している。そのようなひとり親家庭における子どもの健やかな成長のため、養育費を確保し、子どもの生活や学習のための費用に充てることを可能にすることは重要な取組である。

こうした中、養育費の確保に向けた取組として、法制審議会家族法制部会において民事基本法制の見直しに関する検討が行われ、法務省による「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」において養育費に関する課題等が調査されているほか、厚生労働省の「離婚前後親支援モデル事業」等を通じて、ひとり親への支援が行われているが、乗り越えるべき問題と残された課題がまだまだ多い。

以上のような状況を踏まえ、法制審議会家族法制部会においては、安心・安全な親子の交流の実施に配慮しつつ、養育費確保について実効性のある法制度改革が速やかに進むよう検討することが必要である。

他方、制度があっても利用されていない、あるいは、地域によって必要な支援策が用意されていないといった課題に対処するため、子どもの貧困対策や養育費の確保に関する施策を担う各府省が密に連携し、ひとり親家庭のニーズに応える

施策の実現・充実に取り組むことにより、安心して子育てを行える環境整備を進めるべきである。

### ＜実施事項＞

a 法務省は、離婚時に養育費に関する債務名義の取得を容易にすることの是非、養育費支払義務者の住所地や所得等の情報をひとり親が法的手続を利用する際に容易に取得できるようにすることの是非など養育費の支払確保に向けて法制審議会家族法制部会において検討中の諸課題について、令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。

この際、子どもの最善の利益を図るためには養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流（面会交流）の実施に関する課題は併せて検討する必要があるとの考え方にも十分配慮する。

b 内閣府、法務省及び厚生労働省は、以下の事項を含む養育費の確保に向けた施策の実現・充実策について協議する場を設け、それぞれ連携して検討に取り組み、一定の結論を得る。

- ・弁護士等の専門家による支援、公正証書や民間ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）の利用等について負担の軽減や機会の拡充を図るなど、養育費が適切かつ容易に取り決められるための方策
- ・取立てに係る裁判費用の負担軽減や悪質な養育費不払への対応策等、ひとり親が養育費を受け取ることができるようにするための方策
- ・養育費の立替払いや回収等についての公的支援の導入及び保証料補助等による民間の養育費保証契約の利用促進

なお、上記検討に当たっては、ひとり親又は子どもが養育費支払義務者から暴力を受けているケースや、養育費支払義務者が自らの経済事情を理由に養育費の支払いを拒んでいるケースなど、ひとり親や子どもの置かれた状況は多様であり、状況に応じた適切な支援が求められることに留意する。

c 内閣府は、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）を推進する立場から、上記b記載の検討を含め、必要な調整を行う。

d 内閣府は、養育費について、子どものために当然支払われるべきものであるという認識を共有する社会を実現すべく、法務省及び厚生労働省と協力し、養育費の意義及び重要性について広く周知・広報を継続的に行っていく。

e 法務省は、養育費の確保のための裁判手続について、法テラスにおいて、分かりやすく効果的な情報提供を行う。また、育児等により平日日中に法テラスの事務所への来訪が難しいひとり親にも配慮し、弁護士会等の協力も得つつ、養育費に係る案件の取扱いや休日夜間の対応の可否等を記載した契約弁護士名簿の作成・公表の促進を図るとともに、養育費についての相談の機会を提供するなどして、相談に的確に対応する。

- f 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に向けて、地方公共団体における部局間・関係機関間の連携やワンストップ・プッシュ型での情報提供・相談支援について、更なる充実に向けた取組を連携して推進する。
- g 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に資する取組を行う地方公共団体を増やすため、好事例の横展開等の周知・支援策を連携して継続的に実施する。

## (9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方

【令和4年度上期措置】

### <基本的考え方>

女性就業率の上昇等によって、共働き家庭等の児童数が増加している中、子どもを持つ誰もが安心して働き続けられる環境の整備は喫緊の課題であるが、放課後児童クラブにおける入所決定の在り方は、在宅勤務者であっても、居宅外で就労している者と同様に保育が困難であることを踏まえ、働き方改革や在宅勤務の推進を妨げることにないようにする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

厚生労働省は、放課後児童クラブの入所決定の在り方について、在宅勤務者が利用申請した場合に、居宅外で就労している者が申請した場合と比して入所の優先度（利用調整指数）が低くなる取扱いをしている地方公共団体があることを踏まえ、保育所等の利用調整に関して発出された「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」（平成29年12月28日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を参考に、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべき旨の周知を、全国の地方公共団体に対して行う。

## (10) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

### ・ 大学等における多様なリカレント講座の開発促進

大学等における多様なリカレント講座の開発促進の取組及び関係省庁と連携したリカレント教育推進の取組状況について、文部科学省よりヒアリングを行い、「実証研究を踏まえたガイドライン（試行版）を策定し、再実証した上で全国展開すること」、また「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業では、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を行っていること」を確認した。引き続き、ガイドラインの完成や全国の大学等に対する周知、大学等におけるリカレント講座の開発促進が着実に実施されるよう、フォローアップを行っていく。



#### 4. 医療・介護・感染症対策

新型コロナウイルス感染症は我が国の医療デジタル化の遅れを始め医療関連制度の不全を露呈させた。すなわち、新型コロナウイルス感染症に対する迅速な検査や診療体制、密を避けた自宅での受診や薬剤受取、パルスオキシメータの円滑な購入などである。また、医療関係人材は不足し、我が国発のワクチン開発も道半ばである。

我が国では3年後には全てのベビーブーム世代が75歳以上に到達する。また、20年後には高齢者数のピークを迎える。一方で、地方部における過疎化は進行している。医療や介護は、人が充実して生きていくための、いわば、人生の前提であり、全国どこでも医療や介護に不安がなく、個人に最適化されたサービスが提供される社会を構築していく必要がある。このような観点から、デジタル技術を最大限活用し、患者本位・利用者本位の医療・介護制度の構築を進めていくためのDXを加速させていく必要がある。その際、地域で医師、薬剤師、介護職員などの専門能力が最大限に発揮されること、また、革新的な医療機器、医薬品の円滑な開発・実装も不可欠である。

このような問題意識の下、医療・介護・感染症対策分野については、次の5点に関する規制改革項目を取りまとめた。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化
- ・医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）
- ・医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮
- ・質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進
- ・利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

事項によっては、今後、専門家や利害関係者を交えた多くの議論を要するものもある。医療や介護関連諸制度は技術的専門性が高く、何よりも、国民の生命・身体に直結するものであるため、広く関係者の意見に耳を傾け丁寧な議論を確保していく必要は論をまたない。しかしながら、複雑な利害関係の前に迷い、立ちすくむのではなく、迅速な国としての意思決定と実行も重要である。各事項の関係省庁における意思決定に当たっては、特に、この点に留意して意思決定されることを希望する。

なお、各実施事項において「※」を付した事項については、厚生労働省において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

##### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化

###### <基本的考え方>

新型コロナウイルス感染症については、現在もその収束には至っていない状況ではあるが、次第に社会経済活動の再開も進んでいるところである。社会経済活動の維持を図るとともに、引き続き感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症の検査を目的に応じた検査方法により適切に行うことが可能な環境を整備することが求められる。このような観点からは、個人が自宅などの身近な場所で、外出をできるだけ避けて検査を行える環境を整備することも重要であり、PCR検査等のみではなく、無症状者のスクリーニング等のため医薬品医療機器等法の承認を受けた質の確保された新型コロナウイルス抗原定性

検査キット（以下「抗原定性検査キット」という。）を、事業者や国民が広く入手し利用できることとする必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

### ア 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備

【a～d, f, g：措置済み、

e：引き続き検討を進め、令和4年度上期結論】

- a 厚生労働省は、早期に、質の確保された新型コロナウイルス感染症の検査が簡便かつ円滑に実施可能となるよう、抗原定性検査キットを薬局で購入できることとする。また、薬局における抗原定性検査キットの陳列及び広告を可能とする。
- b 厚生労働省は、「研究用」などと称する医薬品医療機器等法未承認の抗原定性検査キットが薬局、ドラッグストア、ネット通販サイトなどで広く流通している現状に対して、偽陰性者による感染拡大、偽陽性による医療現場の混乱を防止するため、薬局、ドラッグストア等に対して、販売自粛を求めることを含め対応を早急に検討する。
- c 厚生労働省及び内閣官房は、ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者について、抗原定性検査キットを医薬品卸事業者からネット販売を通じて入手できることを明確化し、その旨を周知する。職場についても同様の対応を検討する。あわせて、同パッケージに登録していない飲食店やイベント事業者についても一定の要件の下、同様の取扱いを行う方向で検討する。
- d 厚生労働省及び内閣官房は、事業所内における感染拡大を防止する等の観点から、従業員が出勤前に体調を確認することができるよう、事業者が保有する抗原定性検査キットを、その利用経験等がある従業員が一定数持ち帰り、自宅等において利用することができることとする。
- e 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として、抗原定性検査キットを薬局で購入することが特例的に可能となっている現状も踏まえ、抗原定性検査キットのOTC（Over The Counter：医師による処方箋を必要とせずに購入できる医薬品）化を検討する。その際、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療機関を始め抗原定性検査キットを必要とする場合においてその不足が生じることのないよう留意するとともに、令和3年12月22日の厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで課題とされた事項（検査結果を踏まえ適切な受診行動につなげるための情報提供の必要性）が、国民による抗原定性検査キットの利用が進んだ現状においてもなお維持されるか否かについても、検証を行う。 ※
- f 厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に関し、

無症状者が確定診断の目的ではなくセルフチェックの目的で抗原定性検査キットを検査の特性等を理解した上で、利用することは差し支えないことを明確化し、周知する。

- g 厚生労働省は、薬局から抗原定性検査キットを購入する者に対する書面への署名の徴求について廃止を含め検討する。

## イ 新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備

【措置済み】

- a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制を確保するため、医療機関が、学校や公民館等の空きスペースを活用して実施する巡回診療に関しては、「定期的」及び「継続」の要件について、柔軟に取り扱って差し支えない旨を明確化することとする。また、医療機関が所在する都道府県以外の都道府県においても巡回診療を実施する場合に、新たに診療所の開設手続を行うことなく巡回診療が実施できることとする。
- b 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、車両等を用いた移動式の衛生検査所であっても、衛生検査所として登録できることを明確化する。また、複数の地方公共団体において検査を実施する場合に、一つの地方公共団体において手続を行うことで足りることとする。

## (2) 医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）

### <基本的考え方>

患者・利用者による自宅を始めとする患者等の身近な場所での受診や薬剤受取が可能となるオンライン診療・服薬指導や電子処方箋の普及・促進等は、患者本位・利用者本位の医療を実現するための基盤となる取組である。新型コロナウイルス感染症も背景に、その重要性は、更に大きなものとなっている。特に、地方部に居住する高齢者のように医療機関や薬局等への移動の負担が大きい患者等にとっては、必要な医療の確保等に直結するという側面もある。このため、オンライン診療・服薬指導に関する新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の恒久化の具体化はもとより、オンライン診療・服薬指導に係る場の制約の見直しや、セルフメディケーションなど健康管理に関する選択肢の拡大を進めるとともに、手続のデジタル化を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

#### ア オンライン診療・服薬指導の更なる推進

- 【a, g, h : 措置済み、b, c : 令和4年検討・結論、d, j : 令和4年度措置、  
e : (前段) 令和4年措置、(後段) 令和4年度措置、  
f : 引き続き検討を進め、令和4年度結論、  
i : 引き続き検討を進め、令和4年度上期措置】

- a 厚生労働省は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン診療指針」という。）を改訂し、信頼性、安全性をベースに、「かかりつけの医師」やそれ以外の医師が初診に対応することができる場合について具体化を行う。改訂に当たっては、以下の事項を適切に盛り込む。
- ・オンライン診療は、疾病や患者の状態によっては、対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることをオンライン診療指針その他の関連文書（以下「指針等」という。）で明確化すること。また、初診からオンライン診療が可能となることを踏まえ、初診は対面診療が原則であるとの考え方を見直し、その旨を指針等に明記すること。
  - ・疾患や患者の状態によっては、オンライン診療のみで診療が完結する場合があることを指針等で明確化すること。
  - ・「かかりつけの医師」に当たるかどうかについては、最後の診療からの期間や定期的な受診の有無によって一律に制限されるものではないことを指針等で明確化すること。
  - ・オンライン診療を行う医療機関・医師と対面診療を行う医療機関・医師は、異なってもよいことを指針等で明確化すること。
  - ・医師がオンライン診療を実施するに当たり求められる診療計画について、診療録への記載とは別に作成することは必須ではなく、診療録に必要事項が記載されていれば足りるものであり、また、患者に対しては、所要の情報の口頭による提供で足りることを指針等で明確化すること。
  - ・診療前相談を効果的にかつ効率的に行うため、実際の診療前相談に先立って、医師の判断で、事前に電子メール、チャットその他の方法により患者から情報を収集することは可能であることを指針等で明確化すること。
- b 厚生労働省は、オンライン診療を実施するために必要な医療機関の情報セキュリティの確保のための方策について、オンライン診療の場合に対面診療に比べ厳格な情報セキュリティを求めることやオープンネットワークの利用を阻害するセキュリティ設計を前提とすることは合理性に欠けることを踏まえ、オンライン診療指針について必要な見直しを行うこととし、少なくとも次の事項についての見直しを含むものとする。 ※
- 情報通信及び患者の医療情報の保管について十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを、医師が確認しなければならないこととされていること。
  - PHR（Personal Health Record）を診察に活用する場合に、PHRの安全管理に関する事項について医師がPHRを管理する事業者を確認することとされていること。
  - 汎用サービスが端末内の他のデータと連結しない設定とすることとされていること。
  - チャット機能やダウンロード機能は原則使用しないこととされていること。
  - オンライン診療システム事業者がシステム全般のセキュリティリスクに対して責任を負うこととされていること。

- c 厚生労働省は、オンライン診療を実施する際の患者の本人確認の方法について、顔写真付きの身分証明書を有しない場合に2種類以上の身分証明書をを用いることとするは対面診療に比べ厳格であることを踏まえ、健康保険証の提示など対面診療と同程度の厳格さによって本人確認を行うこととし、オンライン診療指針の所要の改訂を行う。 ※
- d 厚生労働省は、令和3年6月の規制改革実施計画を踏まえ策定するオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針について、オンライン診療の現実の利用実態を踏まえたより実効的な内容となるよう、策定に当たっては、オンライン診療を受診したことのある者及び実施した経験のある医師の意見を踏まえるとともに、令和4年1月のオンライン診療指針の改訂に係る「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における議論・経緯を踏まえ、当該基本方針の策定を行う。 ※
- e 厚生労働省は、オンライン診療の普及・促進の前提として、患者の安全を確保するため、診療内容等が適切でないと考えられる、オンライン診療を含む診療の実態を把握し、診療内容等が適切でないと考えられる事例について周知するとともに、患者の安全を確保するために必要な措置を講ずる。 ※
- f 厚生労働省は、通所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の勤務する職場においてはオンライン診療の実施が可能とされていることも踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。 ※
- g 厚生労働省は、ADHD（Attention deficit hyperactivity disorder：注意欠陥多動性障害）治療薬に関する民間組織（厚生労働省の薬事承認条件に基づき設置）の事実上の規制により、オンライン診療指針に準拠したオンライン診療であっても必要な薬剤を入手できない現状に関し早急な是正を求める意見があることについて、当該民間組織に対して情報提供を行うとともに、オンライン診療指針との整合性も踏まえた運用となるよう検討を促す。
- h 厚生労働省は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）及び関連通知の改正により、オンライン服薬指導についての新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡））の恒久化を実現する。具体的には、原則は対面による服薬指導となっているが、患者の求めに応じて、オンライン服薬指導の実施を困難とする事情の有無に関する薬剤師の判断と責任に基づき、対面・オンラインの手段のいずれによっても行うことができることとする。また、処方箋については、医療機関から薬局へのFAX等による処方箋情報の送付及び原本の郵送が徹底されることを前提に、薬局に原本を持参することが不要であることを明確化する。さらに、服薬指導計画と題する書面

の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等の記載でも差し支えないこととする。加えて、薬局開設者が薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を身に付けさせるための研修材料等を充実させることとし、オンライン服薬指導を行うに当たって研修の受講は義務付けない。

- i 厚生労働省は、薬剤師の働き方改革等の観点を踏まえ、薬局に所属する薬剤師による薬局以外の場所（薬剤師の自宅等）におけるオンライン服薬指導について、実施可能な薬剤師や患者及び対象薬剤等を限定せず、薬剤師自身が実施可能と判断する場合には実施できることとする。
- j 厚生労働省は、医療用医薬品においてオンライン服薬指導が可能とされていることを踏まえ、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題を整理する。 ※

## イ 電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人確認の円滑化

【a：目標設定については令和4年度上期に措置、以降継続的に措置、

b：措置済み、c：令和4年度検討・結論、d：令和4年度上期検討・結論、

e：引き続き検討を進め、令和5年1月までに措置】

- a 厚生労働省は、令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせ整備予定の処方・調剤情報のシステムへの登録数に関する年度ごと（令和5年度当初から毎年度）の数値目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行数を参考指標として公表する。
- b 厚生労働省は、電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure：保健医療福祉分野の公開基盤）以外にどのような方法があり得るか、医療機関による本人確認の活用やクラウド電子署名など幅広く、現場のニーズを踏まえて検討し、結論を得る。なお、検討に当たっては、現行の紙処方箋の実務においてその都度明示的な医師の資格確認が行われていない実情を踏まえつつ、紙に比べ電子処方箋が実務的に使い勝手が良いものとなるよう、医療機関・電子署名サービス提供事業者による医師の資格確認に際して、医師登録原簿を都度照会する必要はないこととし、円滑な運用ができることとする。
- c 厚生労働省は、電子処方箋の普及には医師が電子署名を行う際の負担を軽減する必要があることを踏まえ、医師がその所属する医療機関の電子カルテシステムを利用して電子処方箋を出力する場合に、当該医師が電子カルテシステムの利用に当たって、医師であることの資格確認及び一定の本人確認が当該医療機関によって既に行われており、電子署名事業者が必要な際にその事実を確認できる場合には、電子署名事業者が当該医師に対して個別に改めての資格確認及び本人確認手続を行うことを要しないこととする方向で検討を行う。 ※
- d 厚生労働省は、医療現場で利用される電子署名について、クラウド型電子署

名等を利用しようとする医師が、当該クラウド型電子署名等の利用申込を行う際の本人確認手段として医師が自宅等から手続を完結できるようにするため、オンラインで完結可能な本人確認方法である eKYC (electronic Know Your Customer) を活用できることとする方向で所要の検討を行う。 ※

- e 厚生労働省は、上記 b の結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和 5 年 1 月から運用を開始する電子処方箋システムについて、HPKI 以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。

## ウ 患者のための医薬品アクセスの円滑化

【a：措置済み、b：令和 4 年度措置、c：令和 4 年度検討開始、  
d：令和 4 年度上期措置】

- a 厚生労働省は、患者がその生活形態に合わせて円滑に薬剤を受領できることとする観点から、薬局において処方箋に基づき調剤された薬剤の患者への受渡しの方法について、駅やコンビニエンスストア等に設置される宅配ロッカー等を介して受渡しを行うことが可能であることを通知等により明確化し、周知する。
- b 厚生労働省は、新たに店舗販売業を行おうとする者が、店舗管理者要件を満たす登録販売者を円滑に確保することを可能とするため、現状、過去 5 年以内のうち「2 年以上」かつ「1,920 時間以上」の実務経験が必要とされる登録販売者に係る店舗管理者要件について、一定の追加的なオンライン研修などを条件としつつ、「2 年以上」の要件を「1 年以上」へと見直す。 ※
- c 厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。 ※
- d 厚生労働省は、医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目（「医薬品の承認申請について」（平成 26 年 11 月 21 日厚生労働省医薬食品局長通知）の別表 2－（2）（以下単に「別表 2－（2）」という。）の（4）に該当するもの）について、申請を受理したもののいまだ「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で検討されていないものの有無を確認するとともに、令和 2 年度以前の申請に対していまだ結論が出されていないものについて、（ア）その件数、（イ）申請ごとに、その理由、（ウ）（イ）のうち厚生労働省及びPMDA（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency：独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の事業者に対する指摘に対して事業者によって適切な対応が行われていないために審査が進まないものについては当該指摘の内容、（エ）申請ごとに、当該申請品目の成分に関して、海外主要国における一般用医薬品としての販売・承認状況及び承認年度を調査する。

また、①既に別の一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目（別表2－（2）の（5）①から④まで及び（6）に該当するもの）及び②体外診断用医薬品から一般用検査薬への転用に関する申請についても、上記同様（ア）（イ）（ウ）（エ）について調査する。調査に当たっては、申請者に内容を確認し、同意を得る。 ※

## エ 家庭用医療機器において兆候を検出した疾病名の表示

【a, c：令和4年度措置、b：令和4年度検討・結論】

- a 厚生労働省は、医薬品医療機器等法の承認を受けたスマートウォッチその他の家庭用医療機器（医師による使用・管理を前提としない、家庭や職場に設置され使用される医療機器）によって兆候を検出した疾病名（現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名）を表示することが可能であることを明確にするためにガイドラインを作成する。その際、各種のバイタルデータに基づいて、現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名を表示する機器（以下「疾病名表示機器」という。）について、どのような場合が医薬品医療機器等法上の医療機器に該当するかを明確にするとともに、当該製品が使用者に提供する情報の臨床的意義が確立しているか、使用者自らが結果を解釈し、受診の要否の判断を含めて適切な行動に繋げられるか等の観点からの判断等が必要であることを具体的に記載する。あわせて、スタートアップが上記医療機器を開発し製造する可能性や不特定多数の利用が想定されること、当該機器には侵襲性がないことなどを踏まえ、開発者に過度な負担とならないよう配慮しつつ、製造販売後の情報収集の方法を明確化する。
- b 厚生労働省は、疾病名表示機器について、質の確保がされていない機器が広く流通することで、医療機関への不必要な負担が生じたり、国民に無用な誤解・不安を与えることのないよう、必要な法的措置を検討する。 ※
- c 厚生労働省は、個別の家庭用医療機器にその使用者が現在罹患している又は将来罹患する可能性のある疾病名を表示するに当たっての臨床的意義等について専門家と協議する場合、当該専門家や所属組織が当該家庭用医療機器のベンダーやその競争者など特定の企業との利益相反関係を有さないことを確認し、利益相反に該当する場合には議論に参加させない等の措置を講ずるとともに、当該協議の透明性を担保する観点から、協議の日時、相手先、協議内容等を記載した議事録を、当該医療機器の開発に係る情報等の秘密保持に留意の上、協議終了後速やかに公開する。

## オ 医療機器等の広告規制の見直し

【a：措置済み、

b：（前段）引き続き検討を進め、令和4年度結論・措置、  
（後段）引き続き検討を進め、令和4年度結論】

- a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けたパルスオキシメータについて、令和4年年初を



目途に販売店やインターネット等における広告を可能とするよう検討する。

- b 厚生労働省は、医家向け医療機器の広告規制の在り方について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方について、一般人の使用による危害のおそれが小さい機器に関する広告の規制の必要性の有無や程度を含め、検討を行う。

また、抗原定性検査キットのように、質の確保されていない製品が広く流通している実態も踏まえ、公衆衛生上悪影響を生じるおそれがある製品等について、その使用により国民が不利益を被ることのないよう、法令面を含め、必要な対応を検討する。 ※

### (3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮

#### <基本的考え方>

我が国では、3年後には全てのベビーブーム世代が75歳以上に到達するなど、高齢化がますます進行し、医療ニーズの拡大と多様化も見込まれる一方で、多くの地域、特に、過疎地域などで、医療関係者の人材確保がより大きな課題となっていくことが予想される。このような状況の下、患者本位・利用者本位の医療を実現するためには、医療現場において医療関係者が専門能力を最大限発揮し、限られた医療リソースを最適かつ効果的・効率的に活用することが重要であり、喫緊の課題である。そのため、患者等のニーズに専門的な知見をもってきめ細やかに対応するための薬剤師の対人業務の強化や、限られた医療リソースの適切な配分等を可能とするための医療・介護関係職種でのタスクシフト/タスクシェアの推進、地域医療構想調整会議の運営の透明化及び社会保険診療報酬支払基金等の審査・支払業務の円滑化を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

##### ア 薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）

【a：令和4年度検討・結論、b：令和4年度措置、  
c：令和4年度以降継続的に措置】

- a 厚生労働省は、患者への服薬フォローアップなど薬剤師の高度な薬学的な専門性を活かす対人業務を円滑に行い得る環境を整備するとともに、調剤の安全性・効率性の向上を図る観点から、薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することを可能とする方向で、その際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準、委託先への監督体制などの技術的詳細を検討する。 ※

検討に当たっては、以下の論点を中心に具体的検討を進める。

- ・委託可能な調製業務の対象

- ・委託先の範囲
  - ・委託元—委託先の役割分担及び責任関係の在り方（委託元薬局の薬剤師が故なく法的責任を負うことがないための配慮等を含む。）
- b 厚生労働省は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）に規定する薬局において配置が必要な薬剤師の員数に関する規制について、調剤業務の機械化や技術発展による安全性及び効率性の向上を踏まえ、薬剤師の対人業務を強化する観点から、規制の在り方の見直しに向け、課題を整理する。 ※
- c 公正取引委員会は、薬局における調剤業務の関連市場及び隣接する市場において独占的又は寡占的な地位を有するプラットフォーマーその他の事業者が、その競争上の地位を利用して、内部補助等を通じ、不当廉売、差別対価その他の不公正な取引方法によって、地域の調剤薬局を不当に排除することがないよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。

#### イ 医療人材の不足を踏まえたタスクシフト／タスクシェアの推進

【a：令和4年度措置、b：令和4年度上期措置、  
c：令和4年度検討開始・早期に結論】

- a 厚生労働省は、有料老人ホームにおいて看護職員が実際に現場で不安を感じないで医行為を実践できるよう、有料老人ホームにおける看護職員に対する研修等の取組事例を含め、円滑に医行為を実施している好事例について収集・整理を行い、有料老人ホームや地方公共団体等に周知徹底する。 ※
- b 厚生労働省は、介護現場において実施されることが多いと考えられる行為を中心に、介護職員が行い得る「医行為ではないと考えられる行為」について、介護職員が実際に現場で不安を感じないで実践できるよう、具体的な整理を行った上で、介護現場や地方公共団体等に周知徹底する。 ※
- c 厚生労働省は、在宅医療を受ける患者宅において必要となる点滴薬剤の充填・交換や患者の褥瘡（じょくそう）への薬剤塗布といった行為を、薬剤師が実施することの適否に関し、その必要性、実施可能性等の課題について整理を行う。 ※

#### ウ 地域医療構想調整会議の透明性の向上等

【a, b：令和4年度上期措置】

- a 地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域住民の協力が不可欠であることを踏まえ、厚生労働省は、各地方公共団体の地域医療構想調整会議について、議事運営の透明化を一層推進する観点から、原則的な議事公開及び協議内容等の公表を行うよう、引き続き地方公共団体に対して周知しつつ、働きかけの更なる強化を行う。

- b 厚生労働省は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、「協議の場」として位置付けられている地域医療構想調整会議について、地域住民に必要な医療機関の整備に支障が生じることのないよう、地域にとって必要な医療提供体制を確保するために必要な事項について、議論の活性化を図り、協議で結論を得られるよう努めることを地方公共団体に対して周知を行う。

## エ 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【a：引き続き検討を進め、令和 4 年度措置、

b：継続的に措置、c：令和 4 年度末目途措置、

d：令和 4 年度上期措置、e：引き続き検討を進め、令和 4 年度上期結論】

- a 社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムを最大限活用するため、現時点でコンピュータチェックにより完結しないこととなっている、AI による振分けの対象とならない目視対象のレセプト（入院レセプト等）について、AI による振り分けの適用に向けた具体的な検討を行い、適用可能な部分について適用する。
- b 自動的なレポート機能を有効に活用するため、審査結果の差異の検証が完了しているか否かにかかわらず差異の分析が可能となるよう、差異のデータは、順次、一定数を定期的に公表する。
- c 厚生労働省は、より効果的・効率的な審査支払システムによる審査等のためには、紙レセプトはもとより、電子媒体による請求が行われている場合も含め、オンライン請求への移行を進める必要があることから、オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を行うとともに、その結果も踏まえ、将来的にオンライン請求の割合を 100% に近づけていくための具体的なロードマップを作成する。 ※
- d 厚生労働省は、令和 3 年 3 月に取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会」の報告書において令和 4 年度中に実施予定とされている、再請求等のオンライン化を確実に実施するため、具体的なオンライン化の時期を決定する。
- e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

## オ 医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等

【a：令和 4 年措置、 b：引き続き検討、 早期に結論】

- a 厚生労働省は、厚生労働省が所管する法令等に基づき医療機関又は医師（以下「医療機関等」という。）が厚生労働省本省、その地方支分部局、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会若しくは地方公共団体に対して行う申請若しくは届出又は患者に対して行う交付の手続（以下「申請等手続」という。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成

14 年法律第 151 号) 及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 3 年 12 月 24 日閣議決定) 等を踏まえ、申請等手続を書面で行う場合の医師又は患者の当該書面への押印又は署名、当該書面の日本産業規格 A 列 4 番以外の大きさ又は白以外の色による作成等によって医療機関等に生じる負担を軽減するため、医療現場、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえて相当の業務量が生じていると認められる申請等手続についてデジタル化(電子メールにより申請等手続を行うことを含む。)を進めるための工程表を作成する。当該工程表には、申請等手続のデジタル化のみならず、書面による作成を求める場合の医療機関等の負担軽減に関する方策を含むものとし、署名又は押印の廃止や、その廃止を困難とする場合に署名又は押印を印刷印影又は組織印に代えることの可否に関する内容を含むものとする。

- b 厚生労働省は、電子処方箋以外の医療現場での書類について、デジタル化によって、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、電子署名の要否等について整理を行う。

#### (4) 質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進

##### <基本的考え方>

地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けることを可能にするため、S a MDに関する審査の在り方を見直すこと等を通じて、諸外国と遜色のない程度に、社会実装を進めることが重要である。また、我が国の創薬力を強化する観点から、創薬に必要なデータ基盤の整備や利活用、被験者の来院・入院に依存しない在宅での治験である D C T (Decentralized Clinical Trials : 分散化臨床試験) を円滑に行うための環境整備を進める必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

###### ア プログラム医療機器 (S a MD) に関する承認審査等の見直し

【a : 令和 4 年度措置、b : 令和 4 年度結論、  
c : 引き続き検討を進め、令和 4 年度措置、その後継続的に措置、  
d : 引き続き検討を進め、早期に結論】

- a 厚生労働省は、画像診断用途の S a MD について、当該 S a MD が実使用される臨床現場で現に行われている診断技術の水準を踏まえ、それらとの比較における有用性が審査上重要であることを明確にする。
- b 厚生労働省は、S a MD の承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、S a MD の上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、国際整合を踏まえつつ、アップデート後の有効性の状況を PMDA があらかじめ開発事業者を確認できることなど一定の条件の下で、PMDA による審査省略を含め審査の簡略化を検討する。 ※

- c 厚生労働省は、類型ごと、対象疾患ごとに承認実績が存在する S a MD について、早期に登録認証機関による認証に移行するよう、産業界の協力も得つつ、認証基準の策定及び改正を主体的に行う。あわせて、PMDA による承認審査について、開発事業者の予見性を高めるために、あらかじめ審査のポイントに関する情報（有効性・安全性を評価するための試験条件や評価のポイント等）を整理・公表する。
- d 厚生労働省は、S a MD の上市が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるよう PMDA の審査体制の強化を含め必要な取組を検討するために、国内の S a MD 認証状況（件数や所要期間等）や海外の S a MD 審査の実態把握に係る必要な調査を行う。 ※

## イ プログラム医療機器（S a MD）の開発に関する医療機器製造業規制等の見直し

【a：措置済み、b：引き続き検討を進め、令和4年度結論】

- a 厚生労働省は、S a MD の設計のみを行う製造事業者について、設計に関する業務の管理が適切に行われる体制を確保している限りにおいて、居宅など事業所以外での勤務を含め、責任技術者が登録を受けた所在地で勤務する必要はないことを明確化し、周知する。
- b 厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、S a MD の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。 ※【再掲】

## ウ 創薬等に向けた医療データの利活用の促進

【a, c：令和4年度上期検討開始、令和4年度結論、b：令和4年度措置】

- a 民間事業者や研究者が、医薬品等の治療のアウトカムを把握し、その効果・実態等の分析に活用することができるよう、厚生労働省と総務省は、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）について、統計法（平成19年法律第53号）との関係について整理した上で、死亡の時期や原因など、死亡した者に関する情報との連結が可能となるよう検討を行う。 ※
- b 公正取引委員会は、令和4年2月に公表した官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁のシステムの仕様の公開やデータの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同視し得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合等は独占禁止法上問題となるおそれがある」との考え方が官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知するとともに、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。

- c 複数医療機関が連携して医療を提供する際や創薬開発等において、検査結果データは有用な情報であることから、現在、厚生労働省では、データヘルス改革に関する工程表に基づき、電子カルテ情報等の標準化を進めているが、既に採択されている、J L A C 11 コードを含む厚生労働省標準規格である（H S 014）臨床検査マスターの普及のための方策を検討するとともに、二次利用の観点から有用な検査結果データの拡充について検討を行う。また、検査結果データは、使用する検査機器、試薬等によって検査値が異なることから、電子カルテ情報等の交換の仕組みが整備された後にマイナポータル等で自らが検査結果データを閲覧できるようになる時期を目途に、創薬等の目的のためにも、関係学会等の協力を得て、異なる検査機器等により得られた検査結果データを比較可能なものとするような方策を検討する。 ※

## エ 治験の円滑化

【a：令和4年度措置、b：令和4年度検討・結論、  
c：令和4年度上期措置、d：措置済み】

- a 厚生労働省は、治験実施医療機関の医師等が、被験者に対して、治験に関する必要な説明を行い、同意の取得を非対面・遠隔で実施するための適切な方法やデータの信頼性確保等に関するガイダンスを策定する。策定に当たっては、国内外におけるオンライン技術を用いた治験の実施方法や各国のルール等に関する調査を踏まえたものとする。 ※
- b 厚生労働省は、治験依頼者から被験者への治験薬の直接配送に関して、海外における取扱いの状況等の調査を実施の上、国際整合を踏まえつつ、実施の可否を検討する。 ※
- c 厚生労働省は、D C Tにおいて必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保することを可能とするため、訪問看護ステーションの活用のほか、治験施設支援機関（S M O）に所属する看護師の活用を含め、治験実施医療機関に所属する看護師以外の看護師をどのように活用し得るかを整理し、必要な措置を講ずる。 ※
- d 厚生労働省は、D C Tを含む治験の開始等の際に必要となるP M D Aへの治験届出について、令和4年度に予定されているオンライン化に先立ち、電子メールによる提出をした場合の事後的な紙・電子媒体の提出を不要とすることについて検討し、必要な措置を講ずる。

## (5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築 ＜基本的考え方＞

深刻化している介護人材の不足や処遇の状況を踏まえ、10年先、20年先をも見据えつつ、必要な人に必要な介護サービスを提供し続けられる持続的な介護制度を構築する必要がある。このような観点から、介護施設の入居者に対するケアの質の確保と介護職員の負担軽減・処遇改善を両立させるため、介護現場におけ

るデータ・ICT技術の利活用を推進するとともに、特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの対応の在り方を検討する。加えて、介護事業者による地方公共団体に対する各種申請・届出等の手続負担をデジタル化やワンストップ化等により削減し、介護職員が利用者に直接向き合える時間を拡充させる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

### ア 特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化

【（前段）令和4年度措置、（中段）令和4年度目途措置、  
（後段）遅くとも令和5年度結論・措置】

厚生労働省は、ビッグデータ解析、センサーなどのICT技術の最大活用、介護補助職員の活用等を行う先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。

厚生労働省は、当該検証の結果を踏まえ、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。

厚生労働省は、当該論点整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。 ※

### イ 特別養護老人ホームにおける施設内の医療サービス改善

【a：令和4年度措置、b：令和5年度結論・措置】

a 厚生労働省は、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）における現行の配置医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第1号の規定等により特養に配置された医師をいう。）による医療の提供に関して、現行制度では、特養入所者の施設内における医療ニーズ（特に、特養入居者の急変時及び看取り時に要する配置医師又はその他の医師による訪問診療や往診、オンライン診療）に十分応えられておらず、当該規定において配置医師が行うこととされる「健康管理及び療養上の指導」の範囲の明確化や配置医師制度等の見直しなど所要の措置を検討すべきではないかとの指摘を踏まえ、特養における医療ニーズへの対応の在り方を検討するために、配置医師の実態（在宅療養支援診療所に所属している医師か否か、雇用実態、提供する医療の内容等）、特養における入居者の医療ニーズの具体的内容、入居者に対して現に行われている医療対応などについて必要な調査を実施する。 ※

b 厚生労働省は、当該調査結果を踏まえ、特養における必要な訪問診療、往診、オンライン診療について介護保険又は医療保険で適切に評価するなど、特養に

おける医療ニーズへの適切な医療提供を可能とするための必要な措置について検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。その際、医療保険・介護保険制度への影響や患者負担への影響に留意するとともに、看取り期等の患者に対して本人が必要としない過剰な医療の提供がないよう留意する。 ※

#### ウ 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減【再掲】

【a, b, e, f : 令和4年度措置、

c : (前段) 令和7年度措置、(後段) 令和4年度上期措置、

d : 令和7年度措置】

- a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 ※

- b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組を構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 ※

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が



作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。)又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 ※

- d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 ※
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルール of 明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルール of 有無・内容を整理し、定期的に公表する。

## (6) その他

- ・ サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し

【引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

### <基本的考え方>

近年、高齢単身者や高齢夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅の確保が重要となっている。平成23年に、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）が改正され、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームにおいて、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された（令和4年2月末時点の累計登録件数は8,063棟、274,704戸）。本制度においては、状況把握サービスと生活相談サービスの提供が必須で、入居者の安全・安心等を確保するため、医療・介護の有資格者等が日中、建物に常駐し、これらのサービスを提供することとなっているが、近年、有資格者等の不足等が課題となっている。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

国土交通省及び厚生労働省は、原則として、夜間を除き、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する有資格者等に課された常駐要件について、入居者の安全・安心及び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。

## 5. 地域産業活性化

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度においても、緊急事態宣言が2回発出され、令和4年1月には34都道府県にまん延防止等重点措置が適用された。同年2月以降は、ウクライナ情勢による更なる原油や穀物等の国際価格の上昇等も懸念され、我が国の地域産業に大きな影響を及ぼしている。このような中、地域の事業者の所得を押し上げ、地域産業全体を活性化するためには、地域を支える観光産業及び農林水産業等の成長産業化をデジタル技術も活用しつつ推進する必要がある。公正・公平で自由な取引ができる環境の整備等、従来からの規制改革を推し進めつつ、地域産業活性化をより確実なものとするためには、各取組の効果を検証し、PDCAサイクルを適切に回していくことが重要である。EBPMの考え方にに基づき、現場の声を踏まえた上で、事業者の創意工夫の発揮を阻害する規制・制度等を不断に見直していくことが必要である。

観光分野においては、訪日外国人旅行者数は令和元年の3,188万人から令和3年の25万人へと大幅に落ち込み、コロナ禍によって観光産業は大きな打撃を受けている。一方で、コロナ禍を経験する中で、リモートワークを実施する企業が増えたことなどを契機に、ワーケーションによる旅行需要を取り込むことで地方創生に取り組もうと創意工夫をこらす事例も出始めている。その他、空き家率の高い地方では、空き家住宅を観光インフラとなる民泊施設としてリノベーションし、交流人口の増加に取り組んでいるケースもある。このような取組を後押しすることで、空き家問題の解決や、ホテル・旅館など宿泊施設が不足しているエリアにおける新たな観光需要の創出にも寄与することが期待される。コロナ禍で大きな打撃を受けた観光産業の再生・振興を通じて地域産業の活性化を後押しできるよう、改めて不要な規制は撤廃するという理念の下、様々な見直しを進めることが重要である。

農業分野においては、令和3年の基幹的農業従事者が130万人、そのうち65歳以上の占める割合が69.5%となり、高齢化・人手不足に歯止めがかからなくなっている。耕作放棄地が更に拡大するなど危機的な状況にある中、農地を持続的に利用し、スマート農業等を活用して農業の生産性向上や成長産業化を図るためには、分散した農地を一団の形で集約化し、若者等の新規就農者も含めて、意欲と能力のある担い手に集積していくなど、農地利用の最適化を強力に推進する必要がある。農産物の品質・付加価値の向上や生産コストの低減、流通の合理化等を促進する上では、ローカルルールを見直すとともに、公正・公平で自由な取引ができる環境や、施設等を効率的かつ円滑に建設するなど、農業者が創意工夫を発揮し、柔軟に事業展開できる環境を整備することが求められる。あわせて、デジタル基盤としての農林水産省地理情報共通管理システム（以下「eMAFF地図」という。）やドローン・衛星データ等の先端技術を最大限に活用し、現場業務の見直しや省力化を促進することが不可欠である。農業委員会等による取組の実効性も含め、現行の規制・制度等について不断の検証と見直しが必要である。

林業分野においては、戦後造林を行った人工林が50年を超えて本格的な利用期を迎え、森林資源が充実してきており、国産材を安定的に生産・供給し、林業の成長産業化

を図るためには、意欲と能力のある事業者への施業集約化や機械化・デジタル技術の活用等による生産性の向上を進めていく必要がある。森林経営管理制度の円滑な運用や、林地台帳の着実な整備、所有者・境界の明確化等の施業集約化に向けた取組を現場に着実に浸透させるとともに、高性能林業機械を用いた作業システムや川上から川下までの事業者が連携した効率的なサプライチェーンの構築など、生産性を向上させる取組を幅広く展開していくことが重要である。さらには、地球温暖化対策やSDGs、ESG投資といった木材利用の価値を見直す動きや、いわゆるウッドショックの影響による国産材の需要増にうまく対応しながら、それらを好機と捉え、中高層建築物や低層非住宅建築物等の木造化・木質化など、木材需要を創出・拡大し、新たな部材の開発・普及や、認証制度の普及等、国産材の利活用を促進する取組を意欲的に進める必要がある。

水産分野については、世界的には水産物需要の拡大に伴い成長分野と考えられている一方、我が国では漁業・養殖業の生産量や漁業就業者数が長期的な減少傾向にある。令和2年の漁業・養殖業の生産量は423万トンとピーク時(昭和59年:1,282万トン)の約3分の1、同年の漁業就業者数は13.6万人と調査開始時(昭和36年:69.9万人)の約5分の1となっている。こうした情勢の中、水産資源管理の高度化と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上を図る必要があるが、カツオ窃盗事件やアサリ産地偽装のほかにもクロマグロの漁獲量未報告が疑われる事案や一部の漁業協同組合(以下「漁協」という。)における独占禁止法違反につながるおそれがある行為等、水産業全体で複数の不祥事・不正行為が発覚しており、法令遵守を含む水産現場のガバナンス強化は喫緊の課題である。これらの問題は、漁業者だけの問題ではなく、流通事業者や消費者も含めた、水産に関するサプライチェーン全体で向き合わなければならない課題である。このような内的・外的要因を踏まえ、約70年ぶりに抜本改正された漁業法(昭和24年法律第267号。以下「改正漁業法」という。)の適切な制度運用、漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化、IUU(Illegal Unreported Unregulated:違法・無報告・無規制)漁業の撲滅、高付加価値創出に向けた水産物に関する自主的なトレーサビリティの取組、ICT・AI等を活用したスマート水産業の社会実装に向けた取組等を推進することが重要である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

## (1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化

【可能な限り速やかに法案提出】

### <基本的考え方>

個人事業主の高齢化が進み、早期の事業承継が喫緊の課題となる中、個人事業主の事業承継時の手続については、相続の場合と同様に簡素な届出で許可等が承継できるよう、必要な見直しが進められてきた。

飲食店等の食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業等における個人事業主についても、添付書類の削

減等の簡素化が進められているが、地域産業を担う個人事業主の活性化・生産性向上を図る観点から、速やかに相続の場合と同等の簡素化を実現すべきである。以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画に基づき、飲食店等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。

## (2) 地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進

### ＜基本的考え方＞

住宅宿泊事業は、空き家などの遊休資産の有効活用、ホテル・旅館などの宿泊施設が不足している地域における新たな観光需要の創出など地方創生に寄与する効果が期待されている。

このような中、地方において空き家の住宅を活用した住宅宿泊事業の用に供する物件を管理する住宅宿泊管理業者への参入を促進し、担い手を確保することで、観光旅客の宿泊需要や多様化する宿泊ニーズに対応していくことが重要である。

また、住宅宿泊事業を地方で推進していく上では、住宅宿泊事業の実施に必要な申請手続の簡素化や申請書類の廃止・簡素化、申請手続のオンライン化の推進等にも引き続き取り組んでいくことが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

#### ア 地方における住宅宿泊管理業の担い手確保

##### 【令和4年度検討・結論、令和5年度措置】

国土交通省は、住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制の要件として、例えば所定の講習の受講修了者も新たに認めるなどの具体的な方策について、関係者とも連携しながら検討を行い、必要な措置を行う。

#### イ 申請手続の簡素化・オンライン化の推進等

##### 【a：引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置、b～d：措置済み】

- a 観光庁及び厚生労働省は、ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要なとされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。
- b 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者による欠格事由に該当しないことを誓約する書面及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の安全措置に関するチェックリストの確認について、書類の添付ではなくチェックボックスへの直接入力を実現とする。

- c 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者の届出に関する申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。
- d 観光庁及び厚生労働省は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載することを通じて、各条例の規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を周知する。

### (3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

【令和4年措置】

#### <基本的考え方>

農業従事者の高齢化・減少により、農業の存続自体が危ぶまれる中、地域産業の活性化や農業所得の向上を実現していくためには、意欲ある農業者が、農業経営の規模拡大や6次産業化、スマート農業の促進、輸出等の国際展開などを企図する際、その成長段階に応じて円滑に資金調達を行えることが重要である。若者を惹きつけ、農業を魅力的な産業にしていくためにも、意欲ある農業者が将来展望を持ちながら農業経営を進められる環境を整備することが求められる。

資金調達には融資や出資等の手段が存在するが、出資に関しては、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項において農地所有適格法人としての要件が規定されており、株式会社のうち会社法（平成17年法律第86号）上の公開会社は農地を所有することが認められていない（法人形態要件）ほか、総議決権の過半を農業関係者が保有しなければならない（議決権要件）等の規制がある。

農業者が事業拡大の段階に至り、設備投資に必要な資金を調達する際、融資では必要額を賄えない、返済リスクが生じる等の理由から出資を希望しようとしても、議決権要件が足枷となり、株式発行による資金調達が実質的に困難であるという声がある。また、法人形態要件で株式の譲渡が制限されているため、農業者がIPOやM&Aといった柔軟な出口戦略を描けないという声があるほか、農業分野への投資を検討する投資家にとっても、これらの規制に起因して投資インセンティブが他産業より劣後することから、結果として農業者の資金調達を困難にしている側面があると考えられる。

意欲的な若者や農業ベンチャー等が、更なる成長や事業拡大を企図する際に、資金調達の手段を柔軟に選択できるようにするための措置について、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置と併せて検討する必要がある。

#### <実施事項>

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。特に、意欲的な若者による農業ベンチャー等の更

なる成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択可能とするため、令和3年6月の閣議決定を踏まえ、食料安全保障を念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する。

#### (4) 農地利用の最適化の推進

【a, d, g : 令和4年度措置、b : 令和4年度検討・結論・措置、  
c : 法律の施行後順次措置、e, h : 令和4年度以降順次措置、  
f : 令和5年度措置】

##### <基本的考え方>

我が国において高齢化・人口減少が本格化する中、農業者の減少や耕作放棄地の拡大は更に加速化し、地域の現場では農地の受け手が不足するなど、農地が適切に利用されなくなる懸念が顕在化している。今後、スマート農業等を進める上でも農業生産を効率化するためには、分散した農地を一団の形で集約するとともに、意欲と能力のある担い手に集積していくことが重要である。

平成27年に農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)が改正され、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)が農業委員会の業務として法定化された。農業委員会は、その活動によって農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかを可視化できるよう、最適化活動に関し適切な目標を設定するとともに、その結果を点検・評価し公表するなど、PDCAサイクルの実践を通じて、自らの説明責任を果たしていくことが求められる。

令和5年までに全農地の8割を担い手に集積するという目標については、令和2年時点で58.0%である実績との乖離が著しい。今期通常国会で成立した農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において、人・農地プランを市町村の地域計画として法定化するとともに、EBPMの考え方を踏まえるほか、地域計画ごとに農村現場の実態も十分踏まえた上で、農業を担う者、目標とする農地の集積、集約化その他の農地の効率的かつ総合的な利用の姿を明確化することが重要である。また、地域計画の策定に当たっては、新規参入者を含む担い手情報のデータベースを構築すべきである。

農地利用の最適化を推進する上では、デジタル基盤としてのeMAFF地図を活用することが不可欠である。現場業務の省力化等に向けて、各台帳間のデータの紐付けを進めるとともに、衛星データや地域経済データ等を保有する外部システムとの連携も視野に入れ、eMAFF地図の有用性を更に向上していくべきである。

今後、eMAFF地図が本格的に運用開始されるに当たっては、農業委員会が農業委員会サポートシステムのデータを遺漏なく更新することが欠かせない。令和2年度決算検査報告での指摘も踏まえ、月一回以上、データを更新している農業委員会の割合は、指摘時点(令和元年7月)の約30%から令和3年12月時点で約70%まで上昇したところであるが、引き続き、農林水産省は、全国農業会議所等の関係機関と連携し、必要な情報更新を徹底するとともに、eMAFF地図を最大活

用できる体制を構築する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価等が確実に行われるようにフォローする。
- b 農林水産省は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において、目標地図を含む地域計画については、省令で定める基準に適合するものであることとしているが、この地域計画の基準では、農村現場の実態を十分踏まえた上で、農業を担う者の考え方及び目標とする農地の集積、集約化その他の農地の効率的かつ総合的な利用の姿に関する事項を定めることとする。
- c 農林水産省は、各市町村における地域計画の策定の進捗をフォローするとともに、先進的な策定の取組事例を公表する。
- d 農林水産省は、地域の内外を問わず、新規参入者を含む候補者リストの作成が可能なデータベースの構築を進める。
- e 農林水産省は、農業現場で求められる農地情報や関係府省のデータベースが具備する機能（今後開発される機能を含む。）を確認しながら、eMAFF地図の活用が進むよう、他のシステムとの連携を随時進める。
- f 農林水産省は、複数の地方公共団体における実証の結果も踏まえ、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報と筆ポリゴン等の地理情報の紐付けを行う手法の改善を行いながら、令和5年度までに、全国のほとんどの地方公共団体で紐付け作業を完了させる。また、土地改良施設（ダム、堰、用排水路等）などの情報についても、eMAFF地図にデータを組み込む方向性で検討し、令和5年度中に結論を得る。なお、eMAFF地図による現場の農地情報の一元化を進めるに当たっては、農地情報を取り扱う行政手続に係る業務プロセスの見直しを行う。
- g 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、①エクセルを活用した複数筆の情報をまとめて入力できる機能の活用、②リモートでの操作支援や巡回操作指導を徹底することにより、農業委員会によって農業委員会サポートシステムの農地情報が適切に更新されるようフォローする。
- h 農林水産省は、農業現場において eMAFF 地図の活用が進むよう、eMAFF チャットツールを活用して現場の要望を随時把握し、その内容を踏まえ、地方公共団体、全国農業会議所等の関係機関と連携しながら、必要なシステム改修や制度の運用改善を行う。

## (5) 農業用施設の建設に係る規制の見直し

【令和5年上期措置】

### ＜基本的考え方＞

農業の成長産業化のためには、6次産業化などの経営発展を企図する農業者が、

農業用施設や農畜産物の加工・販売施設を柔軟に設置拡大できるようにすることが重要である。農林水産省の6次産業化総合調査によると、農業関連の加工・直売事業の総販売額は、平成29年度まで増加傾向にあったが、令和元年度には前年度比1.3%減の2兆733億円と微減に転じており、現場の農業者からは必要な施設を設置する際、農地転用許可に係る手続負担が大きいとの声がある。

現行の農地法施行規則第29条第1号では、2a未満の農地を農業用施設に転用する際、農地転用許可が不要となっているが、昭和45年以降、本特例の見直しは行われていない。令和元年6月の規制改革実施計画に基づき行われた農林水産省調査では、1,839件の農業者のうち、556件の農業者(30%)が「面積2aが小さすぎる」と答えている。また、農業者が6次産業化を目指して、顧客を畑などに呼び込み、サービス提供や加工品の直売をする場合、駐車場に加え、加工・販売施設等が必要となるが、「農地法の運用について」(平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)では、2a未満の農業用施設は農地転用許可が不要とされる一方、農畜産物の加工・販売施設については農地転用許可が必要とされている。農林水産省調査では、農業者の40%(737件)が農畜産物の加工・販売施設を特例の対象として「認めるべき」と答えている。

令和3年6月の規制改革実施計画に基づき、農地転用許可手続のワンストップ化の措置として、今期通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したところだが、農林水産省は、農業者の手続負担を軽減するため、本特例条件の更なる見直しを検討する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

農林水産省は、今期通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、農業用施設及び農畜産物の加工・販売施設の設置について、地域の効率的な農地利用に配慮し、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の措置を講ずる。あわせて、農地転用許可手続の負担を軽減するため、認定農業者が農地転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、農地転用許可手続のワンストップ化の措置の施行に併せて必要な措置を講ずる。

### (6) 農地の違反転用等の課題

【a：令和4年措置、b：令和4年度上期措置、c～h：令和4年度措置】

#### <基本的考え方>

限られた生産基盤である農地を有効活用するためには、農地法の執行状況や農地規制の在り方を不断に検証することが重要である。農地の違反転用については、農地転用全体に占める発生割合が約1.7%と低いものの、当該年に発見された違反転用の8割以上が事後的に追認許可される状況が常態化していたことを踏ま



え、令和3年6月の規制改革実施計画において、農林水産省が全国的な実態調査を行うこととされた。

同調査の結果によると、違反転用の約7割が農業者以外によるものであり、発生要因の大宗は農地転用許可制度の不知・誤認によるものであった。また、当該年に発見された違反転用の約7割が5年以上前の発生案件であり、発見が遅れるほど是正困難になることから、早期発見の重要性が確認された。追認許可案件については、9割以上が手続誤り等に起因する適正なものであったが、安易な追認許可が疑われる不適正なものも一部で確認された。また、長期未是正案件については、今後も是正が見込めない案件が全体の約5割を占め、半数以上の地方公共団体が是正措置に消極的になっていることも確認された。これら調査結果を踏まえ、違反転用の発生防止や早期発見等を強化するためには、規制所管府省が縦割りを排し、横断的に連携することで、実効性のある対策を講ずることが重要である。あわせて、デジタル技術も活用し、効果的で効率的な農地の監視手法を検討する必要がある。

農地転用許可の手続全般については、一部の都道府県・指定市町村において、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルール（新たに取得した農地は3年以上耕作しなければならない、近隣土地所有者の同意書を一律に添付しなければならない等）が確認されているほか、法令上許容される範囲で独自基準を定めている都道府県・指定市町村においても、行政手続法第5条第3項の規定上、審査基準を公にしなければならないとされているところ、当該審査基準が公表されていないといった不適正な運用が確認されている。農地転用許可制度に係る不適正なローカルルールや運用のばらつきを解消するためには、制度周知を徹底し、その浸透を図ることが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農地の違反転用を是正するため、追認許可を行う場合の追認許可が認められる基準及びその適用の考え方について通知を発出し、農業委員会、都道府県知事等に周知する。
- b 農林水産省は、長期未是正案件が解消に至った優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、長期未是正案件について、継続的に是正の取組を行い、その解消に努めるよう指導通知を発出する。
- c 農林水産省は、国土交通省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、建築確認申請に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。
- d 農林水産省は、経済産業省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知する

とともに、F I T認定に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。

- e 農林水産省は、法務省と連携し、農地転用許可制度について、法務局における周知や関係団体を通じた周知を行うための措置を講ずる。
- f 農林水産省は、総務省と連携し、固定資産課税台帳に係る情報の農業委員会への提供について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上の守秘義務との関係を整理した上で検討を行い、必要な措置を講ずる。
- g 農林水産省は、人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、地方公共団体における導入に向け、実証実験を進め、その結果を踏まえ、地方公共団体での活用手順について検討を行う。また、違反転用に係る情報を農業委員会が効率的に集約し、効果的な監視活動を行うためのデジタル技術の普及について検討する。
- h 農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和 4 年 3 月 31 日付 3 農振第 3013 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。【再掲】

## (7) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化

【a：措置済み、b：（前段）令和 4 年度措置、（後段）措置済み、  
c, d：令和 4 年度措置、e：（前段）令和 4 年度措置、（後段）措置済み】

### <基本的考え方>

令和元年 6 月の規制改革実施計画において、農業の生産性向上の観点から、農業者が散在する圃場間をトラクターで移動する際、一定の重量・寸法を超えないものについては、農機等の着脱を行うことなく装着・牽引したまま、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の法規制に違反することなく、公道や農道を走行することが可能となる枠組みが構築された。

道路法では、一定の重量・寸法（幅 2.5m、長さ 12m 等）を超える車両が道路を通行する場合、道路管理者から特殊車両通行許可を取得する必要がある。農耕トラクターは、建設機械やセミトレーラなどの特殊車両とは使用実態・車両諸元が異なる中、特殊車両通行許可に必要な書類は多岐にわたり、一般の農業者には手続が専門的で煩雑すぎるといった声があるほか、特殊車両通行許可制度のオンライン申請システムや申請マニュアルについても、農耕トラクターが想定されていないなど、農業者が申請しやすい環境が整備されていない。都道府県・市町村では、令和 2 年度の許可件数 321 件のうち、オンライン申請の実績はわずか 1 件にとどまっている。

一般社団法人日本農業機械工業会の調査によると、過去 10 年間の特殊車両に

該当する農耕トラクターの国内出荷台数は9万台以上の実績があり、令和3年6月の規制改革実施計画において、その使用実態を調査し、申請手続の簡素化を検討することとされた。措置に当たっては、農業の現場実態に即した手続となるよう申請の在り方を見直し、農業者が申請しやすい環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 国土交通省は、農林水産省と連携し、農業者に対して、特殊車両通行許可の手続負担やオンライン申請の課題などに関するヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。
- b 国土交通省は、a のヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可において、複数車両の一括許可や、エリア等を限定した包括的な許可の仕組みを検討するなど、農業の現場実態に即した手続となるよう申請の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。また、特殊車両通行許可申請における農業者の負担を軽減するため、農林水産省は、農耕トラクター等の型番に紐付く車両諸元情報の一覧を作成・管理し、国土交通省は、各道路管理者へ情報展開することで、農業者が申請しやすい環境を整備する。
- c 国土交通省は、a のヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を活用し、農業者の車両諸元情報の入力手続を簡便化するための方策を検討する。
- d 国土交通省は、a のヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農機等を装着・牽引する農耕トラクターを想定したプルダウンメニューの追加など、農業者の申請環境を改善するための必要なシステム改修を実施する。あわせて、農業者の手続負担の軽減及び利便性向上のため、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、未収録路線の削減に向けた取組等を進めるとともに、地方公共団体へのオンライン申請が可能となるよう、地方公共団体に対して自治体申請システムの導入促進に関する周知を徹底するなど、連携を行う。
- e 国土交通省及び農林水産省は、農業者の特殊車両通行許可制度の認知及び理解を促進し、現場への浸透を図るため、販売店チャネル等を活用し、積極的な制度周知を行う。また、国土交通省は、各道路管理者が農業者に対して、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元情報の記載のあるカタログ等を添付書類とすることができることや不必要な書類提出を求めないことを再度周知徹底する。

## (8) 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革

【令和4年度措置】

### ＜基本的考え方＞

牛乳・乳製品の原料である生乳は、毎日生産され機動的な生産調整が困難であり、腐敗しやすく貯蔵性がない、需給の季節変動が生じる等の特徴がある。そのため、生乳取引においては、個々の酪農家の立場が弱くなることから協同組合が組織され、効率的に個々の酪農家から集乳するため、指定生乳生産者団体による一元集荷・多元販売の体制が確立されてきた。

そうした中、酪農家が生乳の出荷先等を自由に選べる環境を実現し、付加価値を高めた牛乳・乳製品の開発製造、販売などの酪農家の創意工夫を生かせる環境を整備するため、指定生乳生産者団体制度や加工原料乳生産者補給金の交付対象の在り方の抜本的改革として、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）及び独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）の改正（平成 30 年 4 月施行）がなされた。

しかし、制度的な独占は解除されたものの、依然として、指定生乳生産者団体等による独占禁止法上問題となるおそれがある行為が行われている可能性があったことから、取引の自由度を高め、適正な取引環境を整備するため、令和 3 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、酪農家、乳業メーカー、チーズ工房を対象に、制度改正後の生乳取引実態の全国調査が実施された。

調査の結果、酪農家の出荷先の選択や乳業メーカーの調達先の選択に対して、指定生乳生産者団体等による不適正な取引が疑われる事例が報告され、その原因として、新たな生乳流通制度や独占禁止法等の関係法令に対する理解や対応が不十分であり、基本的な取引ルールが浸透していないことが考えられる。不適正な生乳取引の発生を防止するためには、新たに作成した「生乳の適正取引推進ガイドライン」の周知や、組織の代表者によるコンプライアンスに関する対外的なメッセージ発信、相談窓口の設置及び周知等を行い、酪農・乳業に関わる全ての関係者への理解浸透を徹底していく必要がある。

農林水産省が作成した、農業協同組合（以下「農協」という。）が受託販売を拒否できることを示した「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」については、酪農家の自由な取引を萎縮させているとの声があったことから、全国調査で実態を把握し、結果を踏まえて見直しを行い、新たに「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」のパンフレットが作成された。「生乳の適正取引推進ガイドライン」に加えて、「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」のパンフレットを活用するなどして、酪農・乳業に関わる全ての関係者への理解の浸透を図り、その状況を定量的に把握し、必要に応じて内容の見直しを行うなど、適正で透明な取引環境の整備に向けた継続的な改善が必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、酪農・乳業に関わる全ての関係者に対して、新たに作成した「生乳の適正取引推進ガイドライン」や「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」のパンフレットが認知されるよう周知徹底を図るとともに、公正取引

委員会と連携して、研修や説明会を開催し、ガイドライン等の内容の浸透や相談窓口の周知など、不適正な取引の発生を防止するための取組を行う。なお、研修や説明会は、指定生乳生産者団体や農協と共催するなどのほか、独占禁止法等の遵守について、組織の代表者が対外的なメッセージの発信を行うよう指導する。

- b 農林水産省は、酪農家や乳業メーカー等への直接アンケートなどにより、ガイドライン等の浸透状況の定量的な把握や、生乳取引の実態把握を行い、必要に応じてガイドライン等の見直しを行う。
- c 農林水産省は、全国実態調査の結果を活用し、平成 30 年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等を分析・把握し、研修や説明会等において、分析結果の共有や好事例の横展開を行う。
- d 農林水産省は、高齢化や人口減少等を踏まえた中長期的な将来の市場動向や需給変化も踏まえつつ、新たな補給金制度の下、需要拡大、乳業メーカーによる指定生乳生産者団体に限らない調達ルートを通じた多様な酪農家との積極的な取引、乳業メーカー等における需給調整力強化等の生乳需給のミスマッチの解消を後押しする方策や、6 次産業化、差別化等の牛乳・乳製品の市場活性化や価値向上の方策を検討し、必要な措置を講ずる。

## (9) 畜舎に関する規制の見直し

【a：令和 4 年度上期検討・結論、令和 4 年度措置、  
b：a の結論を踏まえて、令和 4 年度下期必要に応じて検討】

### <基本的考え方>

我が国の和牛、乳製品を始めとする畜産物の輸出は、2021 年に 872 億円となっている。農林水産省は、2030 年に約 5 倍の 4,676 億円の目標を掲げており、その国際競争力をいかに引き上げていくかは、重要な課題である。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における畜舎の建築基準については、平成 9 年から累次の緩和が行われたが、引き続き畜舎の建築コストが高く、畜産業の競争力を阻害していると、事業者からの不満の声がある。農林水産省は、令和 2 年 2 月から 5 月まで、畜産農家、畜産団体、建築士等を委員とする「新しい畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」を開催し、同年 7 月の規制改革実施計画では、当該検討委員会が取りまとめた「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備することとされた。これを踏まえて、令和 3 年 5 月 12 日、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）が成立し、同年 5 月 19 日公布、令和 4 年 4 月 1 日に施行された。

しかし、大規模畜産農家などの場合、畜舎とは別に保管庫を設置することが多く、畜舎特例法の対象には農業用機械や飼料・敷料の保管庫が含まれていないことから、畜舎特例法のメリットが十分に行き渡らないとの声がある。

畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建

築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎特例法の考え方を踏まえ、畜舎特例法の効果をより畜産業の国際競争力強化という法の目的に資するものとするため、現場のニーズを踏まえた上での畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）の改善に向けた検討が引き続き必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎特例法の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。
- b 総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

## （10）林業の成長産業化に向けた改革の推進

### ア 森林経営管理制度

【令和 4 年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

国内の森林資源が利用期を迎える一方で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等に伴う所有者不明や境界不明確といった課題から、適切な経営管理が行われていない森林の存在が問題となっている。そのため、平成 31 年 4 月に森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）が施行され、新たな森林経営管理制度が創設された。この制度では、市町村が森林所有者に対して意向調査を行った上で、希望があった場合に経営管理権を設定し、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が公的に管理を行う。また、所有者不明森林については、探索・公告等の一定の手続を経て、市町村が経営管理の委託を受けることができることとなった。

令和 2 年度末時点で、意向調査の準備作業を含め、私有人工林のある市町村の約 8 割（1,201 市町村）で森林経営管理制度に係る取組が行われており、約 40 万 ha の森林に対して意向調査が実施され、経営管理権集積計画が約 3,500ha で策定されている。一方で、市町村の委託を受けて民間事業者が伐採等を実施する経営管理実施権が設定された面積は約 300ha となっており、市町村における林務担当職員の不足等により、意欲と能力のある林業経営者への森林の集積・集約化が進んでいない懸念がある。本制度を円滑に進めるためには、地域林政アドバイザー制度の活用促進や市町村を支援する技術者の養成など、制度実施主体である市町村のマンパワー不足や能力向上への対応が必要である。

所有者不明森林に係る取組については、令和2年度に所有者探索及び公告に取り組んだのは51市町村であり、新たな業務に対するノウハウがなく、財産権を制限することへの心理的不安があることなどに起因し、集積・集約化が達成された実績は1件となっている。また、固定資産課税台帳の内部利用のための制度改正のように、行政機関内部の情報連携等により森林所有者の特定や境界の明確化を進める取組が行われているが、こうした取組がしっかり現場に浸透し活用されているかの把握がなされていない。森林経営管理制度の特例措置が適切に運用され、市町村の担当職員が積極的に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 農林水産省は、森林経営管理制度の取組を進め、森林の集積・集約化目標を達成するため、各年のKPIを設定し、必要な措置を講ずる。
- b 農林水産省は、所有者不明森林について、探索や公告等により経営管理権を設定する特例措置を行う市町村の実施に向けた障害要因を取り除くため、法律の専門家を交え、特例措置活用の考え方や留意点等を整理したガイドラインの作成、探索のノウハウや工程等の知見の調査・整理を実施し、市町村に対して丁寧に説明や周知を行う。
- c 農林水産省は、森林所有者を特定するための固定資産課税台帳等の公的書類の内部利用について、適切かつ有効に運用されるため、市町村における活用状況を調査し、現場目線の課題を把握した上で、優良事例の横展開や助言・指導を行う。

### イ 国産材の利活用

- 【a：令和4年上期措置、  
b：(前段)措置済み、(後段)令和4年度上期措置、  
c：(前段)措置済み、(後段)令和5年度措置、d：措置済み】

### <基本的考え方>

国内の木材需要量は、住宅着工戸数の減少等を背景として長期的には減少傾向にあるものの近年は回復傾向であり、木材自給率は上昇を続けている。充実する国内の森林資源を適切に利用・循環させ、国産材を利活用していくためには、木材需要を維持・拡大していくことが重要である。

木材需要の相当部分を占める低層住宅については、国産材の利用割合が低い部材等において国産材活用を進めるほか、現在木材がほとんど活用されていない非住宅・中高層建築物については、木造化・木質化、リフォーム等での需要創出を進めていく必要がある。これまで、平成30年6月の規制改革実施計画等により木材利活用の環境整備が一定程度進んできたものの、「必要な時に必要な量を確保できない」「外国産材に比べて価格が高い」といった声があり、国産材利活用に向けた課題を解消するための取組を引き続き行う必要がある。また、非住宅・中高層住宅分野では、木質部材や木造に詳しい設計者が少なく、品質性能を確保

する J A S (Japanese Agricultural Standard) 認証や C L T (Cross Laminated Timber : 直交集成板) 等の新たな建築用木材の普及等の課題があり、関係府省庁や民間事業者と連携しながら、個別の課題を解決していく必要がある。

上記の取組を着実に進めるため、国産材の需要を拡大していくための体系的な指標の整理を行うとともに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号) や、地球温暖化対策や S D G s といった新たな意義や社会の変化も踏まえながら、国産材の利活用を推し進めていく必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 農林水産省は、森林・林業基本計画(令和 3 年 6 月 15 日閣議決定)で定める建築用材等における国産材利用量の目標を踏まえ、関係府省庁と連携し、国産材の需要拡大のためのロジックツリーを明らかにした上で、K P I を設定する。また、K P I は、有識者の知見の活用や適切なデータ収集方法の確立により、リノベーション等の新たな分野を含めて、需要拡大に必要な項目を精査し、設定する。
- b 農林水産省は、木材製品単位の J A S 認証を可能とするため、破壊検査をせずとも含水率を計測可能な手法について、F A M I C (Food and Agricultural Materials Inspection Center : 独立行政法人農林水産消費安全技術センター) 等による試行的な実証実験を実施し、実験結果を踏まえて、木材製品単位の J A S 認証の導入に向けた必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、C L T の利用拡大のため、国土交通省と連携して、基準強度に新たに 7 層 7 プライの区分追加を行うための取組を進め、試験データを速やかに国土交通省に提供する。また、9 層 9 プライについても、令和 5 年度までに必要な試験を行い、試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。
- d 国土交通省は、防耐火構造の大臣認定に係る性能評価の迅速化のため、指定性能評価機関の指定条件の周知や積極的な機関指定申請を促すなど、試験炉の混雑解消に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。

### ウ 高性能林業機械の導入促進

【a~c : 令和 4 年度以降可能なものから順次措置、d : 措置済み】

### <基本的考え方>

林業の成長産業化のためには、国産材の品質、供給、価格の安定化に向けて、森林経営の集積・集約化を進めつつ、大径化する原木に対応し、林業現場の生産性を向上することが重要である。近年は、従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて作業効率が高い高性能林業機械の導入が増加しており、国内では令和元年度時点で 10,218 台が保有され、高性能林業機械を活用した作業システムによ



る木材生産が全体の8割を占める状況となっている。

しかし、国内で保有されている高性能林業機械はクローラ（キャタピラ）型が大宗であり、移動速度が速く、機動性に優れ、高い生産性を発揮すると期待されているホイール型の普及はわずか29台（令和元年度）にとどまっている。ホイール型高性能林業機械に関する情報量が乏しくメリットが正しく認識されていないという課題があるほか、その大きさや形状に合わせて走行・運搬ができる環境整備を求める声がある。そのため、例えば、灯火の取り外しが可能などといった高性能林業機械の特性を踏まえ、道路運送車両法の保安基準に適合しナンバー取得ができるように、安全を確保しつつ、道路運送車両法の保安基準を当該林業機械の特性を踏まえた合理的なものとする等の取組が必要である。

また、原木の大径化に伴い、伐採や運搬に使用する機械の大型化が見込まれるが、大型機械の走行・運搬には、道路法や道路交通法等に定められた種々の許可手続が必要となる場合があり、林業事業者への制度周知や手続のオンライン化・簡素化にも取り組むべきである。

林業事業者が生産性の高い高性能林業機械の導入を前向きに検討し、自らの林業経営を発展させていくための環境を整備するため、規制所管府省が連携し、これらの課題解決に向けた取組を行う必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 国土交通省及び農林水産省は、ホイール型林業機械の導入を促進するため、海外の使用実績を調査し、国内において想定される使用形態を整理する。国土交通省は、結果を踏まえて、農林水産省と連携し、新たなカテゴリーの設定を含めた道路運送車両法体系における当該林業機械の位置付け等について検討を行い、灯火器等の着脱、車両の高さや重量、輸送物などの当該林業機械の特性を踏まえつつ、公道走行を実現するための保安基準等の見直しを行う。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。
- b 農林水産省は、警察庁と連携し、ホイール型林業機械の導入を促進するため、林業事業者の免許に関するニーズや課題、免許取得の実態等を調査する。その上で、警察庁及び農林水産省は、調査結果を踏まえ、林業事業者が林業機械を運転するための免許を円滑に取得できるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。
- c 国土交通省、警察庁及び農林水産省は、相互に連携し、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できるよう、既存の公開情報について周知するとともに、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について、道路構造物等の情報を公開するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。ま

た、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、検討結果を踏まえて必要な更新を行う。

- ・農林水産省は、林業事業者からの要望を把握し、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路を特定し、国土交通省及び警察庁に情報提供を行う。
  - ・国土交通省は、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、道路管理者が現場写真等の現地調査確認書を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう道路管理者に周知するとともに、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できる情報の公開、未収録路線の削減に向けた取組等を進める。
  - ・警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、大型林業機械の運搬に必要な道路上における信号機及び道路標識の設置状況を把握し、効果的かつ効率的に必要な情報を公開するための方策について、農林水産省とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい動画を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行う。

#### (11) 改正漁業法の制度運用（資源管理）

【a：令和5年度措置、b, d, e：令和4年度措置、c：令和7年度までに措置】

##### ＜基本的考え方＞

我が国の漁業・養殖業の生産量が長期的な減少傾向にある中、適切な資源管理の下で、水産業の成長産業化を図る改正漁業法の制度運用を適正に行う必要があり、そのために「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を着実に実施することが求められる。

また、改正漁業法は、漁獲情報の収集について、大臣許可漁業に加え、知事許可漁業及び漁業権漁業にも漁獲報告を義務付けることにより、漁獲データの充実と資源管理の高度化を図ることとしている。漁獲報告は、科学的な資源評価の出発点であり、資源管理プロセス上極めて重要であることから、令和2年7月の規制改革実施計画では、改正漁業法における各種の漁獲報告については、ICTを活用し、「国や都道府県に対する漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムを構築する」こととされた。

上記のように改正漁業法の制度運用に向けた仕組みの整備は進められているものの、実質的な資源管理の運用には大きな課題がある。

厳格な報告義務が課されるTAC（Total Allowable Catch）魚種における未報告が疑われる事案や、水揚げされた漁獲物が未計量のまま搬出される事態など、様々な不正行為が発生しており、許可を受けた漁業者が果たすべき漁獲報告の義務の履行に懸念が生じている。

また、漁獲情報を取得する水揚げ現場の作業員の高齢化や人手不足に対する労

務負担軽減の取組が進んでおらず、今後更なる労働力不足が見込まれる中で、スマート水産業の活用や作業の機械化といった効率化の取組がより一層必要となる。

改正漁業法による数量管理を基本とする新たな資源管理方式において重要な役割を担う漁獲情報の報告・収集が、適正かつ適切に、そして持続的に行われるよう、早急に要因の把握・分析及び課題解決に取り組むことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、令和5年度までのTAC魚種の拡大に向けた「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を着実に実施する。
- b 農林水産省は、冷凍カツオにおいて、水揚げされた漁獲物が未計量のまま搬出され、適正な漁獲報告が行われない事態が発生したことを受けて、同様の事態が生じないよう、冷凍カツオが水揚げされる漁港及び産地市場においては、焼津と同じ取組がなされるように、必要な措置を講ずる。また、トラックスケールの設置及び当該トラックスケールの通過を担保するための看板設置による動線整備、市場の出入口等への監視カメラの設置、高度衛生管理の閉鎖場内で計量から入札まで電子的に行う水揚げ作業の機械化の取組を、全国の漁港及び産地市場における好事例として横展開を図る。
- c 農林水産省は、国際的に資源管理の強化が求められるTAC魚種について、地域や漁業種類により異なる水揚げの実情を踏まえつつ、適正な数量管理を行うための報告等の適格性を担保するため、違法に採捕された漁獲物の市場流通を防止するための方策について検討を行い、遅くとも令和7年度までに必要な措置を講ずる。
- d 農林水産省は、産地市場における水揚げ情報を電子的に収集する体制の構築に向けて引き続き取り組むとともに、ICTやAI等のデジタル技術の導入により、収集した漁獲量情報を国や都道府県の漁業管理当局内部で共有・活用する。
- e 農林水産省は、収集された漁獲量情報（具体的な漁獲地点の情報を除く。）の一部を個人・法人情報に配慮しつつ公表することにより、資源評価や未利用資源の開発など民間の技術・知見の活用を促進する方策について、検討を行う。

## (12) 漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化

【a：令和4年度措置、b：（前段）令和4年度措置、（後段）令和5年度措置、c～e, g, h：令和4年度措置、f：令和5年度措置】

### ＜基本的考え方＞

法令遵守を始めとするコンプライアンスはビジネスの大前提であり、水産業の成長産業化のためには、コンプライアンス態勢を構築し、徹底していくことが極めて重要である。特に漁協は、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上

の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが求められている。そのような役割を果たすためには、「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（以下「監督指針」という。）に基づき、漁協の規模等に応じて、コンプライアンス担当役員及び代表理事を長とするコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス・マニュアルの策定・改定、法令等遵守等の研修の実施、役職員の当事者責任及び監督責任の取り方の明確化、内部通報窓口の設置、内部監査の実施、問題発生時の対処要領等の策定など、実効性ある監督体制の構築に努める必要がある。

しかし、足元では漁協職員が当事者となっている焼津漁港冷凍カツオ窃盗事件を始め、青森県大間町産クロマグロの漁獲報告漏れの疑い、熊本県産表示アサリに大量の外国産アサリが混入していた産地偽装問題、JFしまねが平成29年から令和3年まで過去5年分の密漁について告訴をせず大部分が刑事責任を問えなくなった件など、水産業全体で複数の不祥事・不正行為が発覚しており、水産業の成長産業化を妨げかねない状況となっている。

また、漁協に関しては、独占禁止法の遵守についても課題がある。令和3年2月1日の農林水産ワーキング・グループにおいて、系統外出荷の制限や役務提供を伴わない手数料の徴収など、独占禁止法違反の疑いのある漁協の行為が複数報告された。これを受けて、同年4月には「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」（令和3年4月14日付3水漁第69号水産庁長官通知及び令和3年4月15日付2水漁第69号水産庁長官通知）が発出され、同年6月の規制改革実施計画において、独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組を行うことが閣議決定された。公正取引委員会による調査が行われ、系統外出荷の制限などの疑いがあったことから、当該行為を行っていた者に対して注意が行われている。問題のある事例を解説した「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」が同年11月に取りまとめられ、一部の地域においては改善が見られた。一方、例えば、海苔の取引に関して、全量組合出荷を前提とする誓約書が作成・提出される事案が見られたほか、一部の都道府県においても、独占禁止法上問題となるおそれのある行為が確認されている。

以上のような漁協の不祥事・不正行為を根絶するためには、実効性ある監督体制の構築を行うべきである。特に、独占禁止法の遵守については、監督指針において、漁協関係者への周知・徹底を図ることとされている「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月18日公正取引委員会）によれば、組合員が生産資材の購入や生産物の出荷をする際に「農業協同組合の事業を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられている。」とされている。同じく令和2年に公正取引委員会が作成した「協同組合等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」も参考として、漁協の販売事業は組合員自らの自由意思に委ねられていることを現場に徹底する必要がある。

さらに、漁協は、法令遵守を含むガバナンス体制の構築に努めるとともに、組合員の所得向上を図るといった重要な役割を担うこととされているが、農林水産省

が平成 29 年度の沿海地区漁協の業務報告書を調査した結果では、66%の漁協の事業損益が赤字となっている。漁業の生産量が長期的に減少している中で、鮮度・品質向上やブランド化等による高付加価値化や、新たな養殖種や養殖場等での新規漁業開拓等による生産量増加などの創意工夫を生かした付加価値向上につながる取組や、漁協のコスト分析の実施等により、漁協が、どのように漁業者の所得を向上させるか、また、漁協自身がどのように安定した経営を行い、漁業者が求める必要なサービスの提供等を通じて役割を継続していくかについて、具体的なK P Iの作成等を行い、取組を着実に進める必要がある。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、監督指針に基づき、近年の民間企業の取組を参考に、漁協の規模等に応じて、コンプライアンス担当役員及び代表理事を長とするコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス・マニュアルの策定・改定、法令等遵守等の研修の実施、役職員の当事者責任及び監督責任の取り方の明確化、内部通報窓口の設置、内部監査の実施、問題発生時の対処要領等の策定など、実効性ある監督体制の構築について、指導監督を行う都道府県と監査を行う全国漁業協同組合連合会の連携を促しつつ、漁協の法令遵守体制の整備を図るため助言又は指導を行う。
- b 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、不公正な取引とは何かを漁業者等に周知するため、パンフレット等に、漁協の販売事業は組合員自らの自由意思に基づいて利用するものであることや漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独占禁止法上問題となるおそれがある旨を明記する。  
また、農林水産省は、漁協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。
- c 農林水産省は、独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないかについて、漁業者に対してアンケートを実施し、漁協が客観的な評価を受ける仕組みを構築する。アンケート結果を踏まえ、必要に応じて、要因分析を行い、都道府県に対して改善策を検討するよう助言する。また、アンケート結果を公正取引委員会と共有する。
- d 公正取引委員会は、アンケート結果に限らず、漁協による独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれや違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、迅速かつ厳正・的確に対処する。
- e 農林水産省は、漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口について、全漁業者が認知できるよう、様々な案内を行い、周知徹底を図る。
- f 農林水産省は、上記 a～e の取組による現場での浸透度合いの成果の調査を行い、調査結果を踏まえて、翌年度の取組に反映する。

- g 農林水産省は、令和3年6月の規制改革実施計画に記載された「漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定」の趣旨を踏まえ、漁協が、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮を行うべく、経営状況の改善に関する取組を促すためにKPIを設定する際に参照すべきアクションプランを、漁業実態等に精通した有識者の意見を聞いた上で、作成し、漁業者団体を通じて、その取組を促進する。
- h 農林水産省は、漁業者の所得向上と漁協の収益向上につながる産地市場の活性化に向け、買参人の新規参入、販売経路の拡大など市場開設者の取組を促進するために必要な措置を講ずる。

### (13) 水産流通適正化法の制度運用等

【a：令和4年措置、b～d：令和4年度措置】

#### <基本的考え方>

世界の水産物需要が増加する中、我が国の漁業の成長産業化を図るためには、国内水産物の付加価値向上に併せて国内外のIUU漁業の排除に向けた取組を早急に行い、国内外で高まっている水産資源の持続的な利用の要請に応える必要があることを受け、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、令和2年12月に、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）が成立し、令和4年12月から施行される予定である。

水産流通適正化法の目的を達成するためには、対象魚種を適切に選定する必要があるところ、国内において採捕者の届出や漁獲番号等の情報の伝達等が必要とされる特定第一種水産動植物については、当初想定されていたアワビ、ナマコに、シラスウナギを加え、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ輸入できないものとされる特定第二種水産動植物については、イカ、サンマに加えマイワシ、サバを指定することとなった。そして、指定基準の指標、対象魚種については、「水産流通適正化制度検討会議」の議論を踏まえ、2年程度ごとに検証・見直しを行うこととしている。

また、水産流通適正化法の運用については、漁業者及び事業者の負担を軽減しつつ、違法漁獲物の事後的な特定を効率的に行う必要がある。そのためには、広く電子的な方法により記録・伝達ができる環境を整えるべきであるところ、例えば、漁業者及び事業者がスマートフォン等を用いて簡易に漁獲番号等の伝達を行えるシステムの構築や、デジタルインボイスにおける空きのデータ領域に漁獲番号等を含めることも可能とされていることも活用しながら、漁業者及び事業者の負担軽減を図る観点からデジタル化の取組を促進していくべきである。

さらに、マーケットインの発想に基づき先端技術等の活用によって高付加価値を創出することを推進する、農林水産省の「バリューチェーン改善促進事業」の取組では、特定地域のブランド化された魚について、QRコードを用いた流通履歴を消費者に提供することで、魚価を1割程度高める効果が見られたとの結果が

出ている。こうした民間主導での、ICTの活用等によるマーケットインの発想に基づいた高付加価値を創出する取組は既に各地で行われているところであり、このような自主的なトレーサビリティを含めた、漁業者及び事業者の取組の促進策を検討すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、データ形式等の標準化及び「漁獲番号等伝達システム」の構築等に加え、デジタル庁と連携して、令和5年10月の消費税インボイス制度への移行に併せて、デジタルインボイスと漁獲番号等のデータ連携等を行う。あわせて漁業者及び事業者に対して消費税インボイス制度及びデジタルインボイスと漁獲番号等の連携について周知し、水産流通適正化法による漁獲番号等の伝達等に係る手続のデジタル化を推進する。
- b 農林水産省は、①漁業者及び事業者がスマートフォン等で簡易に「漁獲番号等伝達システム」を利用し、漁獲番号等の伝達や漁獲番号を荷口番号化する際の自動採番等ができる仕組みを構築する、②漁獲番号や魚種など必要な情報のデータ形式等の標準化を行う等により、デジタル完結・自動化原則等のデジタル原則を踏まえつつ、水産流通適正化法の運用におけるデジタル化の実効性を担保する措置を講ずる。
- c 農林水産省は、自主的な水産物のトレーサビリティを含め、ICTの活用等により、高付加価値を創出したい漁業者及び事業者の取組を促進するため、「バリューチェーン改善促進事業」等の活用やモデル事例の全国的な横展開等について、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 農林水産省は、倫理的消費に関する動向も踏まえて、適切な資源管理の下で漁獲された水産物であることを消費者が認識し、選択的に購入できるよう、水産エコラベルに関する第三者認証制度の仕組みの推進について、必要な措置を講ずる。

## 6. デジタル基盤

グローバル化した現代において、我が国社会の生産性向上を図るとともに、少子高齢化や人口減少、人手不足、地域活性化など、我が国が直面し、今後、ますます深刻化する諸課題を解決していくためには、行政を含めた社会のあらゆる分野でデジタル技術を活用した改革（DX）を徹底していくことが求められる。

昨年9月のデジタル庁発足に続き、同年11月には、規制・制度、行政や人材の在り方まで含めた本格的な構造改革に取り組むため、内閣総理大臣を会長とするデジタル臨時行政調査会が設置され、デジタル改革・規制改革・行政改革に通底する5つの原則からなる構造改革のためのデジタル原則も策定された。さらに、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの策定など、トップダウンによる横断的取組が本格化している。

他方で、IT化・デジタル化は、近年顕在化した新しい課題ではなく、これまでも多くの取組が行われたにもかかわらず、十分には進んでこなかった課題であることに留意する必要がある。“方針を示すだけ”、“デジタル化を直接制限する規制を見直すだけ”、あるいは“情報システムを整備するだけ”で、改革が進むと考えるべきではない。今度こそ「デジタル社会の実現」を現実のものとするためには、従来はデジタル化の例外とされていた岩盤規制に切り込み、あるいは、現場の慣行や意識の改革まで含めた対応の徹底を成果が顕現するまで継続的に行うなど、個別事情に則して集中的な取組を行うことも重要である。

デジタル基盤ワーキング・グループでは、デジタル臨時行政調査会及びデジタル庁と連携・役割分担を図りつつ、行政手続のデジタル化にとどまらず、5Gの普及拡大を含めた社会や行政をデジタル化していく上での基盤の整備や、社会の基盤である司法制度について民事・家事・刑事手続の早期デジタル化等、あらゆる分野において書面・対面規制の見直しを徹底し、デジタルが原則となるよう取り組んだ。

デジタル臨時行政調査会ではデジタル化に係る規制の類型化と横串での改革が進められているが、今後はデジタル基盤ワーキング・グループでの成果を踏まえて新たな類型のデジタル規制改革が進むことや、類型化がされた規制についても新たな視点での議論が行われることが期待される。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### (1) 社会のデジタル化の基盤整備

#### ア 5G等の普及拡大に向けた取組

【a：令和7年1月措置、b：令和4年度措置、  
c：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、  
d：令和5年度措置、e, f：措置済み、g：令和4年度以降継続的に措置】

#### <基本的考え方>

デジタル社会を実現する基盤として、5Gインフラの整備は喫緊の課題である。また、ローカル5Gは、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域の課題を解決する重要なインフラとして期待されている。そのため、令和5年度末までに28



万局以上を目標に、5G・ローカル5G（以下、「5G等」という。）の基地局の整備が進められており、これまで以上に免許申請件数が増すことが想定される。こうした中、免許関連手続における事業者の負担軽減を含めた利便性の向上や都市と地方での一体的な整備の促進に直ちに取り組むことが求められている。

5G等を含む無線局全般の免許関連手続は、申請手続の多くがオンライン化されているものの、原則として書面で交付される免許状を無線局に備え付けることが定められているほか、一部の無線局については免許関連手続の際に法人や不動産の登記事項証明書等の添付を求められることがあるなど、デジタル完結に至っておらず、無線局を開設する事業者の負担がこれまで以上に増すことが想定されるため、負担軽減を含め利便性の向上を図っていくことが適当である。

規制の趣旨・目的や費用対効果が重要であることは論を待たないが、技術の進歩や無線局の態様、社会ニーズなどを踏まえ、機動的に実現可能な措置を講じていくことが必要であり、デジタル臨時行政調査会が提示した「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（以下、「デジタル原則」という。）」におけるアジャイルガバナンス原則の実践が求められている。免許情報が紙で管理されていた時代と異なり、総務省及びその関係者が、免許状の情報に容易にアクセスでき得る現代であって、移動が想定されない無線局において、紙の免許状を備え付ける意義は少なくなってきた。そのため、無線局への紙の免許状の備え付け義務は、見直すことが適当である。また、高周波利用設備に係る許可状も含め、その他の免許状等についても、制度の趣旨を踏まえた見直しを行うことが適当である。さらに、デジタル技術の活用を前提に、添付書類の要否を含めた無線局及び高周波利用設備に係る手続全般の業務フローの見直しが求められるところ、大規模なシステム改修の機会を待つことなく、無線局等の特性や重要度に応じて、可能なことから速やかに実現することが適当である。

また、ローカル5Gの新規参入者向けに総務省が策定している「ローカル5G導入に関するガイドライン」について、既存の通信事業者以外の事業者や自治体による新規参入も多く見込まれるところ、電気通信事業者として登録・届出が必要となる要件、申請手続に関する記述が分かりづらいとの意見が寄せられている。ローカル5Gの導入までに必要な手続及び審査要件を明確化するとともに、手続方法の説明を拡充するなど、ユーザー目線でより分かりやすいものとするのが適当である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 総務省は、5G等を含む全ての無線局（船舶局及び航空機局を除く）について、令和7年1月に予定されている総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付をデジタル化するとともに、点検・検査等の際には、免許人がダウンロードしたデジタル免許情報を提示する、あるいは、総務省が

- 保有する免許情報の電子データを免許人が参照し、電磁的に表示することで確認できる仕組みを構築することにより、書面の免許状の備え付けを不要とする。
- b 総務省は、上記 a の実現までの暫定措置として、書面で交付される免許状をスキャナー保存することにより、書面の免許状の備え付けを不要とするために必要な措置を、令和 4 年度中に講ずる。
  - c 総務省は、ローカル 5 G の免許申請に係る事業者の負担軽減を速やかに実現する観点から、免許申請の際に必要なとされる登記事項証明書の添付を不要とすること等を検討し、必要な措置を講ずる。
  - d 総務省は、書面の高周波利用設備の許可状の備え付け義務について、令和 5 年度中に廃止するとともに、関連手続の業務の見直し及び電子申請の導入によるデジタル化を進める。
  - e 総務省は、令和 4 年度における 5 G 用の新たな周波数 (2.3GHz 帯) の割当てに当たり、条件不利地域等に対する基地局開設を促進する評価指標を導入する。
  - f 総務省は、「ローカル 5 G 導入に関するガイドライン」について、記載されている法令の解釈を一層明確化するとともに、手続方法の説明を拡充する等、ユーザー目線から分かりやすい表記に改定する。特に、「電気通信事業を営む」に該当しない条件、ローカル 5 G 導入上必要となる国際携帯電話加入者識別子 (IMS I : International Mobile Subscriber Identity) の使用事例、同期・準同期方式に係る変更時の申請手続や無線局免許状交付後の手続を追記する。
  - g 総務省は、「ローカル 5 G 導入に関するガイドライン」について、ローカル 5 G の利用者となる事業者からの要望事項について、継続して聴取を行い、適宜必要な追記を行う。

## イ インターネットバンキングの利用促進

- 【a : 令和 4 年上期のできるだけ早い時期に措置、
- b : 可能なものから速やかに措置、
- c : 令和 4 年下期のできるだけ早い時期に措置】

### <基本的考え方>

金融は社会経済の血液であり、全ての事業者は、日常的に支払や給与振込等の決済を行っている。決済に係るデジタル化を推進することは、我が国社会のデジタル化を進める上で極めて重要である。

我が国社会においては、インターネットバンキングが利用可能となって久しいが、事業者の中には、依然として、銀行等の窓口へ往訪し、紙と対面の手続を行うとともに、別途、会計帳簿に記載するなどの処理を行っている先が存在する。事業者にとっては、インターネットバンキングを活用することにより、銀行等への往訪の負担が削減されるだけでなく、各種会計ソフト等との連携によって会計業務の効率化を進めることも可能となる。また、多くの金融機関にとっても、インターネットバンキングの利用拡大は、自らの業務の効率化・高度化を進める上

で有効と考えられる。こうした点に鑑みれば、インターネットバンキングの利用促進は、我が国企業のDXを進めて生産性の向上を図る第一歩と位置付けられる。

本来、インターネットバンキングの利用は、生産性を高めようとする事業者のニーズ等を金融機関が適切に踏まえ、よりよい金融サービスを提供する中で広がっていくという民間同士の商取引に係るものであり、政府の規制対応により実現する性質のものではない。しかし、関係者が一丸となってデジタル社会の実現に向けた取組を強力に推進する中、令和5年のインボイス制度の導入も見据え、契約・決済等のデジタル化を急速に進める観点から、国として、インターネットバンキングの利用を一層加速化させる施策を講ずるべきである。

こうした観点から、インターネットバンキングの利用状況を見える化し、政策目標を設定するとともに、利用が進展しない場合には、その原因を把握して更なる措置を講ずるなど、PDCAサイクルを回し、取組を進めるべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 金融庁及び経済産業省は、インターネットバンキングの利用を含めた取引のデジタル化が企業の生産性向上に資することを踏まえ、金融機関側・中小企業側の双方の視点から、法人インターネットバンキングの利用状況の実態把握、及び、利用促進に向けた課題の抽出を行う。
- b 金融庁は、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の場も活用し、UI・UX（User Interface・User Experience）の改善、利用頻度の高い手続のオンライン完結、窓口に比べた利用料の引下げ等に係る優良事例の横展開・公表やフォローアップ等を行う。また、金融庁及び経済産業省は、地域や利用者の属性に応じた適切な利用促進策を講ずる。
- c 金融庁及び経済産業省は、法人インターネットバンキングの普及・浸透の進捗を評価し、PDCAサイクルを回す上で適切な指標及び目標値を設定するとともに、定期的に公表する。その際、自主的なものも含め、金融機関ごと、利用者の事業規模・業種ごと、都道府県ごとの指標の公表について検討する。

### ウ 企業の会計業務におけるデータ流通の促進

- 【a：令和3年度以降引き続き措置、  
b：引き続き検討の上、可能なものから速やかに措置、  
c：速やかに検討開始、d：令和4年上期措置、  
e：令和4年下期に検討の上、可能なものから速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

近年、支払等に係るデジタル情報を自動的に取得し、電子データとして必要な情報を整理・保存するとともに、自動的に計算書類の作成等を行う会計ソフトが多く開発され、普及している。こうした会計ソフトを活用して業務をデジタル化・効率化することで、企業の生産性の大幅な向上が期待できる。特に、銀行に対し

てAPI（Application Programming Interface）開放の努力義務を課す銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）の施行を受け、銀行口座に関して安全性・利便性の高いAPIを活用した情報連携が進展し、スクレイピングから安全なAPI接続への大幅な移行が進んだことで、利便性の高い会計ソフトが増え、企業のDXに寄与している。

キャッシュレス化が急速に進展する中、多くのクレジットカードや一部の事業者が提供する電子マネー、二次元コード決済は、もはや社会インフラの一つと言って過言ではない状況になっている。しかし、これらの決済サービスはAPI開放が十分に進んでおらず、企業向けの決済サービスについては、会計ソフトを活用した決済から納税までの一気通貫したデータ処理や、商取引・会計の情報を利用したシームレスな取引の指図を実現すべきという意見がある。

昨年12月に策定されたデジタル原則（官民連携原則）においては、公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とする方針が示されている。また、国民や事業者等の利用者が行った決済に係る情報（データ）は、本来、利用者のものであり、データポータビリティの権利（①事業者等に自ら提供した利用者データを利用者自らが再利用しやすい形式で受け取る権利、②技術的に実行可能な場合には別の事業者等に対して直接利用者データを移行させる権利）という考え方もある。

もとより、各種決済サービスを提供する企業の戦略があり、また、APIの整備には費用もかかる場所、各種決済サービスに一律にAPI公開義務を課すような規制は、新規サービスの導入に対する阻害要因にもなりかねないことに留意する必要があるが、我が国社会の生産性向上が喫緊の課題となっていることを踏まえ、企業向けの主要な決済サービスについては、データ連携に係る実情を十分に検証しつつ、決済データの活用による業務の効率化が求められる企業の会計業務におけるデータ流通の促進について取り組むべきである。

また、経費精算業務などでは現在の企業慣行として個人が立替払いを行うケースも多く存在している。企業の会計処理としては非効率な方法であり、データ連携が可能な企業向け決済サービスの普及により、当該企業慣行の是正を図っていくべきとの指摘もあるが、データ連携が可能な企業向け決済サービスの普及状況を見つつ、個人を含めたデータ連携のあり方について、今後議論を行うことも有益と考えられる。なお、個人に関するクレジットカードの利用状況に関するデータ連携については、クレジットカード利用により発生する「負債」をまとめて管理する上でも有用であり、消費者保護にも資するものになると考え得る。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

- a 経済産業省は、クレジットカード決済サービスと会計ソフト等のAPI等によるデータ連携の実施が中小企業等の会計事務の効率化に資することを踏まえ、データ連携の実施状況について確認を行った結果として法人向けクレジッ

トカード決済サービスにおいてデータ連携の環境整備が進みつつある事が確認された事も考慮しつつ、社会のデジタル化を促進する観点から、目指すべき法人向けクレジットカード決済サービスを活用したデータ連携の目標を定めた上で、民間主導による取組で十分な進展が図られるか検証する。

- b 経済産業省は、検証結果を踏まえ、目指すべきデータ連携の実現に向け、データ利活用の技術の進展も見据えつつ、必要な措置を講ずる。
- c 経済産業省は、API等によるデータ連携を可能とする環境の整備に伴い生じるコスト負担について、データ流通の促進を過度に妨げることはないよう、その在り方について検討する。
- d 金融庁は、資金移動業者・前払式支払手段発行者（以下「資金移動業者等」という。）が提供する企業向け決済サービスと企業が会計事務に利用する会計ソフトとのAPI連携の実施状況について把握するとともに、企業の会計業務の効率化に資する民間サービスによるデータ連携が図られるか検証する。
- e 金融庁は、検証結果等を踏まえ、資金移動業者等の競争環境や市場規模、イノベーションに与える影響等に留意しつつ、更なる対応が必要かを検討する。

## エ 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化

【令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置】

### <基本的考え方>

デジタル社会の実現に向けて、単なる書面・対面・押印の廃止にとどまらずアナログ原則から電子交付を原則とするデジタル原則への転換が求められる。金融商品取引においては、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等に基づき、目論見書や運用報告書など金融商品取引業者等が交付する書面は顧客の事前同意を取得することで、電磁的方法による交付が可能となる。しかし、同意取得という顧客の能動的なアクションを求める必要があることが電磁的方法による交付が拡大しない要因との指摘もなされている。

デジタル社会への転換を加速するためには、紙での書面交付を希望する顧客に対して十分な配慮をした上で、紙媒体を前提としたアナログ原則の規制からデジタル原則の規制へと転換する必要がある。

また、金融商品取引業者等はデジタルの利点を活かすことで、単なる書面交付や形式的説明にとどまらないより分かりやすい説明や充実した情報提供を行うなど、顧客本位の業務運営の徹底と国民の金融リテラシー向上の観点から、家計の金融商品への理解度をより高め、適切な投資判断に資するとともに成長の果実の分配を実現するための情報提供が求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

金融庁は、書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保な

ど「デジタル完結」の意義・効果のみならず、金融商品取引業者等の環境配慮やコスト削減も踏まえ、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化について金融審議会での検討を続ける。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供のあり方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、法案提出等必要な措置を行う。

## オ 船荷証券の電子化

【措置済み】

### <基本的考え方>

貿易立国である日本にとって、輸出入手続の簡素化・電子化は不可欠である。信用状やインボイスなど主要な貿易関連手続が電子化される一方で、国際連合国際商取引法委員会（以下「UNCITRAL」という。）では電子的移転可能記録に関するモデル法が制定される（2017年7月採択）など、船荷証券の電子化を含む、国際的な法整備に向けた機運が高まりつつある。

こうした中、我が国において船荷証券は「運送人又は船長が船荷証券に署名し、又は記名押印しなければならない」と規定され（商法（明治32年法律第48号）第758条）、高コストで非効率な貿易手続の一因となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応の観点からテレワークの推進が求められるにもかかわらず、当該規定により事業者の出勤を余儀なくされている現状も指摘されている。

UNCITRALモデル法を踏まえ、今後各国においても船荷証券の電子化に向けた立法化の進展が想定される中、国際的動向も注視しつつ、船荷証券の電子化を可能とし、貿易立国に相応しい環境を整備していくことが急務である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

法務省は、「商事法の電子化に関する研究会」（令和3年4月立上げ）に引き続き参加し、貿易実務に係るユーザーの声を丁寧に聴取する。国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、法制審議会への諮問などの具体的措置を速やかに講ずる。

## カ 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化

【a：（前段）令和4年度中に検討・結論を得て、令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す、（後段）令和4年度中に検討、一定の結論を得る、  
b：システムの在り方について令和4年度上期に一定の結論を得た上で、

以後、継続的に措置。令和7年度上期のデジタル化を目指す】

### ＜基本的考え方＞

公正証書は、我が国の法社会の基盤となる仕組みの一つであるが、その作成に係る一連の手續については、公証人法（明治41年法律第53号）により、書面・押印・対面を前提とした規律が詳細に定められている。我が国社会のデジタル化を実現する上で、公正証書及び公正証書作成手續のデジタル化は喫緊の課題であり、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手續のデジタル化を目指すことが、令和3年6月の規制改革実施計画に示されているが、昨年12月にデジタル原則が示され、デジタル社会の実現に向けた構造改革を3年間で集中的に進める方針が示される中、取組に当たっては、デジタル原則に則した見直しの徹底・加速化が求められる。

デジタル化に当たり、公証人による処理を含め、紙や人による工程が一つでも入ると、デジタル化の効果や効率性は著しく阻害されることから、真の意味でのデジタル完結を実現することが重要である。また、デジタル社会における我が国の法基盤として、全ての国民が、信頼性・利便性が高い仕組み（システム）を利用できなければならない。

こうした観点から、その検討及び実現に当たっては、具体的な工程表に基づき、公証人の業務フローも含め、デジタル完結・自動化原則やアジャイルガバナンス原則等のデジタル原則にのっとり、徹底した見直しを行い、デジタル時代に相応しい基盤を構築していく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

a 法務省は、公正証書の作成に係る一連の手續について、公証役場における業務フローを含め抜本的な見直しを行うとともに、デジタル技術の進展等に応じて継続的な公証制度及び公証役場の業務改善が可能となるような規律を検討するなど、デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う。

また、引き続き書面・対面で公正証書を作成する場合についても、署名や押印の必要性を含め、公証役場における業務フローを幅広く検証し、デジタル技術を活用して利便性が高く効率的な仕組みができないか検討する。

b 法務省は、全ての国民がデジタル化による高い利便性を享受できるようにするためのシステム整備が必要となることを踏まえ、予算措置の要否の検討を含めて日本公証人連合会と連携し、必要な措置を講ずる。この場合、システム設計は、法制度の検討や適切な業務の見直しと並行して行うことが重要であることを踏まえ、システムの在り方について検討するために必要な措置を速やかに講ずる。

なお、システムの検討に当たっては、次の取組を行うものとする。①制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②システム設計を進める前提として、利用者の視点で、公正証書の作成から使用、保管に至る一連の手續全体の電子

化とBPRを徹底し、必要に応じて民間企業を含めた関係機関とのデータ連携を可能とするとともに、不必要なローカルルールがある場合は、その排除に取り組むこと、③個別の手續ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、④開発段階から実際の利用者目線による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を定期的に調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと。

## キ 自筆証書遺言制度のデジタル化

【a, c, d：速やかに情報収集等を行った上で令和4年度中に検討を開始し、令和5年度中を目途に一定の結論を得る、  
b：速やかに検討を開始し、令和4年度に一定の結論を得る】

### <基本的考え方>

自筆証書遺言は、民法（明治29年法律第89号）において、書面・自書・押印が必要とされており、これら法律上の要件を欠く遺言は無効となる。これらは、我が国社会の基層を形成する書面・押印原則の一つといえる。

しかし、多くの国民にとって、手書きで、様々な決まり事に従って有効な遺言を書くことは容易ではない。高齢化の進展や家族のかたち等に対する国民意識の変化に伴い、また、所有者不明土地問題などの社会課題を解決する上でも、より多くの方が、簡便に遺言を作成できるようにする必要性は高まっている。また、自筆であるからといって、本人の意思が的確に反映されているとの保証はない。デジタル技術を用いた民間の創意工夫も活かしながら、より作成しやすく、かつ、現行の自筆証書遺言と同程度又はそれ以上の真正性を確保することは十分に可能と考えられる。また、遺言作成者本人、相続人にとって満足度が高く、紛争の生じにくい遺言を作成する上では、民法はもとより、税法、不動産関連法規等の専門知識が必要となる。遺言作成者の知識不十分に起因するトラブルや、手續漏れの発生を抑止する上でも、遺言作成時のデジタル化によるアシストは有効であると考えられる。

現在、政府においては、デジタル原則にのっとり、デジタル社会の実現に向けた構造改革を3年間で集中的に進めており、自筆証書遺言の制度が我が国社会に深く根ざしたものであることを踏まえても、書面・自書・押印という一律の規律から、デジタル原則にのっとり、リスクベース・ゴールベースでの技術の進展等を踏まえた機動的な対応を可能とするよう新しい遺言の方式の検討が必要である。あわせて、「自筆証書遺言」の原本が紙であることを前提にする自筆証書遺言書保管制度についても、デジタル完結に向けた取組を行うとともに、デジタル原則にのりつた、新しい遺言の方式によりされた遺言についても保管の対象とするための検討を行うことが必要である。さらに、将来的には、民間の手續も含め、相続等に関連する全ての手續のデジタル完結に向け、取り組むべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。



## ＜実施事項＞

- a 法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。その際には、遺言が、遺言者が生前にした意思表示により、その死後に効力を生じさせるという法律行為であり、国民生活上極めて重要な意義を有する相続制度を支える法制度であることを踏まえた上で、デジタル技術やそれを活用した遺言関連の民間サービスに知見のある者の協力を得る等して、国民の利便性を考慮しつつ、デジタル原則にのっとった制度設計に向けた検討を行うものとする。
- b 法務省は、自筆証書遺言書保管制度について、遺言書情報証明書等の申請手続等のオンライン化及び証明書のデジタル化などデジタル完結に向けて、費用対効果や国民からのニーズ等を踏まえて検討し、一定の結論を得る。
- c a の検討を踏まえ、デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組みについて検討を行う。
- d 法務省は、a の検討に加え、現行の自筆証書遺言に関し、我が国社会において押印の見直しが急速に進展している状況も踏まえて押印の必要性を検証するとともに、自書を要求する範囲も含め、自筆証書遺言の信頼性を確保しつつ、それを国民が作成しやすくする観点から必要な検討を行う。

## ク 株主総会資料のオンライン提供の拡大

【a：措置済み、b：令和4年措置】

### ＜基本的考え方＞

株主総会については、コロナ禍以降、上場会社において、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の開催が可能になる等、株主総会プロセスのDXが進んでおり、株主総会資料についても、ウェブ開示することで提供したものと見做す特例措置を幅広い資料に適用するなど、急速にデジタル化する企業社会の変化を踏まえた措置が講じられている。

一方、令和5年3月以後に開催される株主総会から、株主総会資料を原則電子で提供することができる電子提供制度が導入されることとなっている。その際、株主には書面交付請求権が認められており、これが行使された場合には、特例措置にてみなし提供の対象とされた、単体計算書類等を書面で提供する必要がある等、書面提供の範囲はむしろ拡大することとなる。

コロナ禍以後、企業社会におけるデジタル化の進展は急速であり、社会の常識も大きく変わっている。株主総会資料の書面提供についても、このような社会の急速な変化を踏まえて、株主総会プロセスのDXを更に促進する観点から、最小限の範囲に限定すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

- a 法務省は、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置について、株主総会資料の電子提供制度の運用が開始されるまで継続する。
- b 法務省は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置の運用状況を検証しつつ、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項の拡大について、商事法の電子化に関する研究会における検討を速やかに取りまとめ、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

## (2) 行政手続デジタル化の基盤整備

### ア 共通基盤の整備

#### <基本的考え方>

利用者目線を徹底した真の意味での行政手続のデジタル化は、手続を所管する各府省が、バラバラに所管手続のデジタル化を図るだけで実現するものではない。

共通のID (Identification) で各種行政手続が利用できるようになる、共通のウェブサイトから各種申請等ができるようになる、行政に一度提供した情報を改めて求められることがないといった利用者目線の行政サービス実現のためには、共通の指針の下、各府省がそれぞれの立場で、必要な取組を進めていくことが求められる。また、デジタル化を効率的に進めるためには、行政内部の効率化・デジタル化を図ることも含めて、各種手続に共通して活用できるデジタル基盤を整備することが必要である。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルやe-Gov等を活用する」等の政府全体の方針が示されているが、地方公共団体や外郭団体が受け手となる手続も含めて、全ての行政手続についてデジタル原則に則したデジタル化を進めるためには、デジタル庁の強力なリーダーシップの下、マイナポータルやe-Govなど共通基盤の更なる機能改善が必要である。加えて、国民や事業者は、地方公共団体等に各種公金を納付しているが、これらに共通して活用できる基盤の整備についても検討を進めるべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

- 【a：可能なものから速やかに措置、
- b：令和4年度末までに結論を出すことを目指し、  
結論が出た論点から速やかに措置、
- c：可能なものから順次措置、
- d：令和4年度末までに結論を得た上で、可能なものから速やかに措置、
- e：税務システム標準仕様書【第2.0版】公表後に措置、  
後段の技術的助言については措置済み、

- f : (前段)令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度にデジタル化を開始、(後段)可能なものから速やかに措置】
- a デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルやe-Govの活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルやe-Govの機能強化等を行う。
- b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係省庁の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、各種公金に係る収納方法等の現況、法令を所管する各省庁におけるオンライン化の検討状況、マイナポータルを含む政府全体の行政手続オンライン化や公金取扱の動向、eLTAx経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体、公金を納付する事業者及びキャッシュレス事業者を含む民間事業者等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組の構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係省庁は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。
- c 道路占用料など各種公金に係る法令を所管する関係省庁は、デジタル庁及び総務省と連携をしつつ、上記検討会に主体的に参加する。あわせて、上記検討会における検討状況を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、納付件数や事業者等のニーズなどを勘案した優先順位付けや納付手続に関する地方公共団体の現状（関連する行政手続のオンライン化の状況を含む。）の把握、納付手続のデジタル化に向けた固有の課題等の整理、地方公共団体のBPRの支援等に関して、所管法令に係る公金納付のデジタル化に向けた必要な措置を講ずる。
- d 総務省は、令和4年3月に立ち上げた実務者検討会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化について、具体的な方策や今後のスケジュールを含めた検討を行い、その結果を踏まえ、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。
- e 総務省は、令和4年夏に策定予定の税務システム標準仕様書【第2.0版】公表後に、地方公共団体に対し、同仕様書に基づくシステムにおいては、【第1.0版】と同様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていることを周知する。また、標準準拠システム導入前の地方公共団体にも、課税明細書等の情報を容易に機械判読可能なデータ形式でシステムから出力できる場合には、データを積極的に提供するよう、地方公共団体へ技術的助言を行う。
- f デジタル庁は、医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの

連携等により資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指す。令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度にデジタル化を開始する。

あわせて、関連する手続きを所管する府省は、デジタル原則に則して、資格申請者・保有者の負担軽減や行政内部の効率化を図る観点から、デジタル化を前提としたBPRを徹底する等、規制改革、行政改革、デジタル化を一体的に推進する。

## イ 情報連携基盤の整備

### <基本的考え方>

行政手続きの負担軽減を図る上で、ワンスオンリーの徹底は重要であり、共通の認証基盤で各種行政手続きをできるようにするとともに、認証基盤を鍵として情報連携を進めることにより添付書類を不要化する等の措置が求められる。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「個人の電子認証については、マイナンバーカードによる電子利用者証明」、「法人の電子認証については、GビズID」等の方針が示されているところ、今後、デジタル化される手続きにおいて方針を徹底するとともに、すでに独自のIDが降り出されている手続きについても、円滑な連携ができるよう取組を進めるべきである。

また、情報連携については、各行政手続きを所管する府省が取組を進めることは当然であるが、デジタル化を進める観点からは、多くの行政手続きにおいて必要とされている登記情報や戸籍情報などについては、当該情報を所管する府省において利用状況を把握し、情報連携による効率化を促進する観点から積極的な措置を講ずるべきである。その際には、これらの情報は多くの民間手続でも活用されている実態があることを踏まえれば、民間手続における利用についても検討を進める必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- 【a：可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置、
- b：可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置、
- c：令和4年度から取組を開始し、可能なものから順次措置、
- d：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置】

a 法務省は、デジタル庁と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められている全ての行政手続きにおいて、原則として登記事項証明書の添付を不要とすることができるよう、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに登記事項証明書の添付省略を実現する。

また、法務省は、商業・法人登記について、国の行政機関との間の全ての情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての情報連携についても無償化を進めることにより、デジタルで手続を完結させ、

紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。

- b 法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省と連携し、戸籍謄抄本の添付を求める全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。また、民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。
- c 財務省は、行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組等の一環として検討を開始しているGビズIDとe-Taxとの連携について、デジタル庁と連携の上、必要な措置を講ずる。
- d 各府省は、法人の電子認証について、GビズIDを原則とすること（法人の電子署名については商業登記電子証明書等を原則とすること）が政府の方針であること、また、デジタル原則に掲げられた共通基盤利用原則に則した見直しが必要であることを踏まえ、手続の性格、IDの統一による事業者の利便性向上への効果も勘案しつつ、金融庁における「金融庁電子申請・届出システム」等の事例も参考に、所管する手続におけるGビズIDの利用について必要な措置を講ずる。

## ウ 情報システム調達を通じたデジタル化の推進

### <基本的考え方>

公正取引委員会が令和4年2月に公表した「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」においては、競争政策上の観点から、情報システムの疎結合化、API連携の促進、データ標準化の推進、オープンな仕様の設計、情報システムのオープンソース化などを推進すべき旨の提言がなされている。

これらは単に情報システム調達における競争環境の確保のみならず、デジタル原則に則した行政手続のデジタル化の観点からも有効な考え方であり、デジタル庁においても同じ方向を向いた取組が進められている。

また、政府や地方公共団体等において、今後様々な民間のクラウドサービス（以下「SaaS（Software as a Service）」という。）を利用する機会が増えることが予想されるが、行政機関等における現在の調達、契約、支払等の方法は請負を想定したものが多く、SaaS等のサービス利用に対応したものになっていない。

関係府省が、それぞれの立場で、同じ方向を向いた取組を連携して進めることは重要であり、国や地方公共団体において実効的な対応が行われるよう、連携して取組を進めるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- 【a：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、
- b：可能なものから順次措置】

a デジタル庁は、官公庁における情報システムの疎結合化等を含めた調達単位の考え方、APIの標準化及び整備基準等並びに、データの相互運用性を高めるルールについて、参考資料や関連ガイドラインの整備等を行うとともに、既に公開している「データを相互運用する体系（政府相互運用性フレームワーク（Government Interoperability Framework）」を含め統一的周知を行う。ガイドラインの整備に当たっては、後年度負担を含めた情報システムに係るトータルコストの低減と、品質、性能の確保を担保できるよう、十分な精査を行うものとする。また、各府省において統一的な運用がなされるよう、ベンダーロックインの回避に資するような仕様書・契約書のひな形等の作成・周知や、官公庁の情報システム調達時の判断に当たっての相談窓口を設置する等、必要な措置を講ずる。

あわせて、デジタル庁は、地方公共団体においても、国と同様に、ベンダーロックインが回避されるよう、公正取引委員会の協力を得て、各府省に対して行う取組等を、総務省と連携して、地方公共団体に対して周知を行い、対策の徹底を図る。

また、デジタル庁は、行政機関等におけるSaaS等の利用を円滑にするため、SaaS等の利用を想定した調達、契約、支払等の在り方について検討を行う。

b 各府省は、デジタル庁の取組も踏まえて、所管する情報システム等の整備・運用方針の見直しを徹底するとともに、地方公共団体が関係する手続においては、地方公共団体の内部手続のデジタル化も図られるようにする等、必要な措置を講ずる。

### (3) 行政手続のオンライン化の推進

#### ア 行政手続のオンライン化の推進

##### <基本的考え方>

押印の見直しについては、添付書類で押印を求めるものを含め、民間から行政への手続の中で、押印を求める行政手続約 15,000 種類のうち、99%超の手続において昨年度までに法令改正等の措置により押印義務が廃止されており、大きな進展があったといえる。他方、法令等に基づかない手続や、地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる行政手続における窓口、補助金の審査業務の委託先等の現場では慣行的に押印が求められているとの意見が散見される所であり、引き続き、国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう取り組む必要がある。

書面・対面の見直しについては、民間から行政への手続の中で、オンライン化されていない約 12,000 種類のうち、各府省において性質上オンライン化が適当でないとする約 400 種類を除いて、令和 7 年までにオンライン化する方針が示されている。令和 3 年の状況と比較すれば、約 5,000 種類の手続がオンライン化されるなど着実な進捗が見られる。

昨年 12 月にデジタル原則が策定され、デジタル社会の実現に向けた構造改革 3 年間で集中的に進める方針が示されており、各府省は、デジタル原則に則した規制改革、行政改革、デジタル改革の取組として、可能な限り前倒しを図りつつ、確実にオンライン化を実現すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- 【a：可能な限り前倒しを図りつつ、令和 7 年までに措置、  
b：(オンライン化) 措置済み、(標準化) 令和 3 年度末に実施した調査を踏まえ、進捗状況を速やかに把握した上で、可能なものから順次措置、  
c：令和 4 年度末までに結論を得て、可能なものから順次措置、  
d：令和 4 年度から取組を開始し、可能なものから順次措置、  
e：可能な限り速やかに措置、f：速やかに措置】
- a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和 7 年までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。
- なお、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間 1 万件以上の手続については、下記「ウ 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化」に従い、オンライン化に取り組むものとする。
- あわせて、年間手続件数が 10 万件以上の行政手続等については、下記「(5) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」に従い、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた道筋を明らかにするものとする。
- b 国土交通省は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき書面の提出を求める電線共同溝の占用許可申請について、オンライン化するとともに、標準様式の普及を図る。標準様式の普及を図るに当たっては、各道路管理者における標準様式の活用状況を調査し、標準化の進捗状況を速やかに把握するとともに、標準様式の利用が徹底されるよう必要な措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、健康保険組合における請求書及び領収書等の電磁的記録による保存について、適確かつ速やかに普及が図られるよう、健康保険組合の業務の見直しや体制整備も含め検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき地方公共団体へ産業廃棄物関係申請・届出等の書面の提出を求める手続について、国による一元的なプラットフォームの整備及び地方公共団体向け標準仕様書の策定等の実現に向け、必要な取組を開始する。その際には、事業者

目線で手続・運用の標準化に取り組み、事業者にとって利便性が高いUI・UXを実現するとともに、手続面におけるローカルルール廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。また、マイナンバーカードやGビズIDの活用、各種証明書の添付省略等のワンスオンリー、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取り組む。

- e 経済産業省は、所管する補助金等に係る手続において、書面・押印を求められているとの国民・事業者からの意見が散見されるところ、法令等に基づかない手続も含めて速やかに必要な点検を行い、所管する行政手続における書面・押印見直しを徹底する。
- f 法令等に基づかない手続や、地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる行政手続における窓口等の現場では慣行的に押印が求められているとの意見が散見されることを踏まえ、各府省は、所管する行政手続について、意見を捉え適宜、国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう必要な措置を講ずる。

## イ 性質上オンライン化が適当でないと考えられた手続の検証

### <基本的考え方>

令和3年に、各府省は、性質上オンライン化が適当ではないと考える約400手続を公表した。その後、昨年12月にはデジタル原則が策定され、規制改革、行政改革、デジタル改革を一体的に推進している。各府省において性質上オンライン化が適当でないとしている約400種類の手続についても、手続件数が多いものなど社会的ニーズも勘案しつつ、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等により、デジタル原則に則した見直しを検討すべきである。その際には、デジタル化の課題だけに目を向けるのではなく、デジタル化によって、行政サービスの利用者たる国民・事業者の地理的・物理的な負担・障害等が解消されることを併せて認識する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- 【a：(オンラインでの転出届・転入予約が可能であることの普及啓発)速やかに措置、(検討会の議論を踏まえた検討)速やかに検討を開始、  
b：(前段)令和4年中の可能な限り早期に検討を開始し、1年を目途に結論を得る、  
(後段)令和4年度中に検討・結論、可能なものから順次措置、  
c：(前段)速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、  
(後段)令和4年中に措置】

- a デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行えることの普及啓発を図るとともに、総務省は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく転入届及び転居届



について、マイナポータルからのオンラインでの転出届・転入予約の実施状況や「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、オンライン化について検討を深める。

- b 厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則を始めとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1年を目途に結論を得る。

あわせて、市町村取次の対象者等の公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者については、上記検討の結論を待たず、速やかに負担軽減のための必要な対応を検討し、可能なものから順次措置する。

- c 各府省は、性質上オンライン化が適当でないとする約400種類の手続について、デジタル原則を踏まえて、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。

あわせて、性質上オンライン化が適当でないとする手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、利用者等の意見やその他の社会的ニーズを把握した上で、今後の取組方針を公表する。

## ウ 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化

### <基本的考え方>

事業者が地方公共団体に対して行う手続については、事業者の活動が地方公共団体の区域に限定されないことが一般的であるため、地方公共団体ごとに書式・様式等が異なることや、手続に関する細かいルールが異なり、その必要性が事業者には理解できない「ローカルルール」が存在すること等がオンライン化の遅れと相まって事業者の大きな負担となっている。

一方で、基本的なルールが同じであるとしても、別々の主体で、申請書（紙）を審査した場合には、細かな違いが生じることは、必然とも言える。また、それぞれの地方公共団体にとって、住民（個人）向けのサービスと比べ手続件数も少なく、費用対効果等の観点からデジタル化の優先順位が遅れがちになることも必然といえる。

こうした課題を抜本的に解決するため、規制改革推進に関する答申（令和3年6月）等を踏まえ、規制所管府省において、手続の性質やオンライン化の現状を勘案しつつ、オンライン化のためのプラットフォームを整備するとともに、手続の標準化を推進する取組が進められているところである。

取組は始まったばかりであり、事業者等からの、依然として地方公共団体ごとに書式・様式や手続等が異なることや、地方公共団体ごとの細かいルールの違いが負担になっているとの声は解消されていない。今期の会議においても、調達や

医療介護など様々な分野で議論となり、それぞれの分野の実情等を踏まえた取組方針が示されている。

地方公共団体の創意工夫により、地域の実情を踏まえた政策立案を行うことの重要性は論をまたないが、実質的な判断に関係のない様式や手続のルールがバラバラである必要はない。必要な情報を絞り込み、可能な限り具体的に共通ルールを定めるなど手続を標準化した上で、形式審査について、入力支援等の仕組みによって可能な限り機械処理するシステムを規制所管府省が提供することは、事業者等のメリットになるだけでなく、地方公共団体にとっても、業務の効率化やデジタル化による業務の高度化など多くのメリットがある。例えば、行政側の業務効率化により、これまでに十分に実施できていない業務が実施できることになれば、国民生活、事業環境の改善に繋がるほか、収集した情報を以後の業務において効率的に活用することで、データに基づく科学的な政策立案、フォローアップに繋げることも期待できる。

こうしたことを踏まえ、規制所管府省は、以下により、医療・介護分野における取組なども参考にしつつ、地方公共団体等と事業者の間の手続について、上記「ローカルルール」を可能な限り解消する（標準化）とともに、デジタル化を一層推進すべきである。オンライン化のためのプラットフォームにおける申請項目は、一義的に明確な文言を用いるとともに、地方公共団体における独自の措置を設ける場合も、あらかじめ定められた必要最小限度の事項に限定し、当該措置についても、プラットフォーム上で対応可能とする必要がある。

その際には、デジタル化は、目的ではなく手段であることに留意し、単に申請をオンラインでできるようにするのではなく、手続に当たって真に必要な情報が何か、それをどのような手段で入手することが適切か精査し、制度の見直し、業務の見直し及びデジタル改革を一体的に進める必要がある。この際には、ワンスオンリーや、UI・UXに配慮するなどデジタル原則でも要請されている事業者の利便性の向上を目指す必要がある。なお、このような取組に一定の準備期間を要する場合に、暫定的に電子メール、所管府省が指定するフォーム、アップローダー等への情報の提供などで代替する方法を認めることで、速やかなオンライン化を先行的に実施することも考えられる。ただし、飽くまで暫定的な措置であり、暫定的な措置が原因でオンライン化のためのプラットフォームへの移行が妨げられることのないよう留意すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## <実施事項>

【a：可能なものから順次措置、b：可能なものから順次措置、  
c：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、  
d：可能なものから順次措置】

- a 規制所管府省は、令和3年6月の規制改革実施計画に列記された手続を始めとした以下の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を

行う。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。

<取組対象>

- ・特定非営利活動促進法関係手続（内閣府）
- ・警察関係手続（警察庁）
- ・消防法令における各種手続（講習のオンライン化含む）（総務省）
- ・社会保障等に係る資格における手続（デジタル庁、財務省、厚生労働省）
- ・経営革新計画の申請等手続（経済産業省）
- ・建築基準法に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告（国土交通省）

b 規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、以下の取組対象手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、遅くとも、それぞれの手続欄に掲げる期限までに、プラットフォームを整備（e-Govやマイナポータル等の既存のオンラインプラットフォームの活用を含む）の上、デジタル化に取り組む。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。

<取組対象>

- ・指定医療機関の変更の届出（令和5年4月）（厚生労働省）
- ・医療法人の事業報告書等の届出（令和4年4月）（厚生労働省）
- ・業務に従事する歯科技工士の届出（令和6年度）（厚生労働省）
- ・薬局開設者による薬局に関する情報の提供等及び情報の変更の提供等（厚生労働省）（令和6年1月）
- ・宅地建物取引業の免許の変更、更新等（令和6年）（国土交通省）
- ・河川の利用等に関する手続（令和5年3月）（国土交通省）
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告（令和5年3月）（国土交通省）
- ・土地形質の変更の届出（令和7年4月）（環境省）
- ・特定粉じん排出等作業の実施の届出（令和7年4月）（環境省）

c 規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、当面の規制改革の実施事項（令和3年12月）の段階では、今後の具体的な方針が示せなかった各手続について、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、デジタル化に向け取り組む。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。

<取組対象>

- ・厚生労働省は、地方公共団体等と事業者の間の手続であって次に掲げる手続（1万件以上のもの）について、e-Govやマイナポータル等の活用を含

むオンライン化の方針についてのデジタル庁との協議が調い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的検討を行った上で、必要な措置を講ずる。

指定障害福祉サービス事業者の指定の申請等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（厚生労働省）

指定障害児通所支援事業者の変更の申請等（児童福祉法）（厚生労働省）

店舗販売業の許可の申請等（医薬品医療機器等法）（厚生労働省）

医療保護入院者の病状の報告（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）（厚生労働省）

麻薬小売業者が行う定期届出（麻薬及び向精神薬取締法）（厚生労働省）

沖縄精神障害者特別措置医療費の支払請求（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令）（厚生労働省）

美容所開設の届出（美容師法）（厚生労働省）

- ・経済産業省は、保安係員の選任・解任の届出等（高圧ガス保安法）について、令和3年度に行った委託調査の結果を基に各手続についてデジタル化に向けた具体的検討や実証を行った上で、必要な措置を講ずる。
- ・国土交通省は、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の（変更）届出（国土利用計画法）について、令和3年度に把握した地方公共団体の届出業務の電子化の状況・実態を踏まえ、引き続き地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、速やかに関係団体の意見を聴取の上、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的検討を行い、必要な措置を講ずる。
- ・国土交通省は、開発許可申請（都市計画法）、景観計画区域内における行為の届出（景観法）について、速やかに地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的検討を行い、必要な措置を講ずる。
- ・環境省は、高濃度ポリ塩化ビフェニル・低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の届出（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）について、令和3年度に実施した調査結果を踏まえ、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請から見積書の提出、契約の締結や請求書の提出までの調達に関する一連の手続が地方公共団体ごとに異なっていることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手続（地方公共団体側のものを含む。）を標準化・デジタル化すべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。
- ・競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書等の支出根拠書類の押印見直しについて促す（措置済み）。

- ・地方公共団体の調達に関する一連の手續については、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手續の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手續の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。

#### (4) 行政の手續におけるキャッシュレス化の推進

##### <基本的考え方>

行政の手續における手数料等について、印紙による支払のみが可能となっているものが多く、国民は、一旦、申請等の窓口とは別の窓口で印紙を購入し、申請書等に貼付した上で提出する手間を強いられている。また、オンライン手續等の場合は、Pay-easy(ペイジー：インターネットバンキング、ATMを用いることができる電子納付の手法)の導入が進んでおり、クレジットカード払い等が可能なものもあるが、窓口申請等の場合、印紙払い、金融機関等の納付証明書提出が多く、クレジットカード払いや電子マネー等のキャッシュレス納付が可能なものはほとんどない。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に加え、昨年の地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正、第208回通常国会における情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4年法律第39号)の可決・成立等により、キャッシュレス化実現のための法的基盤は整備された。各府省は、デジタル原則に則した規制改革、行政改革、デジタル改革の取組として、こうした法的基盤を活用し、手数料等の支払も含めて行政の手續のデジタル完結を実現するとともに、引き続き、窓口で手續を行う場合であっても印紙購入等の負担を軽減する観点から、手續の性質に応じた適切なキャッシュレス化の実現に向け、各手續における業務フローの見直しやシステム整備を速やかに実施する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

- 【a：令和4年度以降可能なものから順次措置、b：可能なものから速やかに措置、c：措置済み、d：令和4年度措置、e, f：令和4年度中に取組方針を明らかにした上で、gにおける検討も踏まえ、可能なものから速やかに措置、g：(前段)令和4年度以降順次措置、(後段)手数料負担の在り方については令和4年度検討開始、システムの在り方等については引き続き検討の上、令和4年度中に一定の結論を得る】
- a 警察庁は、交通反則金の納付に係るインターネットバンキングやATMからの交通反則金専用口座への振込等による納付について、秋田県及び島根県にお

いて開始された試行的実施状況の検証や納付方法の更なる多様化に向けた検討の状況を踏まえ、全国的な導入を進める。

- b 法務省は、法務局において支払う手数料等について、窓口でキャッシュレス納付が可能となるよう措置する。
- c 特許庁は、特許料等の納付について、オンライン申請に限定されているクレジットカードによる納付を、令和4年4月から窓口でも利用可能とするなど、キャッシュレス納付を推進する。
- d 国土交通省は、運輸支局等において納付する自動車検査登録手数料及び自動車重量税について、事前にクレジットカードを登録しておくことによる一括決済を導入する。
- e 各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む。
- f 各府省は、上記の他①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払件数が1万件以上のもの（それと同一の窓口で行われる手続等を含む。）について、取組方針を明らかにした上で、現金又はキャッシュレス納付に取り組む。
  - ①オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られる手続等
  - ②オンライン納付に対応していても、窓口支払が多く残ると見込まれる手続等
- g デジタル庁及び各府省は、国の行政の手続における手数料等のキャッシュレス納付（オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付）が幅広く可能となるよう、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に基づく政省令の制定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講ずる。また、デジタル庁は、各府省と連携し、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方について検討を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる。

## (5) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

### ・ オンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

#### ＜基本的考え方＞

過去のIT化の取組において、行政手続のオンライン化とは、しばしば、行政機関への申請等をオンラインでもできるようにするためのシステム整備にとどまり、利用者目線での利便性向上の取組は十分ではなかった。結果、システムが整備されてもほとんど利用されないことも多く、多額のシステム投資が行われたにもかかわらず、行政手続のデジタル化は十分に進まなかった。

会議では、そのような過去の反省に立ち、また、国民・事業者目線で行政手続の負担軽減を図ることの重要性を踏まえ、システム整備をゴールとするのではなく、システムの利便性向上や利用者の満足度を図る客観的な成果指標としてオンライン利用率を位置付け、利用者にとっての利便性を向上させる視点を基本に据

えて、行政手続のデジタル化を進める「行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を令和2年度から開始した。各府省には、今後とも利用者からのフィードバックを随時受け入れながら、スピード感をもってサービスに反映されるようなPDCAサイクルを構築して、継続的に行政サービスの改善を続けることが期待される。

各府省は、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて取組を行うこととしており、これまでに93事業（年間手続件数が10万件以上の行政手続：245種類を含む）について取組を開始したほか、61種類についても、オンライン化等に向けた検討が始まっている。

さらに、昨年12月にはデジタル原則が決定されたが、

- ①行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現（デジタル完結・自動化原則）
- ②データに基づくEBPM（Evidence-Based Policy Making）を徹底した機動的・柔軟で継続的な改善（アジャイルガバナンス原則）
- ③民間企業のUI・UXの活用（官民連携原則（GtoBtoCモデル））
- ④官民で適切にデータを共有し、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保（相互運用性確保原則）
- ⑤ID、ベースレジストリ等は広く官民でデジタル共通基盤を利用（共通基盤利用原則）

という5つの原則は、会議が求めてきた取組と軌を一にしており、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組は、行政手続におけるデジタル原則に則した構造改革の取組そのものと言える。

各府省は、デジタル原則に則した規制改革、行政改革、デジタル改革の取組として、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を更に拡充・加速していく必要がある。

なお、各取組に当たっては、「オンライン化」や「オンライン利用率」は一つの指標であって目的ではないことに留意し、国民の利便性向上・事業活動の生産性向上、さらには行政の効率化・高度化など具体的な価値の向上を実現すべく、徹底した国民目線・事業者目線に立ってBPR及び制度そのもの見直しを行うなど、改革を推進する必要がある。その際には、人口減少に伴う人手不足が顕在化している現代社会においては、行政も必要なサービスを限られた人員で提供できる体制・基盤を早期に整備構築することが必要になることを踏まえ、行政側の現場における負荷軽減も重要な課題であることを意識する必要がある。

その際には、

- ①デジタル技術やDXに習熟した者（民間人材を含むものとする。）の意見が、現場及び政策決定のレベルにおいて、確実に取組に反映される推進体制を整備する。推進体制は、しばしばBPRに抵抗感を抱く原局・現場にデジタル化を徹底する観点から、組織の高いレベルでリーダーシップを発揮してデジ

- タル化に取り組む体制でなければならない。
- ②目標とするオンライン利用率は、デジタル改革において先行する諸外国の状況も視野に入れ、本格的・抜本的なデジタル化を進めるものとなるよう設定する。
  - ③業務フローについて、最新のデジタル技術等の活用を前提に、見直しを行う（利用者の利便性向上、業務効率化等の観点から、BPRを徹底する。）。この場合、単に既存の帳票をデジタル化するのではなく、標準化されたデータに基づいたシステム設計を行うことを意識する。その際には、府省内あるいは府省間の縦割りを排除し、利用者目線で最適な業務フローとなるよう取り組む。
  - ④実際に手続を利用する者（手続に習熟していない者）が容易にオンライン申請できるかという観点から具体的な課題を定量的に収集・分析し、それらを機動的に反映したシステムの構築・改修等が行える仕組みを整備する。なお、アンケート調査では調査対象者が明確に認識した課題しか把握できない可能性があることから、必要に応じ、ユーザーテストや、実際に稼働しているシステムで把握した入力エラーや回答に時間を要する箇所等の分析等も実施しなければならない。
  - ⑤デジタルガバメントは、手続を支援・利用する民間企業とともに実現すべきものであり、API連携によって利用される前提でシステムを構築する。こうした観点から、新技術を活用した新興企業を含め、手続に関連する民間サービスの開発企業や開発者の意見等を十分に把握し、利用しやすい形でAPIを公開する。
  - ⑥ローカルルールや担当者ごとに異なる取扱いを排除するため、真に必要な情報を明確化し、手続、申請項目、入力フォームなどを含め、オンライン申請のためのインターフェースの標準化を図った上で、これを公表する。
  - ⑦国・地方を通じ、行政機関において別途把握可能な情報に係る書類の提出は、情報連携を行うことにより、廃止する。他の行政手続において利用される情報を所管する府省は、情報連携の実現に向け、能動的に取り組む。
  - ⑧個人の電子認証については、マイナンバーカードによる電子利用者証明、法人の電子認証については、GビズIDを原則として一連のサービスに横断的導入するなどにより、本人認証方法の統一を図るとともに、当該認証方法により手続が簡素化される旨の周知を徹底し、当該認証方法の取得促進を図る。
  - ⑨手数料等が必要な行政手続については、上記BPRの徹底を前提に、オンライン利用の状況やデジタル化による経費削減を的確に反映した手数料を設定する。

## ＜実施事項＞

- 【a：引き続き措置、  
b：可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置、



- c : 速やかに検討を深化・精緻化し、遅くとも令和7年度までに措置、  
d : 速やかに検討を行い、令和4年度中に一定の結論を得た上で、  
可能なものから順次措置、  
e : 引き続き検討を行い、可能なものから順次措置、  
f : 引き続き検討を行い、可能なものから順次措置、g : 速やかに措置、  
h : 令和4年中の可能な限り早期に取組を開始、可能なものから順次措置、  
i : (①) 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、  
(②) 可能なものから順次措置、(③) 可能なものから順次措置、  
(④) 可能なものから順次措置、  
(⑤) (「行政相談委員ウェブサイト」の整備) 速やかに措置、  
(オンライン利用率の引上げに向けた検討)  
令和5年上期の可能な限り早期に取組を開始、  
(⑥) 可能なものから順次措置、  
(⑦) 令和6年度の経済センサス-基礎調査実施までに、可能なものから順次措置、  
(⑧) 令和4年中の可能な限り早期に取組を開始、  
(⑨) 可能なものから順次措置、  
(⑩) 遅くとも令和6年度までに申請届出のオンライン化を実現、  
デジタル完結について引き続き検討を行い、可能なものから順次措置、  
(⑪) 可能なものから順次措置、  
(⑫) 引き続き検討を行い、可能なものから順次措置、  
(⑬) (オンライン利用率を引き上げる取組)  
令和4年中の可能な限り早期に取組を開始、  
(国家資格等の情報連携に関するシステムとの連携)  
可能なものから順次措置、(⑭) 可能なものから順次措置、  
(⑮) 可能なものから順次措置、  
(⑯) 令和4年上期の可能な限り早期に取組を開始】

- a 各府省は、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している以下の93事業(年間手続件数が10万件以上の行政手続:245種類を含む)について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。

<取組対象>

- ・ 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府)
- ・ 教育・保育給付制度(内閣府)
- ・ 道路使用許可の申請(警察庁)
- ・ 自動車の保管場所証明の申請(警察庁)
- ・ 免許証の再交付の申請(警察庁)
- ・ 遺失した旨の届出(警察庁)
- ・ 施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出(警察庁)

- ・ 遊技機の増設、交替その他の変更（警察庁）
- ・ 安全運転管理者等の選任又は解任の届出（警察庁）
- ・ 通行禁止道路の通行許可の申請（警察庁）
- ・ 積載重量等の制限外許可申請（警察庁）
- ・ 軽自動車の保管場所の届出（警察庁）
- ・ 免許の申請（警察庁）
- ・ 免許の取消しの申請（警察庁）
- ・ 運転経歴証明書の交付の申請（警察庁）
- ・ 国外運転免許証の交付の申請（警察庁）
- ・ 役員又は主要株主の売買報告書の提出（金融庁）
- ・ 少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出（金融庁）
- ・ 電子入札、電子契約（デジタル庁）
- ・ 法人住民税・法人事業税関連手続（総務省）
- ・ 自動車税関連手続（総務省）
- ・ 家計調査オンライン調査システム（総務省）
- ・ 経済構造実態調査オンライン調査システム（総務省）
- ・ 火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入（総務省）
- ・ 労働力調査オンライン調査システム（総務省）
- ・ 地方税ポータルシステム（eL TAX）（総務省）
- ・ 在留申請関連手続（法務省）
- ・ 商業・法人登記関連手続（法務省）
- ・ 不動産登記関連手続（法務省）
- ・ 中長期在留者及び所属機関等による届出手続（法務省）
- ・ 成年後見登記（法務省）
- ・ 戸籍関連手続（法務省）
- ・ 上陸申請手続（法務省）
- ・ 動産・債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求（法務省）
- ・ 在留届の各種届出（新規/変更/帰国、出国）（外務省）
- ・ 旅券発給申請手続（外務省）
- ・ 国税申告手続等（財務省）
- ・ 国税納付手続等（財務省）
- ・ 外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請（財務省）
- ・ 外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認（財務省）
- ・ 船用品又は機用品の積込に関する手続（財務省）
- ・ 銀行等を経由する支払等の報告（財務省）
- ・ 就学支援金受給資格認定の申請（文部科学省）
- ・ 保護者等収入状況の届出（文部科学省）

- ・ 厚生年金保険関連手続（厚生労働省）
- ・ 雇用保険関連手続（厚生労働省）
- ・ 職業安定法に基づく求人の申込み（厚生労働省）
- ・ 職業安定法に基づく求職の申込み（厚生労働省）
- ・ 職業安定法に基づく採否結果の通知（厚生労働省）
- ・ 食品衛生法に基づく営業許可の申請等（厚生労働省）
- ・ 労働基準法関連手続（厚生労働省）
- ・ 労働保険関連手続（厚生労働省）
- ・ 労災保険特別加入関連手続（厚生労働省）
- ・ 労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告（厚生労働省）
- ・ 労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続関係（厚生労働省）
- ・ 外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出（厚生労働省）
- ・ 高齢者の雇用状況等の定期報告（厚生労働省）
- ・ 対象障害者の雇用に関する状況の報告（厚生労働省）
- ・ 建設業退職金共済手帳の請求（手帳申込）手続（厚生労働省）
- ・ 保険医療機関等の申請手続等事業（厚生労働省）
- ・ 国民年金・厚生年金保険等関連手続（個人からの提出手続）（厚生労働省）
- ・ 病院報告の提出（厚生労働省）
- ・ 毎月勤労統計調査（厚生労働省）
- ・ 農林水産省所管の全行政手続（共通申請サービス（eMAFF））（農林水産省）
- ・ 経営力向上計画の申請等（経済産業省）
- ・ 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済（経済産業省）
- ・ 経済産業省生産動態統計調査（経済産業省）
- ・ 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請（経済産業省）
- ・ 商業動態統計調査（経済産業省）
- ・ 情報処理技術者試験（経済産業省）
- ・ 電気計器の検定関連手続（経済産業省）
- ・ 特許出願等手続（経済産業省）
- ・ 建設業の許可、経営事項審査に係る手続（国土交通省）
- ・ 自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録（国土交通省）
- ・ 建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化（国土交通省）
- ・ 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出（国土交通省）
- ・ 対象建設工事の届出（国土交通省）
- ・ 保障契約情報の事前通報（国土交通省）
- ・ 雇入契約成立等の届出（国土交通省）
- ・ 係留施設使用許可申請及び入出港届（国土交通省）

- ・ 海上交通安全法及び港則法関連手続（国土交通省）
- ・ 操縦免許証の有効期間の更新（国土交通省）
- ・ 自動車損害賠償責任保険証明書の提示（国土交通省）
- ・ 自動車輸送統計調査（国土交通省）
- ・ 自動車の予備検査（国土交通省）
- ・ 検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更（国土交通省）
- ・ 検査対象外軽自動車の使用の届出等（国土交通省）
- ・ 公営住宅の入居申請等（国土交通省）
- ・ 長期優良住宅建築等計画の認定（国土交通省）
- ・ 産業廃棄物のマニフェスト制度（環境省）
- ・ 犬と猫のマイクロチップ情報登録（環境省）
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養手当等の請求（環境省）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続（環境省）

- b 法務省は、戸籍謄抄本の申請手続におけるオンライン利用率引上げの取組を進めるに当たり、オンラインによる士業者からの職務上請求を導入することができるよう、市区町村、関係府省、士業団体等の関係者の意見を聴き、できるだけ速やかに結論を出す。職務上請求以外の代理請求・第三者請求については、オンライン申請の仕組みの構築や普及促進に向けて、請求者が権限を有していること等を確認する必要がある等の課題に対して、速やかに対応策を講ずる。
- c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を深化・精緻化し、遅くとも令和7年度までに利用時間の拡大及びシステム利用者の利便性向上に向けて必要な措置を講ずる。また、利用者の利便性向上によるオンライン利用率の引上げに当たっては、利用者が十分な予見可能性をもって登記・供託オンライン申請システムを利用できるよう、システムの改修や保全に係る期間・頻度・方法等について、取り扱う手続の経済取引慣行など利用者のニーズを十分に踏まえたものとする。
- d 法務省は、商業登記・不動産登記に係る手続について、司法書士等による代理手続が多いこと、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）により、税理士法（昭和26年法律第237号）において、税理士は電子申告の積極的な利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定が創設されたことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について速やかに検討を行い、令和4年度中に一定の結論を得た上で、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- e 外務省は、旅券申請者の利便性向上等を図るため希望者に対して出頭を求めることなく配送によって旅券を交付することについて、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、マイナンバーカードを活用した本人確認等

による安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、配送のための費用負担のあり方を含め、検討を加速化させ、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

- f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、社会保険労務士による代理手続が多いこと及びより多くの社会保険労務士による電子申請の活用と電子申請における課題の提示が行政手続のデジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割であると整理したことを踏まえ、引き続き、全国社会保険労務士会連合会と連携して、電子申請の課題の把握等を行うとともに、オンライン利用率の大胆な引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- g 環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者の使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。

あわせて、小型家電等に含まれる貴重な資源の回収・再利用の促進及び中小企業・小規模事業者の電子マニフェストの利用促進の観点から、宅配便を活用した小口回収等について、関係者と連携して速やかに検討を行い、電子マニフェスト利用による資源回収・再利用の推進に資する施策について、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

- h 環境省は、主体的にデジタル庁と連携の上、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく手続について、国による一元的なプラットフォームの実現に向け、必要な取組を開始する。その際にはデジタル原則に則し、利用者目線で手続・運用の標準化に取り組み、民間アプリとの連携を含めて利用者にとって利便性が高い U I ・ U X を実現するとともに、手続面における不要なローカルルール廃止が徹底されるよう取り組む。また、マイナンバーカードや G ビズ I D の活用、各種証明書の添付省略等のワンスオンリー、手数料等の支払のキャッシュレス化、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取り組むとともに、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、狩猟免許のデジタル化の実現等を検討し、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

- i 各府省は、現時点でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うことが困難としている手続及びオンライン利用率引上げの基本計画が策定されていない手続 118 種類について、以下①から⑯までの取組を行う。

①内閣府は、主体的にデジタル庁、総務省等の関係府省と連携の上、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）の改正により、令和 4 年 6 月から添付書類の見直しや現況届の一律の届出義務を見直し、原則不要とするとともに児童手当の認定の請求等のオンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

②デジタル庁は、財務省その他の関係府省と連携し、納入者からの納入告知書

等の受領のオンライン化も含め、国における会計・契約・調達等のデジタル完結及びオンライン利用の促進に向け、必要な検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

- ③総務省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、危険物取扱者免状のデジタル化の実現等を検討し、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- ④総務省は、住民票の写し等の交付請求及び戸籍の附票の写しの交付請求について、住民等の利便性向上等の観点から行政機関間の情報連携の促進、コンビニ交付の普及等に取り組むとともに、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に係る全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- ⑤総務省は、行政相談の申出について、現在整備中の「行政相談委員ウェブサイト」の活用を促進するとともに、その状況を踏まえ、オンライン利用率の引上げに向け、具体的な検討を行う。
- ⑥総務省は、行政文書の開示請求について、内閣府及びデジタル庁における行政文書の電子的管理の検討状況を踏まえ、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。あわせて、各府省と連携して、手数料のキャッシュレス化を推進する。
- ⑦総務省は、経済センサス-基礎調査について、統計委員会での審議を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向けた具体的手法を検討し、必要な措置を講ずる。
- ⑧法務省及び厚生労働省は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく監査報告書の提出及び技能実習計画の認定申請について、令和3年度末で完了した調査研究の結果を踏まえ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げについて、速やかに検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- ⑨外務省は、在外公館における査証の発給申請について、国際的な人の往来の再開状況を踏まえつつ、オンライン化及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。
- ⑩財務省は、国家公務員共済組合法における被扶養者に係る届出等について、デジタル庁と主体的に連携した上で、e-Gov電子申請サービス及び今後整備予定のe-Gov審査支援サービスを活用したオンライン化について検討を進め、遅くとも令和6年度までに申請届出のオンライン化を実現するとともに、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結について引き続き検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中

小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。

⑪文部科学省は、私立学校教職員共済における標準報酬月額届出等について、令和3年に立ち上げた「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」において、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け主体的な検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。

⑫厚生労働省は、次に掲げる手続について、デジタル庁と検討・整理を行っている地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる手続におけるマイナポータルやe-Govの活用拡大についての方針が調い次第、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

<取組対象>

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法における支給認定の申請
- ・ 結核患者の入院等の届出
- ・ 犬の登録の申請・登録・鑑札の交付
- ・ 埋葬、火葬又は改葬の許可の申請
- ・ 児童扶養手当法における各種届出
- ・ 妊娠の届出
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における手続
- ・ 身体障害者手帳の交付の申請
- ・ 自立支援医療費の支給認定の申請
- ・ 特別児童扶養手当の所得状況届
- ・ 特別障害者手当の所得状況届
- ・ 介護保険法における手続
- ・ 国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律における資格喪失の届出等
- ・ 中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等
- ・ 生活保護における生計状況の変動等の届出等
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法における免許証の返納
- ・ 企業年金連合会が支給する老齢年金給付等を受ける権利の請求及び当該老齢年金給付等の受給者に係る住所変更届

⑬厚生労働省は、歯科医師の届出及び歯科衛生士の届出について、令和4年度中に医療従事者届出システムによるオンライン化を実現するとともに、オンライン利用率を引き上げる取組を開始する。あわせて、主体的にデジタル庁

と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、適切な連携について検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

⑭厚生労働省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受検の申請、医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手續について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

⑮厚生労働省は、中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。

⑯農林水産省は、農林業センサス研究会での審議を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を速やかに開始する。

## (6) 司法手続におけるデジタル化の推進

司法は、我が国の社会の基盤であり、その手続の在り方は、国民生活や事業活動に深い影響を及ぼしている。政府としても、司法府における自律的判断を尊重しつつ、社会のデジタル化を進める上で必要不可欠な司法手続のデジタル化に向け、積極的に取り組むことが求められる。

### ア 民事訴訟手続のデジタル化

【a：措置済み、b：可能なものから速やかに措置、c：継続的に措置、  
d：可能なものから順次措置】

### ＜基本的考え方＞

令和4年5月、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）が可決・成立し、インターネットを用いた申立てやウェブ会議による口頭弁論など、民事訴訟手続のデジタル化に向け、大きな一歩を踏み出した。今後は、円滑な施行に向け、業務の見直し、システム整備、細則の整備を一体的に進めることが必要となる。この際に、国民のメリットが大きい手続等について、先行運用を開始できるように環境整備に取り組むことが求められる。

基本的に、司法府において取組が進められることになるが、政府としても、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁等における国民目線で利用しやすいシステム構築に向けたノウハウを提供するなど、積極的にサポートを行いつつ、手数料等の側面での利用推進策を講ずるべきである。あわせて、デジタル技術を活用した民事訴訟手続が、デジタル社会の基盤として当然のように活用される社会の実現に向け、本人訴訟を行う者のサポートなどの措置を講じていくことが重要となる。



以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和4年通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理終結までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。
- b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。
- d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。

### イ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

【a：令和4年度結論、

b：令和5年の通常国会に法案提出、試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置、

c：可能なものから順次措置】

### ＜基本的考え方＞

民事訴訟法の改正と併せ、家事事件手続法と人事訴訟法も改正され、離婚に関する調停の成立や和解をウェブ会議によって可能とするなど家事事件手続の一部について、先行的にデジタル化に向けた法整備が行われた。これらについては、引き続き、デジタル化に向けた業務の見直し、システム整備、細則の整備を一体的に捉えた取組が積極的に行われることを期待する。

残る家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等についても、法制審議会においてデジタル化に向けた調査審議が進められているが、民事訴訟手続に大きく遅れることなく本格的な運用を開始できるよう、検討を加速化すべきである。その際には、届出債権者が多数にのぼる倒産事件などにおいて、手続のデジタル化による効果が極めて大きいと見込まれることや、運用により一部デジタル化を導入した事例が存在することも踏まえ、手続ごとの特性に応じたデジタル化を早期に目指す必要がある。

基本的に、システム構築については司法府において取組が進められることとなるが、政府としても、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁等における国民目線で利用しやすいシステム構築に向けたノウハウを提供するなど、積極的にサポートを行うべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。
- b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- c 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクル

ルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとするについての環境整備に取り組む。

## ウ 刑事手続のデジタル化

- 【a：令和4年上期に諮問。令和5年度を視野に国会に法案提出、  
b：令和4年度中に議論の状況を見極め必要な範囲で措置、  
c：可能なものから順次措置】

### <基本的考え方>

刑事手続においては、被疑者・被告人の権利利益や適正手続を定めた憲法の下、刑事訴訟法等の法令に基づく厳格な手続が定められており、その中には、紙媒体の書面による訴訟行為、作成者による書面への署名・押印、及び対面での手続の実施が求められる場面がある。被疑者・被告人を始めとした関係者の権利利益や刑事手続の特性に十分な配慮を尽くしつつも、刑事手続について、デジタル技術を活用し、検察・警察等の関係機関における内部業務の標準化・合理化などBPRを徹底することは、手続に関与する国民、特に被害者等の負担軽減につながり、また、感染症拡大時にも円滑・迅速な手続を可能とする観点から有用であると考えられるとともに、捜査・公判業務の合理化・効率化及びより一層の正確性の向上に資するものといえる。

令和4年3月に、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において報告書が取りまとめられたところ、速やかに法制化に向けた具体的な検討に入るとともに、可及的早期に上記のデジタル技術の活用の実現を図る観点から、早期の法案提出に向け、検討を加速する必要がある。加えて、デジタル化の検討に当たっては、司法府における自律的判断を尊重し、かつ、刑事手続の特性に留意しつつ、デジタル完結や機動的で柔軟なガバナンス、相互運用性の確保といったデジタル原則に則した検討を徹底すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、最高裁判所が所管する事項については司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書等を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進める。

その際、法務省及び警察庁は、告訴・告発、交通反則切符の作成、訴訟記録の閲覧・謄写、公判における証人尋問や被害者参加、裁判員の選任手続等について、被疑者・被告人を始めとした関係者の権利利益の確保や、プライバシー保護の要請等の各手続の特性に十分な配慮を尽くしつつ、刑事手続に関わる国民の負担軽減等を図るためのデジタル化を行う前提で、課題解決に向けた検討

を行うとともに、令和7年度中の一部施策の運用開始を視野に入れて、刑事手続のデジタル化の運用開始の詳細スケジュールを検討する。

- b 法務省及び警察庁は、法制審議会を含む検討の場の議論の状況を踏まえて、実務上の課題を、数字等のファクトや関係者のニーズに基づき正確に把握するため、必要な範囲で調査を実施する。

調査を行う際は、司法統計等の既存の統計を活用するとともに、必要に応じて追加的な統計調査を行うほか、法務行政に寄せられる国民の意見や情報通信技術の有識者の意見を聴取することに努める。

- c 法務省及び警察庁は、刑事手続のデジタル化に当たって、最高裁判所が所管する事項においては司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。

その際、法務省、警察庁、最高裁判所が整備するシステムについて、①業務の見直し、対応する制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②個別の手続ごとのシステム整備やシステム間のデータ連携が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、③個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化され関係者の業務が全体として合理化されるよう、関係者間で緊密に連携すること、④利用者目線で利用しやすいものとするため、開発段階から実際の利用者による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を適時調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと、⑤クラウドサービスを利用する際には、リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保することを念頭におきながら、環境整備に取り組む。

特に、警察庁は、交通違反取締を含め現場のデジタル化に取り組む。また、効率的・効果的なデジタル化を推進する観点から、各地域による独自の運用等を見直し、全国統一的なシステムを構築する。

規制改革推進会議委員及び専門委員名簿

**規制改革推進会議 委員名簿**

<敬称略>

議長	夏野 剛	近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長
議長代理	大槻 奈那	マネックス証券株式会社専門役員、名古屋商科大学大学院教授
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
	杉本 純子	日本大学法学部教授
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士 (パートナー)
	中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	本城慎之介	学校法人軽井沢風越学園理事長
	御手洗瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

## 規制改革推進会議 専門委員名簿（令和4年4月1日時点） <敬称略>

### ■ スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ

井上 岳一	株式会社日本総合研究所創発戦略センター シニアスペシャリスト
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
竹内 純子	NPO 法人国際環境経済研究所理事・主席研究員、 東北大学特任教授、U3innovations 合同会社共同代表
堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

### ■ 人への投資ワーキング・グループ

宇佐川 邦子	株式会社リクルート ジョブズリサーチセンター センター長
工藤 勇一	学校法人堀井学園理事、横浜創英中学・高等学校校長
鈴木 俊晴	早稲田大学社会科学総合学術院教授
水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
森 朋子	桐蔭学園小学校校長・幼稚園顧問 桐蔭横浜大学学長・教授

### ■ 医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ

印南 一路	慶應義塾大学総合政策学部教授
大石 佳能子	株式会社メディヴァ代表取締役社長
大浦 敬子	株式会社おとなの学校代表取締役
大橋 弘	東京大学副学長・大学院経済学研究科教授
佐々木 淳	医療法人社団悠翔会理事長・診療部長

### ■ 地域産業活性化ワーキング・グループ

青山 浩子	新潟食料農業大学講師
有路 昌彦	近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授
小針 美和	株式会社農林中金総合研究所主任研究員
南 雲 岳彦	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 専務執行役員
林 いづみ	桜坂法律事務所弁護士（創立パートナー）

### ■ デジタル基盤ワーキング・グループ

住田 智子	フューチャー株式会社執行役員
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード執行役員 CoPA Fintech 研究所長
田中 良弘	立命館大学法学部教授
戸田 文雄	日本電気株式会社常務理事
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所デジタル・イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員

## 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

## ■規制改革推進会議

第11回	R3. 8. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長互選、議長代理指名</li> <li>・ 規制改革推進会議の進め方について</li> <li>・ 規制改革の主な成果と当面の課題について</li> </ul>
第12回	R3. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面の規制改革の実施事項について</li> <li>・ 規制改革推進会議の進め方について</li> </ul>
第13回	R4. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制改革推進に関する答申（案）について</li> </ul>

(令和3年8月～令和3年12月)

## ■デジタルワーキング・グループ

第1回	R3. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組について（戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進等） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の取組・課題について（株式会社グラファーからヒアリング）</li> <li>- 戸籍謄抄本の請求等のオンライン化に係る国の取組等について（法務省からヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第2回	R3. 9. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化について（株式会社内田洋行、株式会社アスコエパートナーズ、総務省からヒアリング）</li> <li>・ 株主総会資料のオンライン提供の拡大について（一般社団法人日本経済団体連合会、法務省からヒアリング）</li> </ul>
第3回	R3. 10. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業廃棄物のマニフェスト制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 産業廃棄物の電子マニフェストについて（一般社団法人日本経済団体連合会からヒアリング）</li> <li>- オンライン利用率を大胆に引き上げる取組（産業廃棄物のマニフェスト制度）について（環境省からヒアリング）</li> </ul> </li> <li>(2) 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 小規模企業共済・中小企業倒産防止共済のオンライン化における課題・要望について（日本商工会議所からヒアリング）</li> <li>- オンライン利用率を大胆に引き上げる取組（中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済）について（経済産業省からヒアリング）</li> </ul> </li> <li>(3) 「計画の策定が困難」と回答があった手続への対応</li> </ol> </li> <li>・ 経済団体からの要望に対する対応について</li> </ul>

第4回	R3. 11. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟手続のデジタル化について (一般社団法人日本経済団体連合会、法務省、デジタル庁からヒアリング)</li> <li>家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化について (たつき総合法律事務所、杉本座長代理、法務省からヒアリング)</li> </ul>
第5回	R3. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットバンキングの利用促進について (弥生株式会社、千葉商科大学教授、金融庁、中小企業庁からヒアリング)</li> <li>企業の会計業務におけるデータ流通の促進(決済データのAPI連携)について (全国商工会連合会、弥生株式会社、千葉商科大学教授、経済産業省、金融庁からヒアリング)</li> <li>「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に係る取組について</li> </ul>
第6回	R3. 12. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組について(旅券発給申請手続のオンライン化について) (外務省からヒアリング)</li> </ul>

### ■経済活性化ワーキング・グループ

第1回	R3. 9. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上に向けた物流改革に関する取組状況のフォローアップ</li> <li>タクシーの利便性向上に関する取組状況のフォローアップ</li> <li>電力データ活用による新たな付加価値創造に関する取組状況のフォローアップ</li> </ul>
第2回	R3. 10. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>船荷証券の電子化(フォローアップ)</li> </ul>
第3回	R3. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業における技術者等の配置・専任要件等の緩和</li> </ul>
第4回	R3. 11. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>Society5.0の実現に向けた電波制度改革</li> <li>無線LAN等の認証における欧米向け試験データの活用</li> <li>ローカル5Gの普及拡大に向けたガイドラインの改定等</li> <li>アマチュア無線免許手続</li> </ul>
第5回	R3. 11. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>「簡素で一元的な権利処理」の在り方に関する検討状況について</li> </ul>
第6回	R3. 12. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引に係る書類のデジタル原則化に向けて</li> </ul>
第7回	R3. 12. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ma a S推進に向けた交通関連データ共通フォーマット(GTF S-J P)の活用</li> <li>取組状況のフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>- タクシーの利便性向上</li> <li>- 生産性向上に向けた物流改革</li> </ul> </li> <li>規制改革ホットライン処理方針</li> </ul>

### ■子育て・教育・働き方ワーキング・グループ

第1回	R3. 9. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働市場における雇用仲介制度の在り方</li> </ul>
第2回	R3. 9. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別免許状等多様な外部人材の教員への登用に関する制度について</li> <li>オンライン授業の実施状況について</li> </ul>
第3回	R3. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の育児休業取得促進に向けたルール整備</li> <li>保育士不足の解消に向けた制度の見直し</li> </ul>



第4回	R3. 10. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間制度の在り方</li> <li>・養育費の確保に関する取組</li> </ul>
第5回	R3. 11. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル時代を踏まえた大学設置基準の見直し</li> <li>・オンライン授業の実施状況について</li> </ul>
第6回	R3. 11. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間制度の在り方</li> </ul>
第7回	R3. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間制度の在り方</li> <li>・労働市場における雇用仲介制度の在り方</li> </ul>

### ■医療・介護ワーキング・グループ

第1回	R3. 9. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン診療・オンライン服薬指導に関する検討状況について（フォローアップ）</li> <li>・新型コロナウイルス抗原検査キットの薬局等における販売について</li> <li>・地域医療構想調整会議のガバナンス向上について</li> </ul>
第2回	R3. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護関係職のタスクシフトについて（フォローアップ及び新規）</li> <li>・医薬品、医療機器の広告規制の合理化について</li> <li>・車両による移動式PCR検査や空きスペースを活用したコロナ診療について</li> </ul>
第3回	R3. 10. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分野におけるDXの促進のための電子署名の取扱いについて（フォローアップ及び一部新規事項）</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金における審査・支払業務について（フォローアップ）</li> <li>・電子処方箋システムの構築状況について（フォローアップ）</li> </ul>
第4回	R3. 10. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム医療機器（SaMD）に関する承認審査等の在り方について（フォローアップ含む）</li> <li>・医療機器製造業規制等のプログラム医療機器への適用について</li> </ul>
第5回	R3. 11. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治験の円滑化について（フォローアップ含む）</li> <li>・新型コロナウイルス抗原検査キットに関する規制について</li> <li>・第1回から第4回までのワーキング・グループにおいて議題となった事項の振り返り</li> </ul>
第6回	R3. 12. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス抗原検査キットに関する規制について</li> <li>・第1回から第5回までのワーキング・グループにおいて議題となった事項の振り返り</li> </ul>
第7回	R3. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設における介護サービスの生産性向上及び医療アクセスの向上について</li> <li>・中間取りまとめ案について</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針について</li> </ul>

### ■農林水産ワーキング・グループ

第1回	R3. 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業の成長産業化に向けた改革について（農林水産省、事業者及び有識者からヒアリング）</li> </ul>
第2回	R3. 9. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業の成長産業化に向けた改革について（農林水産省、国土交通省及び事業者からヒアリング）</li> </ul>

第3回	R3. 11. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクターの公道走行に係る手続の簡素化について (国土交通省、農林水産省及び事業者からヒアリング)</li> <li>・林業の成長産業化に向けた改革について (農林水産省、国土交通省、警察庁、事業者及び有識者からヒアリング)</li> </ul>
第4回	R3. 12. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革実施計画のフォローアップについて</li> </ul>

(令和4年1月～)

### ■スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ

第1回	R4. 1. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能で質の高い社会インフラに向けた制度整備(上下水道の事例)</li> <li>・自律分散型の水循環システムの実装に向けた環境整備</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針</li> </ul>
第2回	R4. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化マンションの再生に向けた規制改革の推進(フォローアップ)</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針</li> </ul>
第3回	R4. 3. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会に対応したデジタル証券セカンダリー市場の環境整備</li> </ul>
第4回	R4. 3. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル時代における放送制度の在り方について</li> </ul>
第5回	R4. 4. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Society5.0の実現に向けた電波制度改革</li> <li>・高速無線LAN等搭載機器の開発推進に向けた欧米基準の無線試験レポートの活用促進</li> <li>・ローカル5Gの普及拡大に向けたガイドラインの解釈や手続の明確化</li> </ul>
第6回	R4. 4. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上に向けた物流改革(フォローアップ)</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針</li> </ul>
第7回	R4. 4. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップに関する制度(法人設立手続のデジタル完結等)</li> </ul>
第8回	R4. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金移動業者の口座への賃金支払について</li> <li>・事業成長担保権の創設・整備について</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針</li> </ul>
第9回	R4. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップに関する制度(法人設立手続のデジタル完結等)(厚生労働省関係)</li> </ul>

### ■人への投資ワーキング・グループ

第1回	R4. 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的投資の充実につながるリカレント教育の促進</li> </ul>
第2回	R4. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーションを促進する高等教育の推進</li> <li>・初等中等教育における専門人材の活用</li> </ul>
第3回	R4. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的投資の充実につながるリカレント教育の促進</li> </ul>
第4回	R4. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校における情報科教育</li> </ul>
第5回	R4. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費の確保に向けた取組</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針について</li> </ul>
第6回	R4. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な労働移動の実現に向けた環境整備と労働制度の見直しの方向性</li> </ul>
第7回	R4. 4. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会に開かれた学修者主体の初等中等教育</li> <li>・多様な学修ニーズを実現する高等教育</li> </ul>

### ■医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ

第1回	R4. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局業務に関する対人業務の充実及び患者の利便性向上について</li> <li>・オンライン服薬指導に関するコロナ特例措置の恒久化の対応状況について</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針について</li> </ul>
第2回	R4. 2. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な介護制度の実現</li> <li>・オンライン服薬指導に関するコロナ特例措置の恒久化の対応状況について</li> <li>・医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定に向けた取組状況について</li> </ul>
第3回	R4. 2. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関における検査データの創薬目的の利活用について（フォローアップ含む）</li> <li>・創薬のためのNDB情報の利用（死亡情報の連結解析の推進）について（フォローアップ含む）</li> <li>・医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定に向けた取組状況について</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針について</li> </ul>
第4回	R4. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局業務に関する対人業務の充実について（フォローアップ含む）</li> <li>・一般用医薬品販売規制の見直しについて（フォローアップ含む）</li> </ul>
第5回	R4. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームにおける医療アクセスの向上について</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針について</li> </ul>
第6回	R4. 4. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用医療機器において兆候を検出した疾病名の表示について</li> <li>・介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減について</li> </ul>
第7回	R4. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用医薬品（スイッチOTC）の選択肢拡大について（フォローアップ）</li> <li>・質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備について（フォローアップ）</li> <li>・これまでの議論を踏まえた主な論点について</li> </ul>

### ■地域産業活性化ワーキング・グループ

第1回	R4. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組について〔フォローアップ〕 （公正取引委員会、農林水産省、事業者及び有識者からヒアリング）</li> <li>・改正漁業法等の制度運用（資源管理）について〔フォローアップ〕 （農林水産省、事業者及び有識者からヒアリング）</li> <li>・規制改革ホットラインの処理方針について</li> </ul>
第2回	R4. 3. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正漁業法等の制度運用（資源管理）について〔フォローアップ〕 （農林水産省、事業者及び有識者からヒアリング）</li> <li>・水産流通適正化法等の制度運用について〔フォローアップ〕 （農林水産省、デジタル庁及び有識者からヒアリング）</li> </ul>
第3回	R4. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革等について〔フォローアップ〕 （農林水産省及び公正取引委員会からヒアリング）</li> </ul>

第4回	R4. 4. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用の最適化の推進について〔フォローアップ〕 (農林水産省及び事業者からヒアリング)</li> <li>・農地の違反転用の課題等について〔フォローアップ〕 (農林水産省、国土交通省、経済産業省、法務省、総務省及び事業者からヒアリング)</li> </ul>
第5回	R4. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方での民泊の推進に向けた住宅宿泊管理業の担い手確保</li> <li>・規制改革ホットライン処理方針</li> </ul>

### ■ デジタル基盤ワーキング・グループ

第1回	R4. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体への税・公金納付のデジタル化について (電気事業連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、総務省、デジタル庁、国土交通省からヒアリング)</li> <li>・規制改革ホットラインの処理方針等について</li> </ul>
第2回	R4. 3. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自筆証書遺言のデジタル化について (SAMURAI Security 株式会社、陰山司法書士事務所、法務省からヒアリング)</li> <li>・公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について (フォローアップ) (法務省からヒアリング)</li> </ul>
第3回	R4. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事手続のデジタル化について (法務省、警察庁からヒアリング)</li> <li>・5G等の普及拡大を見据えた免許関連手続等のデジタル化について (一般社団法人日本経済団体連合会、総務省からヒアリング)</li> <li>・規制改革ホットラインの処理方針について</li> </ul>
第4回	R4. 4. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性質上オンライン化が適当でないとされる「公共職業安定所での失業の認定」について (厚生労働省からヒアリング)</li> <li>・規制改革ホットラインの処理方針について</li> </ul>
第5回	R4. 4. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続のオンライン化及びオンライン利用率の引上げ」について (環境省からヒアリング)</li> <li>・「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」について (公正取引委員会からヒアリング)</li> <li>・「小型家電等の産業廃棄物の適切な処理等の促進及び電子マニフェストの利用拡大」について</li> <li>・「『オンライン利用率を大胆に引き上げる取組』を行うことが困難としている手続に係る『取組状況及び今後の工程』」について</li> <li>・「『地方公共団体と事業者の手続のデジタル化』について『方針を示すことができない』としている手続に係る『取組状況及び今後の具体的な取組方針』」について</li> <li>・規制改革ホットラインの処理方針について</li> </ul>